

エヌ・ティ・ティ・データ九州と
裁判上の和解をした和解金に関する調査
最終報告書

(市政運営に関する調査特別委員会)

令和8年第216回浦添市議会（3月定例会）

浦 添 市 議 会

市 政 運 営 に 関 す る 調 査 特 別 委 員 会
エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査
最終報告書

目 次

1. 市政運営に関する調査特別委員会設置の経過について	
(1) 委員会設置の経緯	1
(2) 委員会の設置	1～2
1) 調査事項	1
2) 調査内容	1
3) 委員の定数	1
4) 委員の氏名	1～2
2. 市政運営に関する調査特別委員会の開催状況について	
(1) 本特別委員会の開催状況	2～25
3. 協議等による重要な決定事項	25
4. 本特別委員会の調査の結果で明らかになった事項	25～26
5. 第14期の本特別委員会の調査の指摘事項に対する執行部の見解	27～28
6. 執行部による問題の根本原因の分析	28～29
7. 執行部による総合的な再発防止策	30～31
8. 市長の行政責任	32

9. 結びに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32～33

10. 資料

(1) 監査の要求に係る監査の結果について

(2) エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査に関連したこれまでの経緯、現在の状況、今後の方針等を記載した資料について（報告）

(3) エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査及びハラスメントに関する資料に関連する資料の提出について（提出）

(4) エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査に関連する資料の提出について（訂正）

(5) 総合行政システム切替 費用分析 ～第六次システム切替による比較～

エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査 最終報告書

1. 市政運営に関する調査特別委員会設置の経過について

(1) 委員会設置の経緯（中間報告以降）

令和7年第212回浦添市議会定例会（3月24日）において、第14期の議員によって構成された市政運営に関する調査特別委員会から、エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する中間調査報告書が提出された。

しかし、本事件については、審議未了のため、3月10日、第17回本特別委員会において、引き続き真相解明に向けた協議を行っていただきたいとの申し送り事項が決定されている。

それを受け、令和7年6月2日、エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査を付託するため、第15期の議員12人の委員をもって構成する市政運営に関する調査特別委員会が設置された。

(2) 委員会の設置

1) 調査事項

エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査を行う。

2) 調査内容

エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する経緯及びその内容等の真相究明に関する事項の調査を行う。

3) 委員の定数

12人（令和7年6月2日設置）

4) 委員の氏名

委員長 比嘉武宏（令和7年9月10日委員長辞任・委員退任）

副委員長 古波蔵保尚（令和7年9月10日委員長就任）

委員 大城翼

委員 具志未由李

委員 又吉愛華（令和7年9月10日副委員長就任）

委員 下地秀男

委員 豊元ふき

委員	下門愛花
委員	安谷屋仁
委員	宜野座富夫
委員	田畑翔吾
委員	當間清春
委員	儀間光秀（令和7年12月2日委員選任）

2. 市政運営に関する調査特別委員会の開催状況について

(1) 本特別委員会の開催状況

本特別委員会は、令和7年6月2日の設置から令和8年3月13日まで、計12回開催されている。

この間、エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査において、当該和解金に携わった職員への出席を要求し、質疑を行うなど計11回の委員会を開催し、多様な観点から本件の真相解明に取り組んだ。

回数	開催日	調査の内容
第1回	令和7年6月2日	比嘉武宏臨時委員長のもと委員長の互選を行い、指名推選により、比嘉武宏委員が委員長に選任された。 副委員長の互選を行い、指名推選により、古波蔵保尚委員が副委員長に選任された。 また、協議の結果、閉会中継続審査申出書を議長に提出することが決定され、会議録を作成することが決定された。 これまでに、作成されたエヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する中間調査報告書（第14期 市政運営に関する調査特別委員会）、監査の要求に係る監査の結果について（浦添市監査委員）資料(1)が要求された。
資料配布	6月6日	委員に、エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する中間調査報告書（第14期 市政運営に関する調査特別委員会）、監査の要求に係る監査の結果について（浦添市監査委員）資料(1)が配布された。

<p>第 2 回</p>	<p>6 月 20 日</p>	<p>協議の結果、以下の事項が決定された。</p> <p>① 会議時間は、原則として午前10時から午後4時30分までを目途とする。</p> <p>② 各委員の質疑時間は、答弁を除いて10分とする。</p> <p>③ 本委員会において、各調査項目の調査に必要な資料等について協議・決定し、執行部に対して資料等の要求を行う。また、執行部から提出された資料について、関係する説明員の出席要求を行い、当該資料の説明を求めた後に質疑を行う。</p> <p>④ 招集通知及び資料の紙面による配布は、原則、同封して、議会事務局内の各委員の文書棚に差し入れ、招集通知及び資料の配信については、「elgana」及び「SDNeo」を利用した電磁的記録により行う。</p> <p>⑤ 調査項目の調査終了時点で調査報告書を、調査途中の中間報告が必要な場合は中間報告書を、それぞれ本委員会で取りまとめのうえ決定し、本会議の場で報告することを議長へ申し入れる。</p> <p>次回以降の特別委員会について、以下のとおり決定された。</p> <p>① 執行部に対して、本特別委員会への出席及び調査事項のこれまでの経緯・概要・現在状況等を記した資料の提出を求めるとともに、それについての質疑を行う。</p> <p>② 浦添市監査委員に出席及び先般提出された監査の要求に係る監査の結果について資料(1)の報告を求め、それについての質疑を行う。</p> <p>上記について、議長へ申し入れを行う。</p> <p>調査事項等の報告を受けた後、あらためて今後の本特別委員会の運営方針について協議する。</p> <p>次回の日程について 次回の日程は、8月12日（火）及び8月13日（水）の2日間開催することが決定された。</p> <p>エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査に関する資料について、第15期においても資料の要求を行うか協議が行われ、必要な委員は事務局へ申し出ることが決定された。</p> <p>閉会中継続審査申出書（議会提出日の変更）を議長へ提出することが決定された。</p>
----------------------	-----------------------------	---

<p>第 3 回</p>	<p>8 月 12 日</p>	<p>説明員として、総務部長、企画部長、職員課長、情報政策課長、職員課人事係長、情報政策課情報政策係長、情報政策課情報政策係主査に出席を求め質疑が行われた。</p> <p>【執行部からの説明後、主な質疑】</p> <p>最初に、エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査に関連したこれまでの経緯、現在の状況、今後の方針等を記載した資料について（報告）資料(2)に沿って、執行部より報告がなされた後、質疑が行われた。</p> <p>（委員の質疑要旨） そもそもベンダーロックインを打破する必要があったのか。</p> <p>（情報政策課長の答弁要旨） 当時の状況としては、改修費にお金がかかる、システムを導入したベンダーしか改修ができないことから、ベンダーロックインの打破を目指し、かつ地元事業者の育成を図りたいという思いで、第五次総合行政システムに向けての動きがあった。</p> <p>（委員の質疑要旨） システム導入について、各担当課から賛成や反対の意見を聞いて導入に至ったのか。</p> <p>（情報政策課長の答弁要旨） 当時、説明会は開いているが、各課からの要望とか、アンケート調査を行ったかどうかは、不明である。</p> <p>（委員の質疑要旨） 解約の前に、そもそも導入の時点で危うい。当時の市長・副市長に責任はないのか。</p> <p>（情報政策課長の答弁要旨） 導入のときの契約締結の決裁権者は副市長となっている。その後の対応については、資料上確認が取れないが、開始直後にシステムが停止して、新聞報道にもなったので、市長・副市長含め、トラブルについては認識していたものと考えている。特別職の責任については、法律上、内部の方からは問うことができないのでお答えができない。</p>
----------------------	-----------------------------	---

<p>第 3 回</p>	<p>8 月 12 日</p>	<p>(委員の質疑要旨) 市民負担につながる契約の解除という極めて重要な決定について、起案文書が作成されていないとのことだが、それでいいのか。</p> <p>(情報政策課長の答弁要旨) 二役も含めて、その解約については、しっかり内容の確認を取っている認識である。しかし、あくまで調整という報告文書として残っているため、本来は、意思決定の起案文書が適正である。</p> <p>(委員の質疑要旨) 契約書の中に、途中解約やその付帯事項はなかったのか。</p> <p>(情報政策課長の答弁要旨) 「第10条 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当したときは、相手方は何らの通知等を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとする。」とあり、(1)の部分を適用して解除に至っている。</p> <p>(委員の質疑要旨) 裁判に負けたってことは、この条文がかなわなかったということか。</p> <p>(情報政策課長の答弁要旨) 賃貸借契約か請負契約かというのは、争点として審理され、裁判所は請負または準委託になると判断した。</p> <p>(委員の質疑要旨) 市は、顧問弁護士と何回相談したのか。</p> <p>(情報政策課長の答弁要旨) 顧問弁護士と十数回相談している。</p> <p>(委員の質疑要旨) 契約事務における基本的な手続きが遵守されていない、そのようなずさんな契約事務が市民に大きな負担を強いてしまったと感じる。再発防止策で、今後浦添市ITガバナンスガイドラインで定められた各プロセスで作成される全ての文書を公文書として適切に作成、保存することを意識づけるとあるが、本当に解決していけるのか。</p> <p>(情報政策課長の答弁要旨)</p>
----------------------	-----------------------------	--

<p>第 3 回</p>	<p>8 月 12 日</p>	<p>今後、同様な事案を防いでいくために、浦添市 I T ガバナンスガイドラインをみんなで共有し実行していく。</p> <p>(委員の質疑要旨) このような管理体制だと必ずまた起こると思うので、これ以上市民負担を起こさせないためにどうするのか。 附帯決議にあるように、行政として、今後どのように市民負担をかけないように対応するのか。</p> <p>(企画部長の答弁要旨) 再発防止策については、絵に描いた餅で終わらない覚悟で報告書を作成している。契約内容によるが、外部専門家による契約の法的チェック・重要案件に関する委員会の多角的審議の必須化・全てのプロセスの文書化と適正保存など、市民の信頼を回復するためにも、報告書を出している。 附帯決議について、市民へ負担を負わせないということは重く受け止めている。ガバナンス不全に対する対応を最大の責務と考えて、このような事態を繰り返さないための本当に実効性のある再発防止策を構築し、断行していくことが附帯決議の趣旨にお応えする唯一の道だと考えている。</p> <p>(委員の質疑要旨) 2億6,000万円について、個人の故意や重大な過失としては認められなかったのか、市民が負担するという結論でいいのか。</p> <p>(職員課長の答弁要旨) 個人に賠償請求するとなると、やはり法に基づいてということになる。地方自治法上の規定に照らすと、現状として、個人賠償が発生する状況にはないというところになる。 そういった意味では、皆様の税金から支出されるということになっている。大変申し訳なく思う。</p> <p>(委員の質疑要旨) この報告書は、市長、副市長も一緒につくり上げたのか。</p> <p>(企画部長の答弁要旨) 部長会と庁議において、事前に、二役による内容の確認、報告をしている。</p>
----------------------	-----------------------------	---

<p>第 3 回</p>	<p>8 月 12 日</p>	<p>(委員の質疑要旨) 市民への説明責任はどうするのか。説明を特別職から行う認識か。</p> <p>(企画部長の答弁要旨) しっかり、内部で検討する。</p> <p>(委員の質疑要旨) 契約の解除において、正規起案文書を作成していなかったのか。</p> <p>(情報政策課長の答弁要旨) 契約解除の意思決定と契約解除の通知の本来2つあるべき起案文書について、契約解除の通知に係る起案文書はあるが、契約解除の意思決定に係る起案文書はない。</p> <p>(委員の質疑要旨) 1つの起案文書は、正規な事務手続きを経ていなかったのか。</p> <p>(情報政策課長の答弁要旨) 委員の御認識のとおりである。</p> <p>(委員の質疑要旨) 市から、契約の解除、解約したい意思を最初に伝えたのはいつ頃か。</p> <p>(情報政策課長の答弁要旨) 平成25年12月9日である。</p> <p>(委員の質疑要旨) (報告) 資料(2) 4ページの監査結果の要点について、市民に説明できるのか。</p> <p>(情報政策課長の答弁要旨) 実際、こういった事実があったということは反省すべきだと思っているので、責めらると思うが、きちんと説明すべきであると考えている。</p> <p>(委員の質疑要旨) (報告) 資料(2) 4ページの2. 監査結果の要点について、予定価格の積算根拠となる資料、設計書などが不存在または不明確、これはどういう</p>
----------------------	-----------------------------	--

<p>第 3 回</p>	<p>8 月 12 日</p>	<p>意味か。</p> <p>(情報政策課長の答弁要旨) 予定価格の積算根拠となる資料が、もともと設計書に添付されていなかったのか、紛失したのか状況が定かでなく不存在であった。 また、ついてはいるが、その数字が予定価格の設計書に書かれた数字と一致しないものがある、(監査から) 不明確という記載をさせていただいて、という指摘事項もあった。</p> <p>(委員の質疑要旨) 契約保証金免除の根拠資料の不存在、または不備により免除の妥当性の判断ができないとは何か。</p> <p>(情報政策課長の答弁要旨) 契約保証金を免除するに当たって、適用する条文の記載はあるが、その説明が明確に示されていないと監査の指摘があった。</p> <p>(委員の質疑要旨) 納品物の不足がある状態で検収を行ったのは理解できない。どう考えるのか。</p> <p>(情報政策課長の答弁要旨) 現時点で残された資料から確認できることは、マニュアルがなかったという納品物に不足があった状態で検収が行われた。 今後、再発防止策として、きちんと客観的な証跡に基づいてシステムの稼働判定を行うなどの契約規則を遵守し、検収を実施していきたい。</p> <p>(委員の質疑要旨) 現時点で、説明責任について、その結論を見出してほしいと思うがどうか。</p> <p>(企画部長の答弁要旨) 法的に示されている監査の結果を受けて説明責任がある。 今回の監査について、結果が出た契約解除と支払い停止に関する意見、監査委員からの意見、また控訴した意見なども出ているので、しっかり市民に説明をする。 本当に今回報告書として出しているが、委員の御指摘を極めて重く受け止めている。</p>
----------------------	-----------------------------	--

<p>第 3 回</p>	<p>8 月 12 日</p>	<p>しかしながら、監査を受けて地方自治法上、職員に賠償を命じるには、故意または重大な過失があったことの認定が必要になるので、そういった意味では慎重にならざるを得ない状況もある。</p> <p>今回の監査を踏まえて、そこを認定するには至らなかったことが専門的に判断が示されたので、我々にできることは、今後二度とこのようなことが起こらないように、しっかり組織全体のガバナンスを周知する。また説明の仕方は今一度検討する。</p> <p>(委員の質疑要旨) システムの稼働直後から慢性的な不具合が頻発していたとあるが、なぜ検証プロジェクトを立ち上げるまで時間がかかったのか。</p> <p>(情報政策課長の答弁要旨) 平成25年に検証プロジェクトが立ち上がる前、平成22年度に第五次総合行政システムの運用開始から運営状況の現状と課題について報告がされている。</p> <p>その中で、システムの今後の在り方について早急に検討するべきということで、どのような障害が発生したのか各個別システムごとに状況の報告がされている。</p> <p>また、平成23年度からスタートする福祉システムについて、このまま前に進めていいのかどうか、本当にシステムを稼働させるべきか検討しており、福祉システムは、最初にスタートした総合行政システムの課題を解決した上で進めるという調整を行いスタートに至っている。</p> <p>(委員の質疑要旨) システムの稼働直後から慢性的な不具合が頻発していたが、その都度解消されたのか。</p> <p>(情報政策課長の答弁要旨) 基本都度不具合を解消しながらシステムの運用に努めていたが、一部を直すと別の不具合が発生するなど、開発元と調整をしてきた。</p> <p>先ほどの説明で不具合を解消した上で、福祉システムの稼働に踏み切ったが、やはり、福祉システムもスタート後いろいろと不具合が発生した。</p> <p>(委員の質疑要旨) 通常は、そのシステムを開発した業者が、連携を取って改善していくものだと思うが、しっかり契約書にうたわれていたのか。</p>
----------------------	-----------------------------	---

<p>第 3 回</p>	<p>8 月 12 日</p>	<p>(情報政策課長の答弁要旨) 契約書上は、瑕疵担保責任等がうたわれているので、対応はしていたという認識をしている。 なお、委託契約を結んでいる業者と再委託先は別の企業が請け負っているため、解決に至るまで時間がかかったり、いろいろと不具合があったという認識である。</p> <p>(委員の質疑要旨) ガバナンスの再構築の話があったが、具体的に部署のどことどこ、誰と誰がチェックをしていくのか。</p> <p>(情報政策課長の答弁要旨) 今回再発防止策の中核に据えて、浦添市 I T ガバナンスガイドラインを策定しており、その中で情報政策課が事務局となり、各課が調達するシステムの助言であったり、システム調達の検討内容についてチェックをするといった手続きを踏む内容となっている。 実際の導入に当たって、高額な実施計画に該当するものに関して、部長級で構成される情報化推進委員会できちんと検討して、企画課の査定に上げていく。 また、低額な予算であったり、経常的なものに関しては、情報政策課の浦添市 I T ガバナンスガイドラインの検証を受けたことを前提に、当初予算の査定で、必ず企画課、財政課のチェックも働く。</p> <p>(委員の質疑要旨) なぜ10年間の長期契約をしたのか。もしこれが5年間とか中期計画だったら、平成20年に始まって、平成26年にシステム入れ替えを正式に決定していれば、今回の2億7,000万円弱のものを支払わなくても済んだのではないか。</p> <p>(情報政策課長の答弁要旨) 正確な答えは持ち合わせていないが、システム調達に五、六年に1度システム更新を行うと、多くの職員で短期集中的に業務改善を行うことになり、業務のP D C Aを回せず、課題が積もるばかりで、業務コストの拡大など新たな課題が挙げられる。 そのため、改善したシステムを長く使い続けたいというところから長期の契約に至ったのではないか。</p> <p>(委員の質疑要旨)</p>
----------------------	-----------------------------	--

<p>第 3 回</p>	<p>8 月 12 日</p>	<p>浦添市ITガバナンスガイドラインは、いつの期間から取り入れて、どのように研修するといったマニュアルみたいなものをいつまでにつくるのか。</p> <p>(情報政策課長の答弁要旨) 令和7年6月27日にガイドラインの決済を受け、庁内の周知は済んでおり、基本的なスケジュールを載せている。</p> <p>次に、監査要求に係る監査の結果について資料(1)に沿って、浦添市監査委員より説明聴取後、質疑が行われた。</p> <p>(委員の質疑要旨) 対面で実際にお話を聞かれた方、情報政策課の方々は、退職された方なのか、それとも現在いらっしゃる方なのか。</p> <p>(代表監査委員の答弁要旨) 私どもが対面でお話を伺ったのは、現在の情報政策課の皆さん。情報政策課の皆さんが意見を聞いたという関係者については、退職された方々も入っていたと伺っている。</p> <p>(委員の質疑要旨) 「裁判に付随する事務処理については、適切な手続きを踏んでいることから、問題がなかったと言える。」とあるが、この問題がなかったという部分について。</p> <p>(代表監査委員の答弁要旨) 地方自治法の第199条第6項というところに定めてある「地方公共団体の事務の執行に係る監査」ということで監査依頼を受けている。監査委員として判断できるものは、既に事務が行われていて、その結果が行政文書として存在しているものの中からしか見ることができない、判断することができない。 裁判のほうで結論が出ているものについては、監査委員として意見を述べる立場ではないと、そういった意味である。</p> <p>(委員の質疑要旨) ある資料の中でしか監査は入ることができないということか。</p> <p>(代表監査委員の答弁要旨)</p>
----------------------	-----------------------------	---

<p>第 3 回</p>	<p>8 月 12 日</p>	<p>おっしゃるとおりである。</p> <p>(委員の質疑要旨) 分厚い資料を全部見て、書かれているもの全てということでよいか。</p> <p>(代表監査委員の答弁要旨) 監査報告書の中で、後ろのほうに確認した資料に出ている資料を全部確認して報告書を作成している。これだけの膨大な量の文書を一つ一つ細かく確認するということが大分時間がかかった。</p> <p>(委員の質疑要旨) 行政の手続きに重きを置いて恐らく監査をしていくと思うが、監査として行政に、どのようなことを再発防止策として求めているのか。</p> <p>(代表監査委員の答弁要旨) 職員に研修を行ったり、会計課主催で注意喚起の文書を発出したり、こういった悪いものがありましたというケーススタディーをたくさん周知してきた。 今後さらにいえば、(文書中の)意見の中の「内部統制についての機能強化を図られたい。」という部分に尽きる。 この内部統制が非常に重要であり、長には、この内部統制の機能強化が一番の要望事項である。</p> <p>エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査及びハラスメントに関する調査の進め方について、次回の特別委員会で協議することが決定された。</p>
<p>第 4 回</p>	<p>8 月 13 日</p>	<p>以下の事項について、執行部へ申し入れを行うことが決定された。</p> <p>① 市民及び市議会等に対するエヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査に係る速やかな説明責任を求めることについて</p> <p>今後の協議の進め方について 9月定例会中の委員会については、執行部の出席は求めず、上記申し入れ事項についての回答を踏まえて、今後の協議の進め方を決めることが決定された。</p>

第 5 回	9 月 10 日	<p>比嘉武宏委員長の辞任により、委員長の互選が行われ、投票により、古波蔵保尚副委員長が委員長に選任された。</p> <p>古波蔵保尚副委員長の委員長就任に伴い、副委員長の互選が行われ、投票により、又吉愛華委員が副委員長に選任された。</p> <p>次回の委員会では、前回、執行部へ申し入れを行った事項について、協議を行うことが確認された。</p>
第 6 回	9 月 26 日	<p>前回、執行部へ申し入れを行った事項について、エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査及びハラスメントに関する調査に関連する資料の提出について（提出）資料(3)の提出があり、当該資料を基に委員間協議を行った。</p> <p>協議の結果、当該資料(3)における①の回答内容について、次回の委員会において、執行部より、具体的な説明聴取を行うことが決定された。</p> <p>次回の開催日時については、11月に行われることが決定された。具体的な日時については、正副委員長一任とすることが決定された。</p>
第 8 回	11 月 12 日	<p>説明員として、市長、副市長、総務部長、企画部長、職員課長、情報政策課長、職員課人事係長、情報政策課情報政策係長、情報政策課情報政策係主査に出席を求め、エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査に関連する資料について（提出）資料(3)、及び（訂正）資料(4)の質疑が行われた。</p> <p>【執行部からの説明後、主な質疑】</p> <p>①市民及び市議会に対するエヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査に係る速やかな説明責任を求めることについて、執行部より説明聴取後、質疑を行った。</p> <p>（委員の質疑要旨）</p> <p>非常に初歩的な事務のミスが散見される。正直言って、この第5次総合行政システムの導入はかなりの無理があったのだろう。</p> <p>それに対しての専門的知識の欠如。松本市長が就任される前からのシステム導入についての動きではあるが、市長に就任して、このトラブルが発生していることについての報告は当然受けているとは思いますが、そのときから庁議のほうには市長自ら参加はしていたのか。</p>

<p>第 8 回</p>	<p>11 月 12 日</p>	<p>(市長の答弁要旨) 私が就任して直後から、このシステムがこういう大きな不具合等に基づいて職員に多大なる負担がかかっているという報告は受けている。私も入ってきたばかりで、内部でこういう状態になっているということはもちろん知らなかった。 まずはしっかりとその検証をしましょうと、何が原因で職員が苦勞しているのかということをしっかり検証してくださいということで設置したのが検証プロジェクトと呼ばれるものである。</p> <p>(委員の質疑要旨) 厳しい言い方をすると、ごめんなさいで済みますのか。説明だけか。2億円という高額な負担。これをどういうふうに考えているか。</p> <p>(市長の答弁要旨) 御指摘は大変重いものであり、私も痛感しているところである。しかし、個人として賠償責任という形で負うのは妥当ではないという判断もあり、私としては、もう徹底してこのようなことが繰り返し行われないように、職員ともに反省し、対策をしていく、誠実に職務を全うしていくしかないというふうに考えている。</p> <p>(委員の質疑要旨) 新しいシステムはもっと上等だということで、性能も良いし、コストも安くなった。 NTTはいろいろトラブルあったが、新しいシステムはコストも安くなって、使い勝手がよかったという理解でいいか。 だから低コストでこの金額になりましたという理解でいいのか。</p> <p>(情報政策課長の答弁要旨) 旧システムにおいても、本来であれば、使い勝手の良いシステムを導入したいというところと地元ベンダーの育成というものと合わせて調達をかけている。 そこに議論が足りなかったかなと思うのは、やはりシステムというのは、改修をかけていく中で、潜んでいたバグが後年に発生したりというところが出てくるが、後年に発生したのに関して、地元ベンダーが修正をかけられないような不具合が生じたりというところがあったため、導入事業者と保守事業者が分かれていたことが不具合の一端になっているのではないかと分析している。 パッケージシステムを入れることによって、導入事業者と保守事業者も</p>
----------------------	------------------------------	--

<p>第 8 回</p>	<p>11 月 12 日</p>	<p>同じ事業者であるため、そういった点においては、安定した稼働を得られる。不具合が後年に発生したとしても、きちんと対応していただける仕組みが得られたので、安定した稼働ができたということになる。</p> <p>改修費に関して、旧第5次システムにおいては、利用している団体が浦添市しかいないというところであるため、改修費用が全て浦添市負担になる。</p> <p>パッケージシステムであると、利用している団体で案分のような形で、作業費の案分がかかるため、改修費が低コストで済んだというところになる。</p> <p>(委員の質疑要旨)</p> <p>1つの企業だったらスムーズな修復とか、そういうことができたが、業者間でうまく連携が取れなかった。だからこういう結果になったということも一因だということか。</p> <p>(情報政策課長の答弁要旨)</p> <p>そういった開発の状況も一因になったと考えている。</p> <p>(委員の質疑要旨)</p> <p>次期システム入れ替え導入をすることによって、浦添市としては総コストが約4億256万円コスト減できると踏んだのか。実際にこの額はコスト減になってはいないのか。</p> <p>(情報政策課長の答弁要旨)</p> <p>第5次の継続利用は、実績ではなくて、あくまでも使いきった場合の試算になっている。入れ替え導入に関しては、当初見積もった金額はもう少し大きかったが、導入後の実績額を積算した結果、あくまでも実績の支出額の結果、19億になったというところである。切り替えの際にそれを見込んでいたかという点に関しては、見込んではいなかった。</p> <p>(委員の質疑要旨)</p> <p>次期システムを入れ替え導入することによって、当初23億だったものを19億まで下げることができたという解釈でよろしいか。</p> <p>(情報政策課長の答弁要旨)</p> <p>できたという表現が適切かどうかちょっと分からないが、結果そうなったというところである。</p>
----------------------	------------------------------	--

<p>第 8 回</p>	<p>11 月 12 日</p>	<p>(委員の質疑要旨) 次期システム入れ替え導入で総コスト減が約4億256万円と見込んでいたが、実際に、遅延損害金3,635万円プラス未払い金2億2,426万円を払うことになって、結果としては、1億4,194万円が、コスト減になったという理解でよろしいか。</p> <p>(情報政策課長の答弁要旨) あくまでも試算額に対してというところになるが、できたかどうかというところに関しては、ちょっと横に置くが、この未払い金2億2,426万円が和解金の一部であるため、この費用が本来使えないシステムに対してお金を払い続けることに、私達はその解約手続きが司法の場で負けてしまったので、結果払うことになった。 この2億6,000万円の和解金の内訳としては、当初契約に基づく利用料の未払い金2億2,000万円を含んでいたというところをお示ししたいのと、使い続けることによって費用の更なる増加が試算としてはあったというところをお伝えしたい。</p> <p>(委員の質疑要旨) 現在（のシステム）は正常に稼働しているのか。</p> <p>(情報政策課長の答弁要旨) 次期システム、第6次と呼ばれるものになるが、そこからさらに更改をし、第7次の総合行政システムを運用しており、そこは安定稼働している。</p> <p>(委員の質疑要旨) 説明責任について、市長から議会の場でしっかり申し上げるということがあったが、その他の説明責任の取り方を検討されたのか。説明の仕方は、どういったふうに考えているのか。議会の場以外でも検討はされたのか。</p> <p>(市長の答弁要旨) 我々としては、きちんと説明しないといけないと思っているため、まずはこの場が第一点の説明の場、次の場が議会の場で。市民に対してこのような説明をきちんとやるべきかどうかは、また少し皆さんとも協議してからじゃないと決められないのかなと思ったので、まずはこの場できちんと説明をして、議会の場では、当然お詫びして説明するつもりである。</p>
----------------------	------------------------------	--

<p>第 8 回</p>	<p>11 月 12 日</p>	<p>(委員の質疑要旨)</p> <p>議会の中では考えているけれども、今後、状況によっては、市民、記者会見っていうことも考えうるという認識でいいのか。</p> <p>(市長の答弁要旨)</p> <p>我々としては、大変大きなニュース等にもなって、新聞等にも出て、市民の皆さんに大きく御不安を与えているのは事実である。市民に2億6,000万円もの負担を、更なる負担をかけたって言うふうにならされてしまっている、そういうことではないですよってことを含めて、市民にきちんと説明をすることについては、我々やぶさかではないとは思っているが、あくまでもまずは皆さんに説明をした上でという形をとったほうがいいのかなど思っている。</p> <p>(委員の質疑要旨)</p> <p>訂正後資料(4)で、(説明の場は)12月議会じゃないということを目指していると思うが、変えた理由について。</p> <p>(企画部長の答弁要旨)</p> <p>議会で設置された市政運営に関する調査特別委員会であるため、まずはそちらのほうでしっかり議論をしていただいて、報告書を作成完了させていただいて、その後に正式に議会で市長のほうから、しっかり説明責任を果たしていこうということで、ちゃんとした手順を踏まえて、説明責任を果たすべきじゃないかということ踏まえて、訂正をさせていただいている。</p> <p>(委員の質疑要旨)</p> <p>市長から、市民負担2億6,000万をかけたという誤解について説明をしたいという話があったが、これは認識が違うのか。私は市民負担になったという認識だが違うのか。</p> <p>(市長の答弁要旨)</p> <p>市民に負担していただくということがどういう意味かということの考え方の問題であるが、原点に戻って、このシステムを使い切っていたらという場合との比較で考えると、今回の和解金についてはどちらかというと、我々は市民に負担して払う性質の未払金ではないのではないかとということで支払を停止したが、裁判の和解勧告の中ではやっぱりここまでは支払い義務があるということだったので、当初の契約通りの未払</p>
----------------------	------------------------------	--

<p>第 8 回</p>	<p>11 月 12 日</p>	<p>い金をお支払いしている。</p> <p>それについての遅延損害金3,600万っていうのはあくまでも支払を止めたもので発生するコストであるが、そもそもこのシステムを使い続けていたら23億8,000万を市民に負担していただいていたわけですから、そういった意味では、今回の和解金そのもの2億6,000万が新たな市民への負担になったというふうには現段階では認識していないと考えている。</p> <p>(委員の質疑要旨)</p> <p>そもそも行政の内部体制にすごい問題があると思っていて、このシステムについても、導入する前のシステム開発期間について、短期間、急ぎすぎた、庁内での十分な議論とか、本当にこのシステムを導入して10年間使い続けられるのかっていう議論が十分にできていなかったことがここまでの影響を及ぼしたというふうに考えている。</p> <p>本来ちゃんと皆さんが精査して、ちゃんとこのシステムできるっていう十分な議論を経た上で導入していれば、きちんと契約期間満了まで不具合なく使えていたはずなので、そこは十分に市民負担になっていると捉えている。</p> <p>今回、市民負担を負わせないでくれっていう附帯決議も議会で上がっているが、結果的には、根拠となる資料が十分じゃなく、職員に対して、個人賠償責任を負わせることができなかつたっていうのが監査からも結論が出ているが、結果的に附帯決議は上がったけど、市民負担は負わせることになった。</p> <p>そもそも根拠となる資料が揃っていなかった。契約の積算根拠や検査調書など、根幹となるべき資料の多くが不存在だった。</p> <p>この内部体制自体にすごい問題があると思っているんで、内部体制の責任っていうのはやっぱりトップに、市長にあるものなのでそれで市長が個人に対して責任を負わせられないので、もうすみません、説明だけで終わりますっていうのは説明になっていないと思う。</p> <p>今後の体制を整えていくっていうのは当然のことだが、これで和解金を、市民負担になったものを、もう責任は負えませんで、皆さん御理解くださいっていうので終わらせていいものなのかっていうのはすごく疑問。その点どのように受け止めているか。</p> <p>(市長の答弁要旨)</p> <p>御指摘は全くその通りであると思っている。元々契約したシステム自体が、このような金額で、このような期間で、しかもずさんな内容で契約を行ってしまったというものに関しては先ほど謝罪したように、我々組</p>
----------------------	------------------------------	--

<p>第 8 回</p>	<p>11 月 12 日</p>	<p>織として、これはもう深く反省しなくてはならないと思っている。 ただ私の認識では、この根本的な23億を市民に負担させてというところではなく、今回我々がシステムを解約したという判断に伴って生じたであると思われる2億6,000万の和解金を市民に負担させてはいけないという意味では、ちょっと認識は違っており、私たちがシステム入れ替えをして、今回裁判になったということで、新たな市民負担は発生していないという意味でありますので、そこではなく、元々の第5次システムそのものが非常にこのようなずさんな中でシステムを導入してしまったということについては、我々としては深くお詫びをしないとけないと思っている。</p> <p>繰り返しになるが、大変我々としても心苦しいところではあるが、元々の第5次システムはかなり以前に導入が決定されたということもあって、元々の第5次システムそのものがどうだったかという意味での市民負担についての責任、我々が個人としてということは非常に困難であるというふうに認識している。</p> <p>これからいろんなことが起こる上で、結果的にこれほどの市税を投入してやるべき事業ではなかったのではないかと指摘に対して、我々はこれからも反省して、進んでいかななくてはならないと考えている。</p> <p>(委員の質疑要旨) いただいた資料の中で再発防止策が出ているが、いつから実施予定か。</p> <p>(情報政策課長の答弁要旨) 令和7年6月に浦添市ITガバナンスガイドラインを策定し、実際試行を開始しており、来年1月からは本格施行ということで、新規に調達するシステムについては、きっちりとこのガイドラインに沿って調達を行っていくという方針で進めている。</p> <p>(委員の質疑要旨) 公文書の保管について、新規の事業以外でも今動いている事業についても全て公文書の管理の徹底というのをやっていただきたい。 今回のように、大事な契約について、そもそも資料が十分に保管されていれば監査があっても正しく監査できたし、根拠となる資料が保管されていないというのは組織として論外だと思っている。 すぐ導入していただきたいと思っているが、既にされているのか。</p> <p>(情報政策課長の答弁要旨) 基本的に文書管理規程という規程に則って、文書の保管というのはされ</p>
----------------------	------------------------------	--

第 8 回	11 月 12 日	<p>ているものになるため、改めて庁内で周知徹底をしてまいりたい。</p> <p>次回の開催については、12月定例会中に開催することが決定された。</p>
第 9 回	12 月 22 日	<p>説明員として、企画部長、情報政策課長、情報政策課情報政策係長、情報政策課情報政策係主査に出席を求め質疑が行われた。</p> <p>【執行部からの説明後、主な質疑】</p> <p>執行部より提出された総合行政システム切替 費用分析 ～第六次システム切替による比較～資料(5)について、執行部より説明聴取後、質疑を行った。</p> <p>(委員の質疑要旨)</p> <p>なぜ今頃になってこの資料が出てくるのか。</p> <p>(企画部長の答弁要旨)</p> <p>特別委員会の目的自体が和解金に関する調査ということもあり、和解金を含めた行政システムに係る費用分析を客観的なデータ等を基にした形で共有することで参考になるのではということである。</p> <p>決して市民負担がなかったということではなくて、第五次を支払い続けていれば、遅延損害金も発生しなかった。裁判等も起きて、一部の経費も発生しているので、市民負担をかけたことは弁解の余地もないという認識であり、おわびを申し上げる。</p> <p>(委員の質疑要旨)</p> <p>これが最初からそういうケースとして、しっかりと内容を把握した上での第6次システムへの移行だよということであれば、3月議会の時点でこれが提示されてしかるべき、皆さんは、3月時点で分かっていたのか。</p> <p>(情報政策課長の答弁要旨)</p> <p>附帯決議の令和5年8月の臨時会では、和解の調整の段階であったため、こういった分析にまで至っていなかった。</p> <p>(委員の質疑要旨)</p> <p>全体的に見たら、結果的には費用負担が減ったという説明は分かるが、何がこの問題に対して一番重要なことであったのかっていうのを執行部は理解していると思うが、やっぱり伝えてほしいと思う。</p>

<p>第 9 回</p>	<p>12 月 22 日</p>	<p>ぜひ再発防止、そういったところをお聞かせいただきたい。 ガバナンスやガイドライン策定の説明があるが、こういったことをしっかりやってくれるのか、しっかり認識されているのか。</p> <p>(企画部長の答弁要旨)</p> <p>しっかり市として組織として、このようなことが二度と起こらないような対策をといることの質疑だと認識している。 監査委員からの監査の結果報告の中の39ページと40ページに記載がある。</p> <p>訴訟が提起される発端となったのがシステム賃貸料の支払い停止に関する事実、止めたことに対して意見を述べるということだが、契約解除に伴い、賃貸料の支払いを停止した行為については、当時の担当者及び仲裁権者は、顧問弁護士に相談の上、法令及び契約条項に適合したものであると認識し、決定したことが議事録に残されているとのことから、当時は支払いを停止した行為が正当なものであると理解しており、故意に法令や契約に背いた行為を行ったものではないと言える。</p> <p>また、付言の中で、根本的なものが書かれている。</p> <p>両システムの導入によって、職員に必要以上の事務負担が生じ、それにより契約解除、訴訟に至ったという事実がある。</p> <p>システムは当時、新たな考え方で導入されたものであり、その発案自体は当時の電算システムにおける諸課題を改善するための方策として、当時はよかれとして導入したという一定の合理性はあったと認められる。しかし、導入の結果、過大な事務負担が生じ、契約解除に向けての業者との協議、庁内での会議、また訴訟に係る事務等において、職員が費やした時間は計り知れず、事務の効率性を図るためのシステム導入が、逆に円滑な事務執行の阻害要因となった。</p> <p>システム仕様の実現可能性の議論、導入に向けての庁内での合意形成過程が十分とは言えなかったと推察され、実施するための合意形成がちゃんとできていなかった。</p> <p>効率的で効果的な行政運営を図る上で、組織全体に関わる案件については、十分協議を重ねた上で執行することが必要と考えられ、両システム導入により生じた結果については、真摯に反省すべきということがうたわれている。</p> <p>(情報政策課長の答弁要旨)</p> <p>今年の7月にお配りした、資料(2)の中でもお伝えしているが、監査からの指摘・意見、それから付言にあるとおり、導入に至るまでのガバナンス、プロセスの決定に対しての調整不足といったところもあったた</p>
----------------------	------------------------------	---

<p>第 9 回</p>	<p>12 月 22 日</p>	<p>め、こうしたことを改善するための再発防止策として、今後、私たちでは3つの柱を設けるとともに、まず、制度改革によるガバナンスの再構築、ITシステムの企画から契約に至るプロセスに組織的なチェック機能を制度として組み込んでいくということで、浦添市ITガバナンスガイドラインを中核に据えながら制度の再構築をしていく。</p> <p>また、業務プロセスの見直しと可視化、これによりシステム調達に係るプロジェクトの進行管理と検収、公文書管理のプロセスを標準化し、属人化を排除していきたいと思っている。</p> <p>最後に3つ目の柱、組織と人材の改革、制度やプロセスの実効性を高めるために、職員の意識と能力の向上を図っていく。</p> <p>そのために、今回の事態の原因と分析を行った結果を職員研修の中に盛り込んで、これをケーススタディーとして、手続き遵守の重要性和、それを怠った場合のリスクを全庁的に共有していく。</p> <p>これにより、監査報告書の付言にある今回の件を今後の施策推進に生かしていくという形で進んでいきたいと思っている。</p> <p>本件は、市の行政運営に係るガバナンスの脆弱性を露呈してしまった案件だと思っている。</p> <p>これを必ず実行し、二度とこのような事態を引き起こさないように、職員一同努めていきたいと考えている。</p> <p>(委員の質疑要旨)</p> <p>2億6,000万円余りの和解金に対して、議会で附帯決議があり、「市民に負担を負わせることがないように。」ということがあるが、職員が負担するということが地方自治法上はできないということが明らかだと思うが、その点を確認したい。</p> <p>(企画部長の答弁要旨)</p> <p>附帯決議については、市としても重く受け止めている。</p> <p>職員の負担については、地方自治法上、職員個人に賠償を命じるためには、単なる過失ではなく、「故意又は重大な過失」があったとの認定が必要になる。監査の結果から、当時の担当者が、顧問弁護士に相談をしながら進めていた経緯などから、法的な意味での重大な過失を認定するには至らなかったという専門的な判断が示されている。</p> <p>監査結果に基づけば、現時点で特定の個人に法的賠償を求めることは、市としては困難と言わざるを得ない。</p> <p>組織全体のガバナンス不全に最大の責任があると考えており、二度とこのような事態を繰り返さないための実効性ある再発防止策を構築し、断行することが、附帯決議の趣旨にお答えする唯一の道だというふうに考</p>
----------------------	------------------------------	--

<p>第 9 回</p>	<p>12 月 22 日</p>	<p>えている。</p> <p>(委員の質疑要旨)</p> <p>第五次システムを導入すること自体を急いでしまった。検証や庁内での議論が十分ではなかったということが、そもそもの原因だと思っている。</p> <p>導入したのが、ベンダーロックイン打破という目的があつて、先進的なシステムを導入すると言っていたが、先進的・複雑的な契約をするにもかかわらず、組織的なリスクの認識と管理の甘さがあつたというのが根本の原因で、その後の事務処理がずさんだった。</p> <p>監査からの意見にもあるが、事業内容を考慮すると十分とは言えない公募期間の設定、予定価格の積算根拠となる設計書等の不存在、納品物の不足がある状態で検収を行っていたこと、契約保証金を免除した根拠資料の不存在など、契約事務における基本的な手続きが遵守されていなかったというのが、システムが継続できなくて、和解金を払うことになった、裁判することになったというそもそもの原因がある。</p> <p>根本原因を本当に理解しているのか。</p> <p>市長は、前回の委員会の中で、結果的に、和解金とかを支払ったとしても、第五次システムを継続利用していたときと切り替え後の金額を比較すると、どちらかといえば変わらない、金額に差がないので、市民負担とは言えないというふうに言っていたが、部長は、市民負担となっているという認識は変わらないと、市長と部長の認識にも食い違いがある。そもそも、どういう原因でこうなったのかという認識のずれ、本当に反省になっていますかと、本当に再発しないですかというのが疑問。</p> <p>この時点で、市民負担になっていませんよという説明自体がそもそも要らない。そもそもの原因分かっているかが疑問。</p> <p>市長と部長の認識の違いをどう捉えているのか。</p> <p>(企画部長の答弁要旨)</p> <p>前回、市長のほうは冒頭でちゃんと謝罪をしている。</p> <p>和解金に至った件については、しっかり謝罪をしている。その中で、参考資料として出したこの一部のものについての発言が確かにあったかと思うが、市長は冒頭で謝罪を申し上げたとおり、私が今お話したとおりの、基本的な考え方は一緒だと思っている。冒頭でしっかり謝罪を申し上げているので、そこは私が今日お話したことと変わりはないのかなと思っている。</p> <p>(委員の質疑要旨)</p>
----------------------	------------------------------	--

第 9 回	12 月 22 日	<p>2億円以上の財政負担につながる契約解除という重要な決定プロセスすら記録に残されていないのは、市民にも議会にも説明責任をする意思が欠如している。</p> <p>こういうシステム導入のときの庁内での議論で説明をしっかりとっていく、ミスが起こったときにきちんと説明責任を果たすという意識の低さがここまで大きな問題になっていると思うので、本当に再発防止につながっていくのか、再発防止をしようとしているのか疑問である。</p> <p>(企画部長の答弁要旨)</p> <p>今回第5次システムにおいて、職員に大きな業務負担がかかるとともに、浦添市独自システムであるがゆえに高額な改修費用も発生したことから、結果として同システムを解除する判断となった。</p> <p>第6次システムの切り替えにより支出削減という今回の資料ではあるが、解約に伴う未払い金が訴訟となって市民の皆様にご迷惑を招いたこと、さらに遅延損害金や訴訟に係る弁護士費用など不要な経費が発生する事態となり、市民の皆様にご負担をおかけしたこと、深くおわび申し上げます。</p> <p>今後は第5次システムにおける課題を真摯に受け止め、令和7年6月に策定した浦添市ITガバナンスガイドラインを通じて、制度的な再発防止を徹底するとともに、市民及び議員の皆様から信頼回復に向けて、最大限努力する。</p> <p>質疑の終了後、今後の調査の進め方について協議を行った結果、正副委員長において、調査報告書の素案を作成することが決定された。</p> <p>次回の開催については、正副委員長に一任することが決定された。</p>
第 10 回	令和 8年 2 月 17 日	<p>エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査最終報告書の素案を委員に配布し、その内容については、次回の本特別委員会にて協議することを決定した。</p> <p>次回の開催については、2月27日（金）に開催することが決定された。</p>
第 11 回	2 月 27 日	<p>前回提出したエヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査最終報告書について、追加事項を記載した素案2を委員に配布し当該内容について協議した。その中で、執行部から提出された資料(4)のとおり、市長は当該事件の説明責任を確実に履行するように</p>

第 11 回	2 月 27 日	との文言追加が決定された。 次回の開催については、3月13日（金）に開催することを確認し、その際、当該調査最終報告書の採決を諮ることが決定された。
第 12 回	3 月 13 日	エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査最終報告書に係る文言の追加及び修正について、協議が行われ、採決の結果、全会一致にて、可決された。 また、当該最終報告書を議長へ提出すること及びエヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査の終了が決定された。

3. 協議等による重要な決定事項

【市政運営に関する調査特別委員会の調査報告書及び会議録の作成及び公開について】

第15期においても一連の事件の記録、責任の所在の明確化及び発言の正確性の担保を確保する目的から、本調査特別委員会において、調査報告書及び会議録を作成する必要があることが決定された。

4. 本特別委員会の調査の結果で明らかになった事項

【和解金の支払い】

市は、令和5年9月6日に第五次総合行政システム等訴訟（福岡高等裁判所那覇支部令和4年（ネ）第76号貸貸借料請求控訴事件）について、裁判上の和解が成立し、同年9月26日にエヌ・ティ・ティ・データ九州に対して和解金の支払いを行った。

①行政システム契約：1億946万6,310円

内訳：貸貸借料相当額 9,026万6,400円

遅延損害金相当額（年3.7%）1,919万9,910円

②福祉システム契約：1億5,115万4,383円

内訳：貸貸借料相当額 1億3,400万1,318円

遅延損害金相当額（年2.7%）1,715万3,065円

①行政システム契約＋②福祉システム契約 2億6,062万693円

内訳：貸貸借料相当額 2億2,426万7,718円

遅延損害金相当額（①年3.7%、②年2.7%）3,635万2,975円

③裁判費用等 1,636万4,926円

内訳：弁護士費用関連費 1,217万6,976円

裁判費用 104万2,500円

システム運用管理技術者確認作業 314万5,450円

①行政システム契約＋②福祉システム契約＋③裁判費用等

合計 2億7,698万5,619円

【監査の要求】

令和5年9月27日に企画部から総務部に対し、当該和解金の支払いについて、特別職を含む職員等にかかる責任の所在を明らかにする必要があることから、当該システム等の事業計画から和解金支払に至るまでの全ての過程における職務毎の責任の検証を行うこととし、当該検証の依頼を行った。(福岡高等裁判所那覇支部令和4年(ネ)第76号貸貸借料請求控訴事件(第五次総合行政システム等訴訟)に係る和解金の支払について特別職を含む職員等の責任の検証について(依頼))

令和5年12月25日に市長から浦添市監査委員に対し、検証にあたっては、「意思決定にあたり、適正な決裁手続きが行われていたか。」「契約締結に至るまでの過程において故意、重大な過失などがなかったか。」等の視点から、地方自治法第199条第6項の規定に基づく監査要求を行った。

令和7年3月28日付け浦監第43号にて、浦添市監査委員より、監査の要求に係る監査の結果について資料(1)が浦添市議会議長比嘉克政に提出され、当該資料3監査の意見から次のように意見が述べられている。

今回の監査により、事業を実施する過程において、規則及び契約等に沿っていない事務、軽微な書類の記載誤り等が散見され、情報政策課内の決裁機能が十分働いていない状況が伺えた。

次に、訴訟が提起される発端となったシステム貸貸借料の支払い停止に関する事実について、当時の担当者及び決裁権者は、顧問弁護士に相談の上、法令及び契約条項等に適合したものであると認識し、決定したことが議事録等に記されている。

このことから、当時は支払いを停止した行為が正当なものであると理解しており、故意に法令や契約に背いた行為を行っていたものではないといえる。

また、法令や契約条項の解釈について事前に確認を取っていたことから、支払いを停止した行為が、法令等の解釈に適合していないという事実を知り得ることは、困難であったものと思慮する。

行政事務においては、適法且つ公正に事務を執行することが求められるが、日々業務を行う中で改めてその根拠となる法令等を確認し、遵守に努めるとともに、内部統制についても機能強化を図られたいとの意見であった。

5. 第14期の本特別委員会の調査の指摘事項に対する執行部の見解

○市は、システムについて、当初不具合があるにもかかわらず、当該システムが納品されたことに対し、検収は十分行われたのか。

監査報告書においても「納品物に不足がある状態で検収を行ったことは、事務手続きとして適切でない」と指摘された通り、当時の検収プロセスは極めて不十分であったと認めざるを得ない。契約内容が完全に履行されているかを確認する組織的なチェック体制が不明確であり、その後の問題拡大の一因となったと深く反省している。

○本システム契約は、賃貸借契約に当たるとの市の主張が、裁判では、請負契約であるとの認識であった。その認識の違いが、高額な和解金の発生要因となったと考えられるが、当時のその判断は、適切であったのか。また、和解金が発生した責任の所在はどこにあるのか。

契約の法的性質に関する認識の甘さが、本訴訟の最大の要因であったと認識している。契約名にあるように「賃貸借契約」と判断していたが、結果としてその判断は司法の場では認められなかった。先進的で複雑な契約に対するリスク評価や法務的な検討が、組織として不足していた。責任の所在については、監査結果の通り個人の重過失を問うことは困難であるものの、このような不適切なプロセスを許容したガバナンス不全にこそ、重い責任があると考えている。

○契約解除の意思決定について、起案が行われていない等、各事務手続きは適正に執行されたのか。

監査で指摘された数々の事務処理上の不備も含め、適正な手続きを軽視し、記録を残さずに物事を進めることを許容してしまった組織体制があったことを痛感している。

○市は、浦添市監査委員に対して、地方自治法第199条第6項の規定に基づき、事務の執行について監査を依頼しているとのことだが、本特別委員会から数度の要望にもかかわらず未だ報告がされていない。監査報告はいつになるのか。

令和7年3月28日付け浦監第43号にて、浦添市監査委員より、監査の要求に係る監査の結果について資料(1)が浦添市議会議長比嘉克政に提出されている。

○貴重な財源から高額の和解金として、2億6,062万693円が市の予算から支払われたが、市議会から今回の和解金については、「市民負担を負わせることがないよう強くもとめる。」との附帯決議が行われた。市は、どのように対応する考えか。

貴重な財源から多額の和解金をお支払いするに至った事態は、弁解の余地もない。重ねて深くお詫び申し上げます。個人への賠償責任を問うことは困難であり、このご負担にお応えする唯一の道は、二度とこのような事態を繰り返さないための実効性ある再発防止策を徹底して実行し、市政への信頼を回復することであると肝に銘じている。

6. 執行部による問題の根本原因の分析

執行部は、問題の根本原因について 単なる個人の過誤ではなく、システム調達に根差した組織的な問題であると分析している。

(1) 契約に対する組織的リスク管理の欠如

本件の根源には、システム調達に係る先進的・複雑な契約に対する組織的なリスク認識と管理の甘さがあった。

・**契約の法的性質に関する認識のそご**：「ベンダーロックイン打破」という目的自体には合理性があったが、その実現手段として採用した「開発と保守の分離」という先進的な調達方式は契約の法的性質である賃貸借か請負かを巡る解釈の相違という重大なリスクを内包していた。しかし、このリスクに対する専門的な法務チェックや組織的な検討が不十分なまま、契約締結を進めてしまっていたことや解約時において「賃貸借契約であり支払い義務は生じないと思われる」という顧問弁護士の助言を根拠に、相手方との認識に致命的なそごを生み、交渉の余地を失わせる直接的な原因となった。この根本的な認識の違いが、不具合発生時の修繕義務の範囲や契約解除の有効性を巡る争点となり、訴訟に至る要因となった。

その結果、第一審で市が「賃貸借契約」と主張を行ったものの、裁判所は「請負契約ないし準委託契約の性質を有する」と判断した。

・**ずさんな契約事務プロセス**：監査報告書では、契約の入り口段階から数々の問題点が指摘されている。具体的には、事業内容を考慮すると十分とは言えない公募期間の設定、予定価格の積算根拠となる設計書等の不存在、契約保証金を免除した根拠資料の不存在など、契約事務における基本的な手続きが遵守されていなかった。これらは、契約の妥当性や相手方の履行能力を担保するための基本的なチェックであるにもかかわらず形骸化され、このようなずさんな事務処理が、システム調達に係る契約全体の信頼性を損なう一因となった。

(2) 不透明な意思決定と説明責任の欠如

システム調達に係る業務執行における重要な意思決定が、客観的な記録や正規の手続きを経ずに行われていた可能性があり、チェック機能が十分に働いていなかった。

- ・**正規の手続きを経ない意思決定**: 調査特別委員会からは、2億円以上の市民負担に繋がる契約の解除という極めて重要な意思決定が、弁護士相談を適切に行っていたものの正規の起案文書を作成せずに行われたことが指摘されている。2億円以上の財政負担に繋がりうる契約解除という重要な決定プロセスが記録に残されないことは、市民や議会に対する説明責任の意識が欠如していたことに他ならず、本来機能すべき決裁や合議といった仕組みが、形骸化していた。
- ・**形骸化した検収プロセス**: 一部、納品物に不足がある状態やシステム稼働に向けたテストが適切に行われていたか不明な状態で検収が行われていたこともシステム調達に係る契約履行を確認するという重要な業務が、客観的な基準なく、不透明なプロセスで行われたことを示している。

(3) 文書管理の不備と庁内合意形成の不足

監査において多数の「資料不存在」が指摘されたことは、文書管理の不備であり、組織としての合意形成のプロセスが形骸化していることを示している。

- ・**重要資料の不存在**: 監査の過程で、監査委員から要求された資料について「現在では存在を確認できないとされるものが多数あった」と報告されている。重要な判断や交渉の経緯が記録として残されておらず、担当者個人の経験や記憶に依存する「属人化」した行政運営が行われていたと言える。これにより、組織としての対応能力を低下させた一因となっており、意思決定の前提となるべき資料や、交渉の経緯を示す記録が残っていないことは、問題発生時の原因究明や責任の所在の明確化などの検証を困難にした。
- ・**庁内合意形成の不足**: 監査報告書の付言において、「システムの仕様の実現可能性の議論や、導入に向けての庁内での合意形成過程が十分とは言えなかったと推察される」と指摘されている。先進的な取り組みであるにも関わらず、システム導入前の検討段階で関係部署を巻き込んだ十分な検討や合意形成がなされなかったことが、後の混乱を招いた要因と考えられる。

7. 執行部による総合的な再発防止策

以上の原因分析に基づき、二度とこのような過ちを繰り返さないため、実効性のある総合的な再発防止策を、以下の三つの柱で実行する。

「浦添市ITガバナンスガイドライン」を中核に据え、制度、業務プロセス、そして組織文化の全てを対象とした改革に取り組む。

【第一の柱】制度改革によるガバナンスの再構築

ITシステムの企画から契約に至るプロセスに、組織的なチェック機能を制度として組み込む。

・構想・企画段階の制度的強化:

1. **情報提供依頼（RFI）の義務化:**新規システム調達の検討段階で、複数の事業者から広く技術情報や概算費用を収集するRFIの実施を義務付ける。これにより、担当者の思い込みや限定的な情報に基づく計画を防ぎ、監査で指摘された「積算根拠の不存在」という問題を根本から解決する。
2. 「浦添市情報化推進委員会」等による多角的審議の必須化:金額規模の大きい案件や新規性の高い案件は、必ず庁内の「浦添市情報化推進委員会」等で多角的に審議し、組織としての投資判断を行うプロセスを徹底する。これにより、担当部署の独断を防ぎ、「庁内合意形成の不足」を制度的に解消する。

・契約プロセスの厳格化:

1. **外部専門家による法的チェックの義務化:**本件の最大の失敗要因である契約の法的性質の誤認を防ぐため、先進的・非典型的な契約については、契約締結前に顧問弁護士等外部の専門家によるリーガルチェックを必須とするプロセスを導入する。これにより、市に不利な契約条項や潜在的リスクを事前に特定し、組織として適切な判断を下す体制を構築する。
2. **契約事務の標準化と手続き遵守の徹底:**契約保証金免除の要件確認と根拠資料の添付、関係各課（財政課等）との合議について、法令等を確認、遵守を徹底する。

【第二の柱】業務プロセスの見直しと可視化

システム調達に係るプロジェクトの進行管理と検収、公文書管理のプロセスを標準化し、属人化を排除する。

・プロジェクト管理の標準化:

1. 「プロジェクト計画書」の作成と合意:受注業者との間で、体制、

スケジュール、役割分担等を定めた「プロジェクト計画書」の作成と合意を義務付け、関係者全員が参加するキックオフ会議で共有する。

2. **定例会議と議事録による進捗の可視化:** 定期的な進捗・課題管理会議の開催と、決定事項・懸案事項を明記した議事録の作成・共有を徹底し、関係者間の認識そごを防止する。

・**検収プロセスの厳格化と客観性の担保:**

1. **客観的証跡に基づく検収:** 受注業者が提出する「テスト計画書」及び「テスト報告書」に基づき、市の要求仕様が満たされているかを客観的な証跡をもって確認するプロセスを導入する。

2. **「稼働判定会議」の設置:** システム所管課、情報政策課、受注業者が一堂に会し、テスト結果や残存課題をレビューした上で、組織として稼働可否を最終判断する「稼働判定会議」を設置する。これにより、担当者の個人的判断で不完全なシステムを受け入れるという「不十分な検収」を制度的に防止する。

・**公文書管理の徹底:**

1. 浦添市 IT ガバナンスガイドラインで定められた各プロセスで作成される全ての文書（RFI 結果、委員会資料、議事録、テスト報告書等）を公文書として適正に作成・保存することを意識付ける。これにより、「資料不存在」という問題を解決し、将来の検証可能性と説明責任を確保する。

【第三の柱】組織と人材の改革

制度やプロセスの実効性を高めるため、職員の意識と能力の向上を図る。

・**専門性の向上に向けた職員研修の強化:**

・「浦添市 IT ガバナンスガイドライン」の内容を、全管理職及び契約担当部署の職員を対象とした研修と位置づけ、その理解と遵守を徹底する。

・**失敗から学び、知識を共有する組織文化の醸成:**

・本件をケーススタディとして、会計事務、契約事務等の研修において、遵守する事項について注意喚起を行い、手続き遵守の重要性と、それを怠った場合のリスクを全庁的に共有する。これにより、監査報告書の付言にある「今回の件を今後の施策推進に活かしていく」という要望に応える。

8. 市長の行政責任

市長は、本委員会において多くの厳しい指摘を受け謝罪をしているが、市民に対する説明責任を十分果たしたものと到底言えない。

また職員が市に損害を与えた場合の賠償責任については、監査結果報告からも職員の責任を問うことができる故意または重大な過失となる事務の執行は認められないと主張するが、そもそも当該監査は、検証の根拠となるべき資料の存在が確認できず、判断するに至らない事項が数多くある中で、現存する書類等によりそのように判断されたものに過ぎない。

以上のことから、市長には本件の経緯について、執行部から提出された資料(4)のとおり、市民に対する説明責任を確実に果たすことを強く要求するとともに、市長は組織の長として、市長自ら今回の事件に係る責任を認識し、真摯に対応されるべきものであると指摘する。

9. 結びに

令和5年9月27日の第206回浦添市議会定例会（9月議会・第14期）及び令和7年6月2日の第213回浦添市議会定例会（6月議会・第15期）において、エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査を付託するため、市政運営に関する調査特別委員会が設置された。

これまで、第14期の委員で構成される本調査特別委員会は延べ8回、第15期では延べ11回、合計19回の委員会が開催され、多様な観点から本件の真相解明に取り組んできた。

本委員会は、本事件が発生した根本原因について質疑を行い、さまざまな事務処理の不備等を指摘しその改善策を求めてきた。

もとより行政事務は、複雑で多岐にわたるため、事務処理の正確性、迅速性を担保しながら、職員の過度な負担を軽減しつつ経費節減できるような信頼性の持てるシステムを構築することは、非常に重要で必要不可欠である。

そのため、市がシステムの改修費用が高額になるなど、地元システム業者を育成支援し経費節減を図るため、特定のシステム業者の囲い込みを防止する「ベンダーロックイン」状態を打破するとの目標を掲げたことについては理解できる。

しかしながら、新制度創設及び度重なる制度改正に迅速に対応できるシステム開発は、法令等を理解しプログラムを構築する等の専門的な知識及び技量が必要とされ、現場の一般職員に一からその対応を求めた状況については、当時過重な負担を強いられ苦慮されたことは想像に難くない。

これは、今回のケースばかりでなく今後、あらゆる政策の事業化に当たっては、十分な議論をとおして、その実現性を見極めた上での事業執行を望む。

また今回の事件をとおして、執行部から報告のあった総合的な再発防止策として、エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査に関連し

たこれまでの経緯、現在の状況、今後の方針等を記載した資料について（報告）資料(2)にもあるように、【**第一の柱**】制度改革によるガバナンスの再構築、【**第二の柱**】業務プロセスの見直しと可視化、【**第三の柱**】組織と人材の改革といった再発防止策の確実な履行をはじめ、特に事務手続きに係る法令等の遵守に努めるよう内部統制の強化に取り組んでいただきたい。

この再発防止策は、今後のシステム導入に係る事業ばかりではなく、本市のあらゆる政策に対応すべきものであらうと考える。

現在、国は住民基本台帳や国民年金などの業務を標準化されたシステム、自治体情報システム標準化に移行する取り組みを実施している。これは全国の自治体で利用しているシステムを標準化することで、自治体業務の効率化及びコストカットを進め、さらに住民の利便性の向上にも期待できるなどその推進を目的としており、本市においてもスムーズな移行に努めていただきたい。

最後に、本最終報告書をとおして、市政の混乱を招いた市長の責任は極めて重いと云わざるを得ない。

今回の事件を教訓に、市長は市民に丁寧な説明責任を果たし、本市のさらなる発展のため、円滑な事業執行に邁進するよう強く要望し、市政運営に関する調査特別委員会におけるエヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査の最終報告とする。



浦 監 第 43 号

令和 7 年 3 月 28 日

浦添市議会議長 比嘉 克政 殿

浦添市監査委員 宮 島 達



浦添市監査委員 仲 間



監査の要求に係る監査の結果について

みだしのことについて、地方自治法第 199 条第 6 項の規定に基づき、監査の要求に係る監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果について次のとおり提出します。

資料 (1)

市長要求監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第6項の規定による市長の要求に基づく監査

第2 監査の要求事項

浦添市の事務の執行に関する監査

- (1) 平成19年度 第五次総合行政システム公募から契約締結に関する事務
- (2) 平成20年度以降 第五次総合行政システム契約執行に関する事務
(検収・支払・契約解除)
- (3) 平成21年度 第五次総合行政福祉システム公募から契約締結に関する事務
- (4) 平成22年度以降 第五次総合行政福祉システム契約執行に関する事務
(検収・支払・契約解除)
- (5) 平成22年度～平成28年度 第五次総合行政システム等運用支援委託契約に関する事務 (C社、D社)
- (6) 平成25年度 第五次総合行政システム等の検証方法に関する事務
- (7) 平成25年度 第五次総合行政システム現状業務分析に関する事務 (E社)
- (8) 契約解除に対する訴訟外協議に関する事務
- (9) 那覇地方裁判所 平成31年(ワ)第91号賃貸借料請求事件に関する事務
- (10) 福岡高等裁判所那覇支部 令和4年(ネ)第76号賃貸借料請求控訴事件に関する事務

第3 監査要求受理日及び監査期間

- (1) 監査要求受理日 令和5年12月25日
- (2) 監査期間 令和5年12月28日から令和7年3月28日

第4 浦添市監査基準への準拠

浦添市の事務の執行に関する監査は、浦添市監査基準に準拠して実施した。

第5 監査の着眼点

本件監査は、浦添市の事務の執行が法令等に適合し、正確に行われているか監査

した。なお、監査対象事項のうち、司法により審理、判断された部分については、本監査での判断の対象外とする。

第6 監査の実施

1 監査の実施内容

監査の要求受理後、浦添市から提出された文書等を検分した。また、関係職員から弁明陳述書の提出及び口頭による説明を受けた。

2 事実の確認に用いた資料等

巻末に記載

※今回の監査の対象となった各種契約事務及び協議等が行われた時期から相当の年月が経過しており、情報政策課に要求した監査資料について、現在では存在を確認できないとされるものが多数あった。よって監査された内容は、残存していた資料及び情報政策課より回答を得た事項に留まっていることを予め申し述べる。

第7 監査の結果

1 事実の確認

(1) 平成19年度 第五次総合行政システム公募から契約締結に関する事務

第五次総合行政システム（以下、行政システムという）構築に向けた意見聴取の執行伺は、平成20年1月8日に企画部長で決裁した。意見聴取は平成20年1月10日から1月31日で行った。

意見聴取後、行政システム構築に係る公募の執行伺は、平成20年3月4日に副市長で決裁した。公募期間は平成20年3月4日から3月17日で行った。

導入に向けて関係部署への説明会の執行伺は、平成20年3月13日に情報政策課長で決裁した。説明会は3月14日に開催した。

第五次総合行政システム賃貸借契約（以下、行政システム賃貸借契約という）に係る予定価格の設定の起案は、平成20年3月17日に企画部長で決裁した。

公募プロポーザルによるシステム構築事業者の決定報告の起案は、平成20年3月21日に副市長で決裁した。

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州（以下、NTT九州という）への採用決定通知の伺いは、平成20年3月21日に情報政策課長で決裁した。

NTT九州との契約締結伺は、平成20年3月28日に副市長で決裁した。

浦添市（以下、市という）とNTT九州は、平成20年3月31日に行政システム賃貸借契約を締結した。契約期間は平成20年10月1日から平成30年9月30日、契約金額は総額501,480,000円である。

NTT九州との消費税増税に伴う変更契約は、平成26年4月1日に企画部長が副市長の代理で決裁した。

市とNTT九州は、平成26年4月1日に変更契約を締結した。契約金額は総額507,927,600円となった。

（ミドルウェア契約関連）

第五次総合行政システム基盤整備にかかるハードウェア及びミドルソフトウェア調達事業の執行伺は、平成20年10月15日に副市長で決裁した。

予定価格の設定の起案は、平成20年11月7日に企画部長で決裁した。

プロポーザルの公募について、4社の参加申し込みがあり、そのうち2社は辞退した。

公募プロポーザルによる事業者の決定報告の起案は平成20年11月18日に副市長で決裁した。

プロポーザル参加申込事業者への採用決定通知の伺いは平成20年11月27日に情報政策課長で決裁した。

契約締結伺は平成20年12月25日副市長で決裁した。

市とA株式会社（以下、A社という）及びB株式会社（以下、B社という）は平成20年12月25日に平成21年1月1日から平成25年12月31日を契約期間とする長期継続契約を締結した。契約金額は月額5,027,400円である。

浦添市第五次総合行政システム基盤整備一式の賃貸借契約（以下、基盤整備賃貸借契約という）の執行伺は、平成25年12月6日に副市長で決裁した。

基盤整備賃貸借契約に係る予定価格の設定は平成25年12月16日に企画部長で決裁した。

基盤整備賃貸借契約に係る契約締結伺は平成25年12月24日副市長で決裁した。

市とA及びB社は平成25年12月26日に平成26年1月1日から平成26年12月31日を契約期間とする長期継続契約を締結した。契約金額は平成26年3月31日までは月額2,465,505円、平成26年4月1日以降は月額2,535,948円である。

基盤整備賃貸借契約の執行伺は、平成26年12月16日に副市長で決裁した。

基盤整備賃貸借契約に係る予定価格の設定は平成26年12月17日に企画部長で決裁した。

基盤整備賃貸借契約に係る契約締結伺は平成26年12月25日副市長で決裁した。

市とA及びB社は平成26年12月26日に基盤整備賃貸借契約を締結した。契約期間は平成27年1月1日から平成27年12月31日、契約金額は月額1,828,548円である。

基盤整備貸借契約の執行伺は、平成27年12月7日に副市長で決裁した。

基盤整備貸借契約に係る予定価格の設定は平成27年12月18日に企画部長で決裁した。

基盤整備貸借契約に係る契約締結伺は平成27年12月28日副市長で決裁した。

市とA及びB社は平成27年12月28日に基盤整備貸借契約を締結した。契約期間は平成28年1月1日から平成28年12月31日、契約金額は月額2,046,978円である

(2) 平成20年度以降 第五次総合行政システム契約執行に関する事務

(検収・支払・契約解除)

行政システム貸借契約の実施終了報告書(検査合格書)を平成20年9月30日付で発行した。

行政システム貸借契約に係る納入物の受入検査を平成20年12月19日に行った。

行政システム貸借借料に係る債務負担行為に基づく支出負担行為伺票は副市長で決裁した。

平成20年度分 行政システム貸借借料の支出負担行為伺票は副市長で決裁した。全6回の支払実績を確認した。

平成21年度分 行政システム貸借借料の支出負担行為伺票は副市長で決裁した。全12回支払予定、1回の支払実績を確認した。

平成22年度分 行政システム貸借借料の支出負担行為伺票は副市長で決裁した。

平成23年度分 行政システム貸借借料の支出負担行為伺票は副市長で決裁した。全12回の支払実績を確認した。

平成24年度分 行政システム貸借借料の支出負担行為伺票は副市長で決裁した。全12回の支払実績を確認した。

平成25年度分 行政システム貸借借料の支出負担行為伺票は企画部長が副市長の代理で決裁した。全12回の支払実績を確認した。

消費税増税に伴う債務負担行為見積額の変更は、平成26年3月28日に承認された。

平成26年度分 行政システム貸借借料の支出負担行為伺票は企画部長が副市長の代理で決裁した。全12回の支払実績を確認した。

平成27年度分 行政システム貸借借料の支出負担行為伺票は副市長で決裁した。全12回の支払実績を確認した。

平成28年度分 行政システム貸借借料の支出負担行為伺票は副市長で決裁した。全9回の支払実績を確認した。

(ミドルウェア契約関連)

平成20年度分 第五次総合行政システム基盤整備一式の賃借料（以下、基盤整備賃借料という）の支出負担行為伺票は副市長で決裁した。全3回の支払実績を確認した。

平成21年度分 基盤整備賃借料の支出負担行為伺票は副市長で決裁した。

平成22年度分 基盤整備賃借料の支出負担行為伺票は副市長で決裁した。

平成23年度分 基盤整備賃借料の支出負担行為伺票は副市長で決裁した。全12回の支払実績を確認した。

平成24年度分 基盤整備賃借料の支出負担行為伺票は副市長で決裁した。全12回の支払実績を確認した。

平成25年度分 基盤整備賃借料の支出負担行為伺票は企画部長が副市長の代理で決裁した。全12回の支払実績を確認した。

平成26年度分 基盤整備賃借料の支出負担行為伺票は企画部長が副市長の代理で決裁した。全12回の支払実績を確認した。

平成27年度分 基盤整備賃借料の支出負担行為伺票は副市長で決裁した。全12回の支払実績を確認した。

平成28年度分 基盤整備賃借料の支出負担行為伺票は副市長で決裁した。全9回の支払実績を確認した。

(3) 平成21年度 第五次総合行政福祉システム公募から契約締結に関する事務

第五次総合行政福祉システム（以下、福祉システムという）構築事業者の公募の執行伺は平成21年3月12日に副市長で決裁した。公募期間は3月17日から3月25日で行った。

予定価格の設定の起案は、平成21年3月25日に企画部長で決裁した。

公募プロポーザルによるシステム構築事業者の決定報告の起案は、平成21年3月27日に副市長で決裁した。

応募事業者の採用決定通知の伺いは、平成21年3月27日に企画部長で決裁した。

応募事業者との契約予定期日の変更伺は、平成21年3月31日に企画部長で決裁した。

応募事業者との契約予定期日の変更伺は、平成21年9月30日に副市長で決裁した。

応募事業者との契約締結伺は、平成22年4月19日に副市長で決裁した。

市とNTT九州は、平成22年4月30日に、第五次総合行政福祉システム賃貸借契約（以下、福祉システム賃貸借契約という）を締結した。契約期間は平成22年10月1日から平成32年9月30日、契約金額は総額322,056,000円である。

NTT九州との第1回履行協議を、平成22年6月25日に開催した。協議内容は、市からのシステムへの要望に基づく開発に関することである。

NTT九州との第2回履行協議を、平成22年7月15日に開催した。協議内容は、市からのシステムへの要望に基づく開発に関することである。

NTT九州との第3回履行協議を、平成22年8月13日に開催した。協議内容は、市

からのシステムへの要望に基づく開発に関することである。

NTT九州との第4回履行協議を、平成22年11月15日に開催した。協議内容は、市からのシステムへの要望に基づく開発に関することである。

福祉システム貸借変更契約締結前は、平成22年12月24日に副市長で決裁した。システムの機能追加及び仕様変更に伴い開発工数が増えたことによる契約金額の変更で、変更後の契約金額を345,112,488円とし、平成22年12月28日に締結した。

福祉システム貸借変更契約締結前は、平成26年4月1日に副市長決裁を企画部長が代理決裁した。消費税増税による契約金額の変更で、変更後の契約金額を351,532,668円とし、平成26年4月1日に締結した。

(4) 平成22年度以降 第五次総合行政福祉システム契約執行に関する事務（検収・支払・契約解除）

NTT九州宛の福祉システムに係るソフトウェア貸借及びシステム構築に係る実施終了報告書（検査合格書）を平成22年10月8日付けで発行した。

NTT九州が福祉システムに係るソフトウェア貸借及びシステム構築（仕様変更）に係る完了報告を平成22年12月28日に行った。

福祉システム貸借料に係る債務負担行為に基づく支出負担行為伺票は副市長で決裁した。

平成22年度分 福祉システム貸借料の支出負担行為伺票は副市長で決裁した。

平成22年度分 福祉システム貸借料の支出負担行為伺票（変更）は副市長で決裁した。

平成23年度分 福祉システム貸借料の支出負担行為伺票は副市長で決裁した。全12回の支払実績を確認した。

平成24年度分 福祉システム貸借料の支出負担行為伺票は副市長で決裁した。全12回の支払実績を確認した。

平成25年度分 福祉システム貸借料の支出負担行為伺票は企画部長が副市長の代理で決裁した。全12回の支払実績を確認した。

福祉システム貸借料に係る債務負担行為に基づく支出負担行為伺票（変更）は企画部長が副市長の代理で決裁した。

平成26年度分 福祉システム貸借料の支出負担行為伺票は企画部長が副市長の代理で決裁した。全12回の支払実績を確認した。

平成27年度分 福祉システム貸借料の支出負担行為伺票は副市長で決裁した。全12回の支払実績を確認した。

平成28年度分 福祉システム貸借料の支出負担行為伺票は副市長で決裁した。全9回の支払実績を確認した。

(5) 平成22年度～平成28年度 第五次総合行政システム等運用支援委託契約に関する事務

行政システム構築事業者のNTT九州の本システムに対する瑕疵担保責任期間が平成21年度で終了した。よって平成22年度から改めて本システムを円滑に運用するための運用支援及び維持保守に関する委託契約を締結する必要があった。

平成22年度の第五次総合行政システム運用支援及び維持保守委託契約（以下、「運用支援及び維持保守委託契約」という）の随意契約執行伺は、平成22年4月1日に副市長で決裁した。

予定価格の設定の起案は平成22年4月1日に企画部長で決裁した。

随意契約締結伺は平成22年4月1日に副市長で決裁した。

市とC株式会社（以下、C社という）は、平成22年4月1日に、運用支援及び維持保守委託契約を締結した。契約期間は平成22年4月1日から平成23年3月31日、契約金額は15,120,000円である。

支出負担行為伺票は副市長で決裁した。

平成23年度の運用支援及び維持保守委託契約の随意契約執行伺は、平成23年4月1日に市長で決裁した。

予定価格の設定の起案は平成23年4月1日に企画部長で決裁した。

随意契約締結伺は平成23年4月1日に市長で決裁した。

市とC社は、平成23年4月1日に、運用支援及び維持保守委託契約を締結した。契約期間は平成23年4月1日から平成24年3月31日、契約金額は22,680,000円である。支出負担行為伺票は市長で決裁した。

平成24年度の運用支援及び維持保守委託契約の随意契約執行伺は、平成24年3月27日に副市長で決裁した。

予定価格の設定の起案は平成24年4月2日に企画部長で決裁した。

随意契約締結伺は平成24年4月2日に副市長で決裁した。

市とC社は、平成24年4月2日に、運用支援及び維持保守委託契約を締結した。契約期間は平成24年4月2日から平成24年6月30日、契約金額は5,670,000円である。

この年度の運用支援及び維持保守委託契約は二度の契約期間の変更が行われ、変更契約が交わされている。1回目は平成24年6月20日に変更協議を行い、変更契約伺は副市長で決裁した。

変更契約締結日は平成24年6月25日で、変更契約期間は平成24年4月2日から平成24年7月31日、変更契約額は7,560,000円である。

2回目は平成24年7月20日に変更協議を行い、変更契約伺は副市長で決裁した。変更契約締結日は平成24年7月25日で、変更契約期間は平成24年4月2日から平成24年8月31日、変更契約額は9,450,000円である。

その後、ICT利活用地元企業育成事業に係る運用支援及び維持保守委託契約を行うための指名競争入札執行伺を平成24年8月6日に副市長で決裁した。

指名業者選定の指名の起案は平成24年8月7日に選定委員会委員長の企画部長で決裁した。

指名競争入札参加指名通知の起案は平成24年8月8日に情報政策課長で決裁し、4社に通知した。

予定価格の設定の起案は平成24年8月16日に企画部長で決裁した。

入札説明会は平成24年8月13日に行われ、平成24年8月20日に入札を執行して落札者を決定した。

入札結果報告の起案は平成24年8月21日に企画部長で決裁した。

契約締結伺は平成24年8月27日に副市長で決裁した。

市と株式会社D（以下、D社という）は、平成24年8月27日に、運用支援及び維持保守委託契約を締結した。契約期間は平成24年9月1日から平成25年3月31日、契約金額は7,166,250円である。

各契約の支出負担行為伺票は全て副市長で決裁した。

平成25年度の運用支援及び維持保守委託契約の随意契約執行伺は、平成25年3月28日に企画部長が副市長の代理で決裁した。

予定価格の設定の起案は平成25年4月1日に企画部長で決裁した。

随意契約締結伺は平成25年4月1日に企画部長が副市長の代理で決裁した。

市とD社は、平成25年4月1日に、運用支援及び維持保守委託契約を締結した。契約期間は平成25年4月1日から平成25年7月31日、契約金額は5,775,000円である。

その後、改めて運用支援及び維持保守委託契約の随意契約執行伺を平成25年7月18日に副市長で決裁した。

予定価格の設定の起案は平成25年7月19日に企画部長で決裁した。

随意契約締結伺は平成25年7月26日に副市長で決裁した。

市とD社は、平成25年8月1日に、運用支援及び維持保守委託契約を締結した。契約期間は平成25年8月1日から平成26年3月31日、契約金額は11,550,000円である。

支出負担行為伺票の一回目は企画部長が副市長の代理で決裁し、二回目は副市長で決裁した。

平成26年度の運用支援及び維持保守委託契約の随意契約執行伺は、平成26年3月31日に企画部長が副市長の代理で決裁した。

予定価格の設定の起案は平成26年4月1日に企画部長で決裁した。

随意契約締結伺は平成26年4月1日に企画部長が副市長の代理で決裁した。

市とD社は、平成26年4月1日に、運用支援及び維持保守委託契約を締結した。契

約期間は平成26年4月1日から平成26年7月31日、契約金額は5,940,000円である。

その後、改めて運用支援及び維持保守委託契約の随意契約執行伺を平成26年7月2日に副市長で決裁した。

予定価格の設定の起案は平成26年7月11日に企画部長で決裁した。

随意契約締結伺は平成26年7月25日に副市長で決裁した。

市とD社は、平成26年8月1日に、運用支援及び維持保守委託契約を締結した。契約期間は平成26年8月1日から平成27年3月31日、契約金額は11,880,000円である。

支出負担行為伺票の一回目は企画部長が副市長の代理で決裁し、二回目は副市長で決裁した。

平成27年度の運用支援及び維持保守委託契約の随意契約執行伺は、平成27年4月1日に市長で決裁した。

予定価格の設定の起案は平成27年4月1日に企画部長で決裁した。

随意契約締結伺は平成27年4月1日に副市長で決裁した。

市とD社は、平成27年4月1日に、運用支援及び維持保守委託契約を締結した。契約期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日、契約金額は17,820,000円である。

支出負担行為伺票は副市長で決裁した。

平成28年度の運用支援及び維持保守委託契約の随意契約執行伺は、平成28年3月25日に副市長で決裁した。

予定価格の設定の起案は平成28年4月1日に企画部長で決裁した。

随意契約締結伺は平成28年4月1日に副市長で決裁した。

市とD社は、平成28年4月1日に、運用支援及び維持保守委託契約を締結した。契約期間は平成28年4月1日から平成28年11月30日、契約金額は11,880,000円である。

支出負担行為伺票は副市長で決裁した。

(6) 平成25年度 第五次総合行政システム等の検証方法に関する事務

平成25年6月に行政改革推進室が行政システムについて、使用している担当部署に対して、本システムの現状・課題・改善策等について調査を行った。

その調査内容を取りまとめ、情報政策課に対して検証を依頼した。

情報政策課は、回答伺の起案を平成25年7月19日に企画部長で決裁し、本システムの改善策等に対する回答を行った。

回答を受けた行政改革推進室は、平成25年7月24日に関係職員による第五次総合行政システム検証会議を開催し、結果報告の起案を平成25年8月9日に副市長で決裁した。

その検証結果報告を受けた情報政策課は、第1回浦添市電子計算組織運営管理委員会（以下、運営管理委員会という）を平成25年8月16日に開催した。

情報政策課は議題として、行政システムを継続すべきか、又は見直すべきかを判断するための現状業務分析を外部の第三者である株式会社E（以下、E社という）に随意契約で委託する提案を行った。この提案については運営管理委員会において実施することが承認されている。

第1回運営管理委員会開催の起案は、平成25年8月14日に企画部長で決裁した。

第1回運営管理委員会議事録報告の起案は、平成25年8月19日に企画部長で決裁した。

第2回運営管理委員会開催の起案は確認できなかったが、平成25年10月17日に開催され、情報政策課から行政システム現状業務分析の進捗状況について報告を行った。

第2回運営管理委員会結果についての通知の起案は、平成25年10月22日に企画部長で決裁した。

第2回運営管理委員会議事録報告の起案は、平成25年11月11日に企画部長で決裁した。

行政システムの現状業務分析委託を受けたE社から「第五次総合行政システム現状業務分析結果報告書」が平成25年10月31日に提出された。

報告書を受けた情報政策課は、浦添市電子計算組織の運営管理に関する規程に基づき、浦添市電子計算組織専門部会（以下、専門部会という）を設置した。

専門部会設置の起案は、平成25年11月14日に企画部長で決裁した。

設置された専門部会は、分析結果報告書をもとに協議を行うこととし、平成25年11月18日から平成25年12月19日までに計3回開催され、各部署の課題や問題点を整理した「第五次総合行政システム入れ替えに伴う効果等について（報告）」を取りまとめた。

この報告の起案は、平成26年2月17日に企画部長で決裁し、運営管理委員会に提出して審議を依頼した。

第3回運営管理委員会開催の起案は、平成26年2月3日に企画部長で決裁した。

第3回運営管理委員会は、平成26年2月18日に開催され、議題の一つである第五次総合行政システム入れ替えについて、平成28年10月頃を目途にパッケージシステムへ切り替える方針が承認されている。

第3回運営管理委員会議事録報告の起案は、平成26年3月7日に企画部長で決裁した。

(7) 平成25年度 第五次総合行政システム現状業務分析に関する事務（E社）

平成25年8月16日に開催された浦添市電子計算組織運営管理委員会で承認された、行政システムの外部の第三者による現状業務分析委託の随意契約執行伺は、平成25年8月20日に企画部長で決裁した。

予定価格の設定の起案は平成25年8月22日に企画部長で決裁した。

随意契約締結伺は平成25年8月23日に企画部長で決裁した。

市とE社は、平成25年8月26日に、行政システム現状業務分析委託契約を締結した。契約期間は平成25年8月26日から平成25年10月31日、契約金額は1,470,000円を上限とした、委託業務の実施に要した経費の額である。

この業務分析結果報告書は平成25年10月31日付で情報政策課に提出された。

(8) 契約解除に対する訴訟外協議に関する事務

平成25年11月28日、市の顧問弁護士を務めるF法律事務所のf顧問弁護士に対し、次期システムへの入れ替えに係る契約金額残額等について質問をするFAXを送信した。

平成25年11月29日、f顧問弁護士より入電があり、調整を行った。

平成25年12月3日、市よりf顧問弁護士に対し、市及び事業者の債務不履行についてFAXで相談した。同時に契約書、知的財産権覚書の写しを送信した。

平成25年12月9日、NTT九州と協議を行った。

平成25年12月12日、f顧問弁護士より電話があり、相談した事項についての助言があった。

平成26年5月21日、市よりf顧問弁護士に対し、解約後の賃貸借料等について相談したい旨のFAXを送信した。

平成26年6月2日、弁護士事務所にて相談した。賃貸借料等についての助言があった。

平成28年5月25日、企画部長の決裁を得て、市の顧問弁護士を務めるG弁護士法人のg顧問弁護士に対し、契約解除の申し出等について伺う内容のFAXを送信した。

同日、市からの相談について、g顧問弁護士よりメールで回答があった。

平成28年6月2日、市よりg顧問弁護士に対し、システム賃貸借契約の解約申し入れの通知について伺うFAXを送信した。

同日、市からの相談について、g顧問弁護士より、申入書を改訂した旨のメールがあった。

平成28年6月7日、企画部長の決裁を得て、市よりNTT九州に対し、行政システム賃貸借契約の解約にむけて、協議の申し入れの通知書を送付した。

平成28年6月15日、NTT九州より、協議に応じる旨の文書を受理した。

同日、市役所6階会議室で、市とNTT九州で契約解除について協議を行った。両者の間で、契約解除後の支払について意見が相違していた。

平成28年6月21日、NTT九州より市に対し、解約後の賃借料支払いについて同社の意見を示した文書を受理した。

平成28年6月28日、市長決裁を得て、市がg顧問弁護士事務所を7月4日に訪問し、NTT九州からの文書に対する回答について相談した。

平成28年7月5日、市からの相談について、g顧問弁護士より回答を修正した旨のメ

ールがあった。

平成28年7月11日、市長決裁を得て、NTT九州に対し、平成28年12月末を以て契約を終了、ソフトウェアを返還する旨の文書を送付した。

平成28年7月20日、NTT九州より「第五次総合行政システム賃貸借契約及び第五次総合行政福祉システム賃貸借契約に関しまして」と題した文書を受理した。

契約解除となれば、残期間の賃貸借料の合計額を損害賠償として市に請求するという内容であった。

平成28年7月29日、NTT九州とシステム賃貸借契約書に係る協議を行った。

契約書の解釈、システムの不具合に関する見解が双方で異なっていることを確認した。

平成28年9月12日、NTT九州とシステム賃貸借契約書に係る協議を行った。

中途解約の可否、解約後の支払について意見の相違がみられた。

平成28年9月26日、市長決裁を得て、g顧問弁護士へ、中途解約や、仲裁等の解決、債務不履行責任等について相談のFAXを送信した。

平成28年9月27日、市からの相談について、g顧問弁護士よりメールで、賃貸借契約における義務等について回答があった。

平成28年9月29日、g顧問弁護士に対し、賃貸借契約の終了方法及び契約解除方法等について相談のメールを送信した。

平成28年9月30日、市からの相談について、g顧問弁護士よりメールで回答があった。

平成28年10月12日、システムの解約手続きについて二役に説明した。主な内容は、顧問弁護士と相談し、NTT九州に解約通知をし、平成29年1月以降の支払いはしない等であった。

平成28年10月21日、システム賃貸借契約書に係る協議を行った。

主な内容は、解決に向けた今後の話し合いに関する件であった。

平成28年10月24日、企画部長の決裁を得て、NTT九州に対し問い合わせのメールを10月25日に送信した。内容は、平成25年12月9日の協議の際、再度ヒアリングで来庁したいという意向を示していたが、実施せず断念した理由を問うものであった。

平成28年10月27日、市からの問い合わせについて、NTT九州から回答のメールを受信した。NTT九州からヒアリングを申し出た事実が確認できなかったため、断念したのではなく、ヒアリングを行う認識がなかったという主旨であった。

平成28年10月28日、NTT九州に対し、副市長との面会の調整等についてメールを送信した。

平成28年10月31日、NTT九州より、副市長との面会日程等についてメールを受信した。

平成28年11月2日、NTT九州に対し「開発業者ヒアリング」についての見解と相違点を伺う等のメールを送信した。

平成28年11月7日、NTT九州より、市からのメールへの回答を、メールで受信した。

平成28年11月22日、副市長及びNTT九州経営企画部長も出席し、賃貸借契約書に係る協議を行った。主な内容は、中途解約の解釈、瑕疵期間経過後のNTT九州の責任の有無、弁護士同士の話し合い等であった。

平成28年11月28日、企画部長の決裁を得て、11月29日にg顧問弁護士へ相談のFAXを送信した。相談内容は、平成28年12月31日でのシステム賃貸借終了、契約解除にかかる条文の解釈、ソフトウェアの返却方法、弁護士同士の話し合い等であった。

平成28年12月1日、市からの相談について、g顧問弁護士より、契約解除事由への該当、ソフトウェア返却方法、弁護士同士の話し合いへの対応等のメールを受信した。

平成28年12月6日、企画部長の決裁を得て、12月7日にg顧問弁護士へ解除通知(案)についての相談のFAXを送信した。

平成28年12月9日、市からの相談について、g顧問弁護士の修正案をメールで受信した。

同日、g顧問弁護士に対し、NTT九州に対するシステム改善要求について相談のメールを送信した。

平成28年12月14日、市からの相談について、g顧問弁護士より回答メールを受信した。

平成28年12月16日、市長の決裁を得て、NTT九州に対し、契約解除通知を送付した。主な内容は、通知到達後7日以内に改善の約束ができなければ契約を解除するという主旨であった。

平成28年12月20日、NTT九州より、契約解除通知の意図を問うメールを受信した。

平成28年12月21日、NTT九州からの質問のメールに対し、メールで返信した。

平成28年12月22日、NTT九州より、契約解除通知文書を受けてNTT九州が発した文書についてのメールを受信した。

平成28年12月26日、NTT九州より「第五次総合行政システム賃貸借契約及び第五次総合行政福祉システム賃貸借契約に関しまして」と題した文書を受理した。主な内容は、不具合に対する改善要求の認識、不具合の詳細の提示を依頼するものであった。

平成28年12月27日、NTT九州からの文書を受け、企画部長決裁を得て、NTT九州に対し、これまでのシステム改善要求について議事録を確認していただくよう依頼するメールを送信した。

同日、NTT九州より、平成25年12月9日の協議についてのメールを受信した。

平成28年12月28日、NTT九州からのメールを受け、システムの操作マニュアル、不具合に対する対応等についてメールを送信した。

同日、NTT九州よりメールを受信した。主な内容は、操作マニュアルの納品、不具合

対応依頼、平成25年12月9日から平成28年6月7日までに市からの連絡がない件、瑕疵担保期間の経過等であった。

平成29年1月23日、NTT九州とシステム賃貸借に関する協議を行った。主な内容は、民事調停を前提に弁護士を交えた議論を行う等であった。

その後市は、弁護士同士による電話協議は相談内容が不明確になる可能性があること等の理由により断る方向で進めることを決定した。

平成29年1月30日、企画部長の決裁を得て、g顧問弁護士に対し、NTT九州からの平成29年1月分の請求書についての相談のFAXを送信した。

平成29年2月1日、市からの相談について、g顧問弁護士より、回答メールを受信した。

平成29年2月23日、NTT九州より、「第五次総合行政システム賃貸借契約及び第五次総合行政福祉システム賃貸借契約に係る代金のお支払につきまして」と題した文書を受理した。契約の継続及び平成29年1月分の請求についての内容であった。

平成29年3月27日、NTT九州より「第五次総合行政システム賃貸借契約及び第五次総合行政福祉システム賃貸借契約に係る賃料のご請求につきまして」と題した文書を受理した。平成29年1月分及び2月分の再請求及び今後の請求の継続についての内容であった。

平成29年3月30日、NTT九州とシステム賃貸借に関する協議を行った。システム不具合に関する改善要求について、意見の相違があった。

平成29年5月22日、NTT九州代理人弁護士事務所より、システムに関する公文書公開請求書を市総務課で收受した。

平成29年6月2日、公文書公開請求について、情報政策課長の決裁及び総務課長の合議を得て、公文書不存在による請求拒否決定通知書及び公文書非公開決定通知書を送付した。

平成29年7月18日、g顧問弁護士に相談のFAXを送信した。主な内容は、双方のトップ同士での話し合いや、第三者機関の判断を仰ぐことについて等であった。

平成29年7月20日、市からの相談について、g顧問弁護士より回答のFAXを受信した。

平成29年8月2日、NTT九州に対し、契約解除後の請求書は返送する旨の通知を送付した。

平成29年8月4日、市がNTT九州を訪問し、賃貸借契約に関する協議を行った。主な内容として、市は、金銭的な解決の不可、解約について、不具合の証拠についての議事録の確認、瑕疵担保期間経過後の対応義務について述べ、NTT九州は、金銭的解決以外の方法はないこと、不具合の具体的な証拠の不提示、10年間使用継続の合意について等を述べた。

平成29年8月21日、企画部長の決裁を得て、g顧問弁護士に賃貸借契約の解除につ

いて相談のFAXを送信した。10年間継続使用について、弁護士同士での話し合いについて等であった。

平成29年8月23日、市からの相談について、g顧問弁護士より、弁護士同士の話し合い不可等の回答のFAXを受信した。

平成29年8月24日、システム解約処理について二役に説明した。主な内容は、訴訟判決以外の金銭的な解決はできない等であった。

平成29年11月2日、NTT九州とシステム賃貸借契約に関する協議を行った。NTT九州より、市長とNTT九州社長とのトップ会談の実施についての文書を受信し、契約解除についての市長からの説明要求等があった。市は、トップ会談を実施することを了承した。

同日、市長、副市長、企画部長、情報政策課長及び情報政策係長が調整を行った。

平成29年11月16日、NTT九州からの文書を受け、トップ会談前の実務者同士の検証作業の実施についてメールを送信した。

平成29年12月15日、NTT九州より、検証日程等についてのメールを受信した。

平成29年12月21日、NTT九州からのメールに対し、副市長決裁を得て、回答文書を送付した。

平成30年1月18日、企画部長決裁を得て、1月19日にNTT九州にシステムの検証作業シートをメールで送信した。

平成30年4月16日、NTT九州より、4月10日に行われたNTT九州との協議の議事録案についてメールを受信した。

平成30年4月17日、NTT九州からのメールに対し、議事録の修正案をメールで送信した。

平成30年4月20日、NTT九州よりメールを受信した。主な内容は、市の修正案には同意できない箇所があるとのことで、NTT九州側から修正案が示された。

平成30年4月26日、企画部長の決裁を得て、4月27日にNTT九州へメールを送信した。主な内容は、NTT九州作成の議事録案に補足した内容の確認依頼等であった。

平成30年4月27日、企画部長の決裁を得て、NTT九州へメールを送信した。主な内容は、瑕疵担保責任及び検収について等であった。

平成30年5月11日、NTT九州より、市からのメールについて、回答メールを受信した。

また、4月27日に市が修正した議事録案について、同意しかねる旨の回答があった。

平成30年5月25日、NTT九州からのメールに対し、企画部長の決裁を得て、回答のメールを送信した。議事録の修正については、同意しかねるという主旨の回答をした。

平成30年6月21日、NTT九州より、代表取締役変更の文書を受信した。

平成30年6月29日、NTT九州より、市が5月25日に送信したメールについて回答メールを受信した。主な内容は、記録を確認したが、貴市が言う発言、文言は確認でき

なかった、などであった。

平成30年6月29日、NTT九州より、改めて双方の弁護士同士での協議を提案する等の連絡があった。

平成30年7月5日、NTT九州からの連絡に対し、企画部長の決裁を得て、市では交渉等を委任する弁護士を決定していない旨の回答のメールを送信した。

平成30年7月10日、NTT九州より、今後の協議について問うメールを受信した。

平成30年7月12日、NTT九州からのメールに対し、企画部長の決裁を得て、NTT九州社訪問の意向のメールを送信した。

平成30年8月14日、NTT九州において、システム賃貸借契約に係る協議を行った。双方の契約形態の認識の違い、弁護士同士の協議実施について協議した。

平成30年8月27日、NTT九州より、今後の協議についての見解を問うメールを受信した。

平成30年8月31日、NTT九州からのメールに対し、企画部長の決裁を得て、弁護士同士の協議内容の確認等について、9月3日にメールを送信した。

平成30年9月4日、NTT九州より、弁護士同士の協議を進めていく中で整理したい等のメールを受信した。

平成30年9月5日、NTT九州代理人弁護士より、弁護士同士での協議申し入れの文書が届いた。

平成30年9月6日、NTT九州より代理人同士での協議の申し入れがあることについて、g顧問弁護士に相談のFAXを送信した。

平成30年9月7日、市からの相談について、g顧問弁護士より、協議内容の確認のメールを受信した。

平成30年9月11日、NTT九州代理人弁護士からの、弁護士同士での協議申し入れの文書への回答について、市長決裁を得て、協議の具体的内容及び契約形態の解釈の根拠を伺う文書を送付した。

平成30年9月28日、NTT九州代理人弁護士より、9月11日付けの市からの文書について、市の代理人の連絡先を問う文書を受理した。

平成30年10月5日、g顧問弁護士に、代理人同士の協議について、相談のFAXを送信した。

平成30年10月10日、g顧問弁護士より、市からのメールについて、NTT九州に対し協議の具体的内容及び契約形態の解釈の根拠を再度問う必要がある旨のメールを受信した。

平成30年10月15日、市長決裁を得て、NTT九州弁護士に対する回答書案を送付した。主な内容は、協議の具体的内容及び契約形態の解釈根拠の確認を再度依頼するものであった。

平成30年10月31日、NTT九州弁護士より文書を受理する。本書面到達後2週間

以内に代理人氏名及び連絡先の開示がない場合は法的手続きを検討する旨の内容であった。

平成30年11月7日、企画部長の決裁を得て、g顧問弁護士に、代理人同士での協議について相談のFAXを送信した。

平成30年11月9日、市からの相談について、g顧問弁護士より、代理人同士の協議の辞退を促す内容のメールを受信した。

平成30年11月13日、NTT九州からの10月31日に收受した文書に対する回答について、市長決裁を得て、文書を送付した。主な内容は、法的な主張及び根拠の確認をするための依頼について、2週間以内に書面で連絡を依頼するものであった。

平成30年11月28日付け、NTT九州代理人弁護士より、法的手続きを検討する旨の連絡文書を受信した。

平成31年2月12日、NTT九州が市を提訴した。

平成31年3月8日、NTT九州からの訴状による、第1回口頭弁論呼出状及び答弁書催告状が那覇地方裁判所より届いた。同日付けで、g顧問弁護士に当該書類をFAX送信した。同年3月14日に弁護士事務所を訪問し、g顧問弁護士に今後の対応方法について相談した。

(9) 那覇地方裁判所 平成31年(ワ)第91号賃貸借料請求事件に関する事務 〔裁判についての確認事項〕

NTT九州が那覇地方裁判所に平成31年2月8日付けの訴状、証拠説明書及び書証を提出した。

市が那覇地方裁判所より平成31年3月7日付けの第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状を受信した。

那覇地方裁判所からの書類收受についての報告の起案は、平成31年3月11日に市長で決裁した。

G弁護士法人への訴訟委任状提出の起案は平成31年3月20日に市長で決裁した。

賃貸借料請求事件について、指定代理人を指定する指定届の起案を、平成31年4月2日に副市長で決裁した。

平成31年4月11日、市代理人弁護士から、裁判所に答弁書を提出した旨のメールを受信した。

令和3年2月12日付けで原告代理人弁護士より代表者変更に係る上申書を受信した。

(平成31年4月16日裁判期日に向けた事務手続き)

平成31年4月11日、市が那覇地方裁判所に、原告の請求をいずれも棄却し、訴訟費用を原告の負担とする判決を求める答弁書を提出した。

(令和元年5月28日裁判期日に向けた事務手続き)

市が那覇地方裁判所に令和元年5月24日付け準備書面(1)、証拠説明書及び書証を提出した。

市が市代理人弁護士より令和元年5月28日に訴訟期日報告書を収受した。

(令和元年8月8日裁判期日に向けた事務手続き)

市が那覇地方裁判所に令和元年8月7日付け準備書面(2)、証拠説明書及び書証を提出した。

市が市代理人弁護士より令和元年8月8日に訴訟期日報告書を収受した。

(令和元年10月8日裁判期日に向けた事務手続き)

NTT九州が那覇地方裁判所に令和元年9月27日付け原告第1準備書面、証拠説明書(2)及び書証を提出した。

市が那覇地方裁判所に乙第7号証の2を提出した。

市が市代理人弁護士より令和元年10月9日に訴訟期日報告書を収受した。

市が作成した訴訟報告書は令和元年11月7日に市長で決裁した。

(令和元年12月3日裁判期日に向けた事務手続き)

NTT九州が那覇地方裁判所に令和元年11月22日付けで原告第2準備書面、証拠説明書(3)及び書証を提出した。

市が市代理人弁護士より令和元年12月3日に訴訟期日報告書を収受した。

市が作成した訴訟報告書は令和2年1月14日に市長で決裁した。

(令和2年2月4日裁判期日に向けた事務手続き)

NTT九州が那覇地方裁判所に令和元年12月23日付けで証拠説明書(4)及び書証を提出した。

市が那覇地方裁判所に令和2年1月31日に証拠説明書を提出した。

市が市代理人弁護士より令和2年2月4日に訴訟期日報告書を収受した。

市が作成した訴訟報告書は令和2年2月19日に市長で決裁した。

(令和2年3月17日裁判期日に向けた事務手続き)

市が那覇地方裁判所に令和2年2月27日に証拠説明書及び書証を提出した。

(令和2年6月23日裁判期日に向けた事務手続き)

NTT九州が那覇地方裁判所に令和2年5月15日付けで原告第3準備書面を提出した。

市が那覇地方裁判所に令和2年4月1日に準備書面(3)を提出した。
市が作成した訴訟報告書は令和2年7月20日に市長で決裁した。
市が市代理人弁護士より令和2年6月24日に訴訟期日報告書を收受した。

(令和2年8月27日裁判期日に向けた事務手続き)

NTT九州が那覇地方裁判所に令和2年8月21日付けで原告第4準備書面及び証拠説明書(5)を提出した。

市が市代理人弁護士より令和2年8月27日付けの訴訟期日報告書を收受した。

(令和2年10月27日裁判期日に向けた事務手続き)

市が那覇地方裁判所に令和2年10月22日に準備書面(4)、証拠説明書及び書証を提出した。

市が市代理人弁護士より令和2年11月6日付けの訴訟期日報告書を收受した。

(令和2年12月22日裁判期日に向けた事務手続き)

市が那覇地方裁判所に令和2年12月15日付け準備書面(4)を再提出した。

市が市代理人弁護士より令和2年12月22日付けの訴訟期日報告書を收受した。

(令和3年2月9日裁判期日に向けた事務手続き)

NTT九州が那覇地方裁判所に令和3年2月1日付けで原告第5準備書面、証拠説明書(6)及び書証を提出した。

市が市代理人弁護士より令和3年2月9日付けの訴訟期日報告書を收受した。

(令和3年3月25日裁判期日に向けた事務手続き)

市が市代理人弁護士より令和3年3月25日付けの訴訟期日報告書を收受した。

第9回弁論準備手続期日において裁判所よりシステムの専門委員を付けたいとの申し出があった件についての訴訟報告書は令和3年2月10日に市長で決裁した。

(令和3年5月20日裁判期日に向けた事務手続き)

市が那覇地方裁判所に令和3年4月28日付けの準備書面(5)、証拠説明書及び書証を提出した。

市が市代理人弁護士より令和3年5月20日付けの訴訟期日報告書を收受した。

(令和3年7月6日裁判期日に向けた事務手続き)

NTT九州が那覇地方裁判所に令和3年6月3日付けで原告第6準備書面を提出した。

市が那覇地方裁判所に令和3年6月30日に準備書面(6)、証拠説明書及び書証を提出した。

市が市代理人弁護士より令和3年7月6日付けの訴訟期日報告書を収受した。

令和3年6月25日付けで情報政策課長より国民健康保険課長に対し、国民健康保険異動情報取込処理結果に関する資料の提供依頼をし、同日付けで国民健康保険課長より回答を収受した。

第9回弁論準備手続期日において裁判所よりシステムの専門委員を付けたいとの申し出があった件についての回答及び令和3年6月3日付け原告より回答の求めのあった件に対しての回答に係る訴訟報告書を令和3年7月14日に市長で決裁した。

(令和3年9月14日裁判期日に向けた事務手続き)

NTT九州が那覇地方裁判所に令和3年8月31日付けで原告第7準備書面、証拠説明書(7)及び訴えの変更申立書を提出した。

市が市代理人弁護士より令和3年9月14日に訴訟期日報告書を収受した。

市が作成した訴訟報告書は令和3年9月29日に市長で決裁した。

(令和3年10月28日裁判期日に向けた事務手続き)

市が那覇地方裁判所に令和3年10月13日付けの準備書面(7)、証拠説明書及び書証を提出した。

市が市代理人弁護士より令和3年11月1日に訴訟期日報告書を収受した。

市が作成した訴訟報告書は令和3年11月15日に市長で決裁した。

(令和3年11月25日裁判期日に向けた事務手続き)

NTT九州が那覇地方裁判所に令和3年11月24日付けで原告第8準備書面、証拠説明書(8)及び書証を提出した。

市が市代理人弁護士より令和3年11月25日に訴訟期日報告書を収受した。

市が作成した訴訟報告書は令和3年12月13日に市長で決裁した。

(令和4年1月11日裁判期日に向けた事務手続き)

市が那覇地方裁判所に令和4年1月11日付けの証拠説明書及び書証を提出した。

市が市代理人弁護士より令和4年1月11日に訴訟期日報告書を収受した。

市が作成した訴訟報告書は令和4年1月21日に市長で決裁した。

[弁護士委託契約についての確認事項]

弁護士委任契約の随意契約執行伺の起案は、平成31年3月25日に副市長で決裁した。

予定価格の設定の起案は平成31年3月26日に企画部長で決裁した。

締結伺は平成31年3月26日に副市長で決裁した。

G弁護士法人との訴訟委任契約は平成31年3月26日に締結した。契約期間は平成31年3月26日から事案処理終了まで、契約金額は着手金5,400,000円、報酬金等は訴訟の結果を受けて、協議の上確定し、諸費用は事件の処理に必要な費用とする。

支出負担行為伺票は副市長で決裁した。全1回の支払実績を確認した。

[第五次総合行政システム運用管理報告書作成業務委託契約及び第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等に要する費用の単価契約についての確認事項]

第五次総合行政システム運用管理報告書作成業務委託契約（以下、報告書作成業務委託契約という）の随意契約に係る執行伺の起案は令和3年3月3日に企画部長で決裁した。

予定価格の設定の起案は令和3年3月3日に企画部長で決裁した。

締結伺は令和3年3月3日に企画部長で決裁した。

市とD社は、報告書作成業務委託契約を令和3年3月3日に締結した。契約期間は令和3年3月3日から令和3年3月31日、契約金額は550,550円である。

支出負担行為伺票は課長で決裁した。

令和3年3月24日付けで検査員を任命し、D社からの運用管理報告書を検査した。

令和3年3月31日付けで委託業務完了検収報告書を発行した。

全1回の支払実績を確認した。

第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等に要する費用の単価契約（以下、確認作業費用単価契約という）の随意契約に係る執行伺は令和3年6月7日に情報政策課長で決裁した。

締結伺は令和3年6月7日に同課長で決裁した。

市とD社は、確認作業費用単価契約を令和3年6月7日に締結した。契約期間は令和3年6月7日から令和3年8月31日、契約金額は71,500円である。

D社は令和3年6月21日までに作業を終え、作業報告書を提出し、市は報告書を検査した。

支出負担行為伺票は同課長で決裁した。全1回の支払実績を確認した。

令和3年度における2回目の確認作業費用単価契約の随意契約に係る執行伺は令和3年9月1日に情報政策課長で決裁した。

締結伺は令和3年9月1日に同課長で決裁した。

市とD社は、確認作業費用単価契約を令和3年9月1日に締結した。

契約期間は令和3年9月1日から令和4年3月31日、執行予定額は198,000円である。

令和3年度における2回目の確認作業費用単価契約に係る追加執行伺は令和4年1月21日に企画部長で決裁した。執行予定額は1,447,600円である。

令和4年3月31日付けで検査員を任命し、同日付けでD社からの作業報告書を收受後、委託業務完了検収報告書を発行した。

全1回の支払実績を確認した。

(10) 福岡高等裁判所 那覇支部令和4年(ネ)第76号貸借料請求控訴事件に関する事務

[裁判についての確認事項]

那覇地方裁判所より令和4年3月15日付けで判決が下された。

控訴の提起についての意思決定の起案は令和4年3月17日に市長で決裁した。

令和4年3月29日にG弁護士法人より、控訴状の貼用印紙の受領書を收受した。

浦添市議会令和4年3月定例会追加議案部長会議用の議案の提出についての起案は令和4年3月17日に企画部長で決裁した。

福岡高等裁判所那覇支部への控訴理由書の提出の起案は令和4年5月18日に市長で決裁した。

福岡高等裁判所那覇支部への控訴人準備書面(1)(2)(3)の提出の起案は令和5年1月13日に市長で決裁した。

福岡高等裁判所那覇支部への控訴人準備書面(4)及び証拠説明書(3)の提出の起案は令和5年4月21日に副市長で代理決裁した。

福岡高等裁判所那覇支部への控訴人準備書面(5)(6)の提出の起案は令和5年7月6日に市長で決裁した。

(令和4年10月24日裁判期日に向けた事務手続き)

市が福岡高等裁判所那覇支部に令和4年5月18日付け控訴理由書、証拠説明書及び書証を提出した。

NTT九州が福岡高等裁判所那覇支部に令和4年6月28日付けで上申書を提出した。

NTT九州が福岡高等裁判所那覇支部に令和4年9月30日付け控訴答弁書、証拠説明書(9)及び書証を提出した。

市が市代理人弁護士より令和4年10月26日に期日報告書を收受した。

(令和5年1月20日裁判期日に向けた事務手続き)

市が福岡高等裁判所那覇支部に令和5年1月13日付け控訴人準備書面(1)(2)(3)、証拠説明書(2)及び書証を提出した。

市が市代理人弁護士より令和5年1月24日に期日報告書を收受した。

(令和5年4月26日裁判期日に向けた事務手続き)

NTT九州が福岡高等裁判所那覇支部に令和5年4月14日付け被控訴人準備書面(1)(2)(3)、証拠説明書(10)及び書証を提出した。

市が福岡高等裁判所那覇支部に令和5年4月24日付け控訴人準備書面(4)及び証拠説明書(3)を提出した。

市が市代理人弁護士より令和5年4月28日に期日報告書を收受した。

(令和5年7月14日裁判期日に向けた事務手続き)

市が福岡高等裁判所那覇支部に令和5年7月6日付け控訴人準備書面(5)(6)、証拠説明書(4)及び書証を提出した。

市が市代理人弁護士より令和5年7月18日に期日報告書を收受した。

(和解協議)

和解協議について和解条項案に係る意思決定の起案を令和5年7月24日に市長で決裁した。

和解協議について和解条項案の変更についての意思決定の起案を令和5年7月26日に市長で決裁した。

議決証明書交付申請の起案を令和5年8月8日に情報政策課長で決裁した。

議決証明書交付申請の起案を令和5年8月21日に情報政策課長で決裁した。

令和5年8月18日付けで市議会に裁判上の和解についての議案を提出した。

福岡高等裁判所那覇支部より令和5年8月22日の和解期日取り消しに係る事務連絡文書を8月22日に收受した。

令和5年9月6日付けで和解成立とされ、9月8日付け福岡高等裁判所那覇支部が発行した和解調書を、9月13日に市が收受し、市長に供覧した。

浦添市議会議員宛での和解成立の報告を令和5年9月13日に企画部長で決裁した。

[弁護士契約についての確認事項]

G弁護士法人への訴訟委任の起案は令和4年3月28日に市長で決裁した。

G弁護士法人への訴訟委任に係る随意契約の執行伺は令和4年3月29日に市長で決裁した。

G弁護士法人への訴訟委任に係る随意契約の締結伺は令和4年3月29日に市長で決裁した。

G弁護士法人との訴訟委任契約は令和4年3月29日に締結した。契約期間は令和4年3月29日から事案処理終了まで、契約金額は着金なし、報酬金は訴訟の結果を受けて、協議の上確定し、諸費用は事件の処理に必要な費用とする。

控訴において、追加で他の弁護士を活用することについての意思決定の起案は令和4

年4月6日に市長で決裁した。

控訴における委任弁護士の見解についての意思決定の起案は令和4年4月7日に市長で決裁した。

ソフトウェア知見弁護士であるH法律事務所への訴訟委任についての随意契約執行伺は令和4年4月7日に市長で決裁した。

H法律事務所への訴訟委任についての予定価格の設定の起案は令和4年4月7日に企画部長で決裁した。

H法律事務所への訴訟委任についての随意契約締結伺は令和4年4月11日に市長で決裁した。

H法律事務所との訴訟委任契約は令和4年4月11日に締結した。契約期間は令和4年4月11日から事案処理終了まで、契約金額は着手金5,500,000円、報酬金は訴訟の結果を受け、計算式により算出した額とし、諸費用は事件の処理に必要な費用とする。

H法律事務所への訴訟委任についての起案を令和4年4月11日に市長で決裁した。

市からH法律事務所に対し令和4年4月11日に訴訟委任状を発行した。

H法律事務所への弁護士委託料(着手金)の支出負担行為伺票は副市長で決裁した。令和4年7月12日付け全1回の支払実績を確認した。

H法律事務所への訴訟委任に係る変更契約執行伺は令和5年5月22日に市長で決裁した。

H法律事務所への訴訟委任に係る変更契約締結伺は令和5年5月26日に市長で決裁した。

H法律事務所への弁護士委託料全2回の支払実績を確認した。

G弁護士法人への弁護士委託料全1回の支払実績を確認した。

〔第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等委託契約についての確認事項〕

令和4年度の第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等委託契約(以下、確認作業等委託契約という)に関する随意契約の執行伺は令和4年4月11日に企画部長で決裁した。

予定価格の設定の起案は令和4年4月11日に企画部長で決裁した。

随意契約の締結伺は令和4年4月11日に企画部長で決裁した。

市とD社は、令和4年4月11日に確認作業等委託契約を締結した。契約期間は令和4年4月11日から令和5年3月31日、契約金額は総額937,200円である。

確認作業等委託契約の執行伺を令和4年7月6日に情報政策課長で決裁した。

確認作業等委託変更契約の締結伺を令和4年7月6日に情報政策課長で決裁した。変更後の契約金額は953,700円である。

令和4年7月6日に確認作業等委託契約に係る支出負担行為伺(変更増)を情報政策課

長で決裁した。

令和5年3月31日付けで、D社より第五次総合行政システムの調査及び資料作成作業に係る作業報告書を収受した。

同日、検査員を任命し、作業報告書を検収した。

同日、委託業務完了検収報告書を発行した。

令和5年度の確認作業等委託契約に関する随意契約の執行伺は令和5年5月29日に情報政策課長で決裁した。

随意契約の締結伺は令和5年6月8日に情報政策課長で決裁した。

市とD社は、令和5年6月8日に確認作業等委託契約を締結した。契約期間は令和5年6月8日から令和5年7月12日、契約金額は総額162,800円である。

令和5年7月12日に、D社より第五次総合行政システム運用管理確認作業に係る作業報告書を収受した。

同日、検査員を任命し、作業報告書を検収した。

同日、委託業務完了検収報告書及び検収結果通知書を発行した。

第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等委託契約の委託料に係る支出負担行為伺票は情報政策課長で決裁した。全1回の支払実績を確認した。

第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等委託契約の委託料に係る支出負担行為伺票は情報政策課長で決裁した。全1回の支払実績を確認した。

2 監査の判断

※文中に示した条文等については、事務執行当時の規程等から抜粋した。

(1) 平成19年度 第五次総合行政システム公募から契約締結に関する事務

第五次総合行政システムは、公募によるプロポーザル方式を採用し、システム導入事業者を選定した後に契約を締結して導入した。

その理由として、随意契約執行伺の本文で、「平成18年と平成19年の2回にわたりEA (Enterprize Architecture) とよばれる業務分析を行った。その結果をふまえ、今回の行政システム構築では、我々の業務に最適化し、かつ将来のコスト削減及び地場産業の育成のために、最適なソリューションを公募により広く提案を求めたい。」としている。当該方式による契約方法を採用したことについては、公平性、透明性及び客観性を保ち、複数の者からの企画・技術等の提案を受けた中から市が調達する業務等の目的に最も適した事業者を選定できる可能性があることから、適正であったと思慮する。

また、当システムを地元企業や職員の「だれでも改修ができる仕組み」という考え方について、システム導入の決定前に、市役所内部でどこまで共通認識されていたかの資料は確認できなかった。

公募を行うにあたっては、情報政策課が作成した公募実施要領を事前に公開し、システム仕様書等の妥当性について1月10日から31日の22日間で意見聴取を行っている。この意見聴取は適当だったと考えるが、どのような意見が提出され、どう実施要領に反映されたのか、などの意見聴取に関する資料は確認できなかった。

システム構築の本公募は、3月4日から受付開始、プロポーザル参加申込書提出期限3月10日、技術提案書提出期限3月17日までの14日間で受付期間が設定された。この受付期間について執行伺本文において、「本公募にあっては、仕様の意見聴取よりすでに1年半を経過しており、本期間を含めると2カ月を経過することとなり、公募期間としては十分であると考えられる」と示している。しかし、意見聴取により仕様書等を変更した可能性もあり、本公募開始前に正確な事業内容を公開していたとは言えない。それにも関わらず、当該期間を含め、公募期間は十分であると判断したことが適切であったかについては疑問が残る。

また、公募の起案本文、当該起案に添付された公募実施要領、応募者が所有する公募実施要領に記載された公募締切日等のスケジュールが全て相違していた。度々スケジュールの変更があったと思慮されるが、適切な修正が行われていないことが伺え、杜撰な事務処理が多くみられた。公募についての公告に係る起案文書等の存在及び公告された事実が確認できず、実際に公開された実施要領の記載が不明であるため、情報が正しく周知され応募の機会が公平に与えられていたかについては判断できない。

また、業者選定に係る透明性や公平性については、業者選定評価基準設定に係る資料及び各審査委員の評価シート等の存在が確認できず、判断はできない。

予定価格については、浦添市契約規則（以下、契約規則という）第32条第3項において、随意契約の際に見積書を徴する場合は、あらかじめ取引の実例、価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に予定価格を定めなければならないとされているが、予定価格設定の起案に設計書等の添付がなく、積算の根拠は確認できなかったため、規定に従って設計されたものであるか、決裁権者が積算の適否を確認し決裁を行ったかについては不明のため、判断できない。

契約保証金については、当該契約書第2条第1項第5号により免除しているが、これは、契約規則第6条第1項第1号に規定する「契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。」に該当し、免除することができる。提出書類により、契約相手方が市を被保険者として契約した履行保証保険の証券を確認する事ができ、規定に沿って事務処理が行われており、適切である。

当該契約は地方自治法施行令（以下、施行令という）第167条の2第1項第2号を適用し、総額501,480,000円の随意契約を行っている。浦添市予算規則（以下、予算規則という）第20条別表第3（5）において、随意契約に係る実施伺い時に、施行令第167条の2第1項第1号の場合を除き全て財政課長を経て総務部長に合議しなければならないことが規定されている。執行伺の起案で当該合議を得ていることが確認でき、

規定に沿った事務処理を行っており適切である。しかし、同別表（４）において300万円以上の使用料及び賃借料の契約の場合、予算の執行及び支出負担行為時の双方で合議を得る必要があることが規定されているが、締結伺の起案でその合議がされておらず、不適切な事務処理を行っていたことが伺える。

契約書の第17条第1項に「主任担当者及び副担当者を選任し、必要な作業体制推進体制等を定め、相互に書面で相手方に通知する。」と定められている。当該システムの納品時の検査受検書にその記名があることから、選任は適切に行われていたと思慮するが、選任及び作業体制推進体制に関する起案等資料の存在が確認できないことから、決裁権者の決裁を経て任命し、適切に通知がなされたかについては不明であり、判断できない。

なお、平成26年4月1日に行った消費税増税に伴う変更契約に係る事務処理については、予算規則及び浦添市事務決裁規程（以下、決裁規程という）に従い、適切に行われていた。

（ミドルウェア契約関連）

ハードウェア及びミドルウェア賃貸借契約は、公募によるプロポーザル方式を採用し、事業者を選定した後に随意契約を締結している。当該方式による契約方法を採用したことについては、公平性、透明性及び客観性を保ち、複数の者からの企画・技術等の提案を受けた中から市が調達する業務等の目的に最も適した事業者を選定できる可能性があることから、適正であったと思慮する。また、当該契約に係る執行伺、公募概要に記載された公募期間及び締結伺等の書類に記載された契約期間等の日程が相違しており、変更の経緯も確認できず、杜撰な事務処理を行っていたことが伺える。

また、業者選定に係る透明性や公平性については、業者選定評価基準設定に係る資料及び各審査委員の評価シート等の存在が確認できず、適切な事務執行がなされたか判断できない。しかし、公募概要に業者選定に係る評価（審査）は、「当市関係職員と第五次総合行政システム開発業者が行う。」とあり、当該プロポーザルにシステム開発業者のグループ企業も応募していることから、システム開発業者との利害関係により公平な審査の妨げになる恐れ、またはその疑いを持たれる可能性がある。当該事業については、行政システムと連携を図る必要があるという理由から、システム開発業者を評価者として参入させたものと思慮するが、仕様書において機器の仕様を明確に示しておけば、その必要はなかったのではないかと思慮する。

システム開発業者を評価者として参入させる必要性があったかどうかについては、疑問が残る。

また、応募した1社の見積書が日付及び金額違いで2部提出されているが、どのような経緯で2部提出されているのかが不明であった。業者選定への影響は無かったと思慮されるものの、審査結果の報告に記載された金額が2部提出された見積書の両方とも相

違しており、価格の根拠が明確ではなく、不適切であると思慮する。

プロポーザル方式による契約は、契約期間を平成21年1月1日から平成25年12月31日とした長期継続契約であったが、平成26年から平成28年までは、1年ごとに地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を理由とした随意契約による契約を締結しており、契約相手方は前回と同じ事業者である。随意契約の理由として、現在使用している機器等を引き続き賃借できるのは当該事業者のみであること等を挙げているが、これについては、問題が無いものと思慮する。

予定価格の設定については、先述した契約規則第32条第3項のとおりであるが、平成26年の契約を除いては、予定価格設定の起案に設計書等の添付がなく、積算の根拠は確認できなかったため、規定に従って設計されたものであるか、決裁権者が積算の適否を確認し決裁を行ったかについては不明のため、判断できない。

契約保証金については、契約規則第6条第1項本文において、市と契約を締結しようとする者は契約保証金の納付をするものとし、但し書きの各号に該当する場合は全部または一部を免除することができると規定している。当該契約においては、契約規則第6条第1項第3号に定める「政令第167条の5第1項及び第167条の11第2項に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2カ年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」に基づき契約保証金を免除しているが、その根拠となる資料の添付が確認できなかったため、免除が適切だったかについては判断できない。

なお、予算規則及び決裁規程に規定された決裁及び総務部長及び財政課長合議等については適切に行われていた。

（2）平成20年度以降 第五次総合行政システム契約執行に関する事務

（検収・支払・契約解除）

行政システム賃貸借契約第4条に、「納入及び検収」について定められている。同条第1項で契約相手方は納入物を期限内に市に納めることを規定し、同条第2項で、市が納入物を検査した上で、契約相手方に実施終了報告書を通知すると規定している。

同条第2項に定められた実施終了報告書（検査合格書）が、平成20年9月30日付けで発行されていることを資料により確認した。しかし当該報告書はNTT九州が裁判資料として提出したもので、報告書1枚のみが存在しており、発行に係る起案文書等一式の存在が確認できなかった。

よって、情報政策課に、当時の検収について確認したところ、第1項の規定による期限内の納品について、納品すべき物品に不足があったことを確認したとの回答を得た。

また、システムの動作確認をしていることが資料より伺えるが、検収資料の存在が確認

できないため、その後、全てのテスト結果が完了したかどうかは確認できないとの回答を得た。

また、検収とシステムの不具合との因果関係についても質問したところ、判断できないと回答があった。

納品物に不足がある状態で検収を行ったことは、事務手続きとして適切でないと思慮するが、システムの動作確認の検収について確認ができず、また検収とシステムの不具合との因果関係については確認できないことから、判断できない。

行政システムの契約に係る賃貸借料について、債務負担行為見積書では平成20年度から平成30年度までの支払額が示されており契約書第6条では契約相手方からの毎月の請求によって賃貸借料を支払う旨定められている。これについて平成21年5月分から平成23年3月分が資料不足により支払実績の確認ができない分はあったものの、他の年度においては会計課で毎月支払確認がされた附表又は財務会計システムより確認ができるため、概ね適切に処理していたものと推察される。しかし、平成28年度分については、当初予算計上時点で9カ月分までの計上となっており、平成28年12月分までの支払は確認できたものの、それ以降の支払確認ができなかった。その経緯については、1事実の確認(8)において記載したとおりであるが、この点については司法により判断された部分のため本監査の対象外とする。

(ミドルウェア契約関連)

第五次総合行政システム基盤賃貸借契約に係る賃貸借料について、長期継続契約を締結することができる契約見積書では、平成20年度から平成25年度までの支払額が示されており、平成26年度、平成27年度、平成28年度については1年ごとに締結された契約書にて、契約金額が示されている。

契約書第4条では契約相手方からの毎月の請求によって賃貸借料を支払う旨定められている。これについて平成21年度分及び平成22年度分については資料不足により支払実績の確認ができなかったものの、他の年度においては、会計課で毎月支払確認がされた附表又は財務会計システムより確認ができるため、概ね適切に処理していたものと推察される。

(3) 平成21年度 第五次総合行政福祉システム公募から契約締結に関する事務

当時の福祉システムの機器の寿命及びセキュリティーへの対応の必要性に加え、行政システムと連携した第五次総合行政福祉システム(以下、福祉システムという)を構築し、導入するための一連の契約である。

監査のために要求した資料として、福祉システム構築に係る公募前の実施伺い、公募実施要領に記載された予算額を決定した根拠資料、事業者選定の評価基準設定に係る資料、各審査委員の評価シート、契約予定期日の変更に係る協議書等、契約書第17条第1項に

定められた主任担当者選任等に関する資料、契約書第18条に定められた契約書に添付した仕様書があるが、いずれも資料の存在が確認できなかった。よって当該各項目については、規程又は契約等に従って執行されたものであるかは不明のため、判断できない。

契約規則に定める契約保証金については、第6条第1項本文において契約保証金の納付、但し書きの各号に該当する場合に免除ができる旨定められている。よって契約相手方が決定した後に免除の対象となるか否かの判断が可能となるところ、公募に関する執行伺の起案に添付されている契約書(案)において、契約保証金欄に「免除」と記載されている。契約相手方の公募をする前の段階では免除の判断はできないものであるため、契約書(案)に免除の記載があることは適切でない。

一方、契約締結時には、契約相手方として選定されたNTT九州が、市を被保険者として契約した履行保証保険の証券の提出をしたことを確認した。契約規則第6条第1項第1号に定める「契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき」に基づき免除しており、規定に沿った事務手続きが行われていたと言える。

予定価格の設定については、2監査の判断(1)で記載した契約規則第32条第3項の規定によるものだが、福祉システム賃貸借契約の予定価格については、設定伺の起案に設計書等の添付がなく、積算の根拠が確認できなかったため、規定に従って設計されたものであるか、決裁権者が積算の適否を確認し、決裁を行ったかについては不明のため判断できない。

また、記載されている業務価格と消費税相当額の合計額と、総計金額欄の金額は、本来であれば一致すべきところだが相違が見られたため、情報政策課に弁明陳述の場で確認をしたところ、総計金額欄の記載誤りが考えられるとの回答があった。誤った額が100円単位と少額であったこともあり、結果として契約金額に影響を与えるものではなかったものの、誤った額を記載したことは不適切である。

平成21年3月27日付けで提案コンペティションの採用通知を事業者宛てに発出しており、同月中に契約の締結を行う予定であったが、同月31日には契約予定期日の変更の通知を行っている。契約予定期日は「両者協議の上」とし、未定であった。変更の理由として、過去2年間の業務分析では不明確な部分があり、再度詳細な分析を行う必要が生じたためとしている。これについて、当時の文書等が存在しないため、それ以上の事実は確認できず、当該延期の適否の判断はできないが、公募前に十分な業務分析を行っていたかどうか、そして情報政策課での決裁時にチェック機能が働いていたかどうかについては疑問が残る。その後、契約期日を平成22年4月上旬とする通知を同年9月30日に事業者宛てに通知し、平成22年4月30日付けで契約を締結した。

その後、機能追加及び仕様変更に伴い変更契約を行っているが、その執行伺の存在が確認できず、平成22年12月24日に締結伺が起案されている。また、平成26年4月1日の消費税増税に伴う変更契約も行われているが、これに関しては執行伺のみ確認

でき、締結時の存在が確認できなかったため、適切に行われていたか不明のため判断できない。

その他の確認できた資料については、概ね規程等に準じて適切に起案されていた。

福祉システムに係る契約については、現在では資料が確認できないものが多くあり、判断できない点が多くあったが、適切とはいえない事務執行が各所に見受けられたため、決裁機能が十分に働いていなかったことが伺える。

(4) 平成22年度以降 第五次総合行政福祉システム契約執行に関する事務

(検収・支払・契約解除)

福祉システム賃貸借契約第4条に、「納入及び検収」について定められている。同条第1項で契約相手方は納入物を期限内に市に納めることを規定し、同条第2項で、市が納入物を検査した上で、契約相手方に実施終了報告書を通知すると規定している。

同条第2項に定められた実施終了報告書(検査合格書)が、平成22年10月8日付けで発行されていることを資料により確認した。しかし当該報告書はNTT九州が裁判資料として提出したもので、報告書1枚のみが存在しており、発行に係る起案文書等一式の存在が確認できなかった。

よって、情報政策課に、当時の検収について確認したところ、第1項の規定による期限内の納品について、納品すべき物品に不足があったことを確認したとの回答を得た。

また、システムの動作確認をしていることが資料より伺えるが、検収資料の存在が確認できないため、その後、全てのテスト結果が完了したかどうかは確認できないとの回答を得た。

また、検収とシステムの不具合との因果関係についても質問したところ、判断できないと回答があった。

納品物に不足がある状態で検収を行ったことは、事務手続きとして適切でないと思慮するが、システムの動作確認の検収について確認ができず、また検収とシステムの不具合との因果関係については確認できないことから、判断できない。

賃貸借料について、契約締結時の資料として添付された債務負担行為見積書では、平成22年度から平成32年度までの支払い額が示されており、契約書第6条では、契約相手方からの毎月の請求によって賃貸借料を支払う旨定められている。資料が存在せず支払実績が確認できなかった平成22年度分を除いては、平成28年12月分までの支払いについて、資料及び財務会計システムより確認できたため、概ね適切に処理されていたものと推察される。

しかし、平成28年度分については、当初予算計上時点で9カ月分までの計上となっており、平成28年12月分までの支払は確認できたものの、それ以降の支払確認ができなかった。その経緯については、1事実の確認(8)において記載したとおりであるが、この点については司法により判断された部分のため本監査の対象外とする。

(5) 平成22年度～平成28年度 第五次総合行政システム等運用支援委託契約に関する事務

市とNTT九州との間で交わした行政システム賃貸借契約書第25条第3項において、本システムの不備等が発見された場合の修正を行う瑕疵担保期間は、検収が完了した日から起算して1年とされている。このことから平成22年度から改めて本システムを円滑に運用するための維持保守委託契約を締結する必要があったことを確認した。

平成22年度及び平成23年度の第五次総合行政システム運用支援及び維持保守委託契約（以下、「運用支援及び維持保守委託契約」という）は、行政システムの共同構築事業者であるC社を随意契約相手方として選定している。選定理由は、本システムの変更及び改修が必要となる維持保守業務を遂行できるのは本システム構築を共同で行った同社のみとしており、随意契約理由については、施行令第167条の2第1項第2号に基づくものとしている。しかし、もう一つの構築事業者であるNTT九州を随意契約の相手方候補としなかった理由については、資料から確認できず不明であり、C社のみが維持保守業務を遂行できると判断したことについて、適切であったか判断できない。

平成24年度の運用支援及び維持保守委託契約は、同年度内に入札を行うことを理由に随意契約が繰り返されている。これは、内閣府の沖縄振興特別推進交付金（以下、交付金という）を活用し、地元企業に研修等を行い、受託資格を得た企業に入札を行って運用支援及び維持保守業務を委託し、システムの改修や運用マネジメントを習得させることを目的としたものであった。

しかし、事業申請した「浦添市ICT利活用地元企業育成事業」は内閣府から採択されず、当初に交付金で充当を予定していた委託料は単費で執行している。

4回目の契約において指名競争入札を実施して落札した地元企業と運用支援及び維持保守委託契約を行ったが、この指名競争入札の入札参加資格要件の一つに「第2回第五次浦添市総合行政システム保守運用委託候補者の資格を有するもの」がある。この資格要件は、情報政策課が実施する行政システムの保守、運用、機能追加、修正業務に係る技術を習得させる研修会を受講して受託資格証を取得することが条件となっていた。この研修会については、平成24年1月10日から平成24年1月26日の間で12回実施しており、指名競争入札に指名された業者については資格証を有していることを確認した。よって、指名競争入札の業者指名については問題がなかったものと判断する。また、入札に係る事務処理について、適切に行われたことが確認できた。

平成25年度の運用支援及び維持保守委託契約は、委託内容の再検討を行った後に競争入札を行う予定であることを理由に、二度の随意契約を行っている。契約相手方は、前年度と同じ地元業者としており、随意契約理由として、システム構築業者から直接業務引継ぎを受けた唯一の業者であり、システムエラーについて早急な対応を図り遂行できること、当時対応中の案件があり、委託業者が変わると対応に遅延が生じる等を挙げ、施行令第1

67条の2第1項第2号の、「性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を適用している。当該判断について、問題がなかったものと思慮する。

平成26年度、平成27年度、平成28年度の運用支援及び維持保守委託契約は、随意契約を行っている。随意契約の理由として、平成25年度と同様の理由で施行令第167条の2第1項第2号に基づいたものであり、問題がなかったものと判断する。

契約規則における契約保証金の規定については、2監査の判断(3)で述べたとおりであるが、平成22年度から平成28年度までの各契約において、入札による契約を除き、締結伺本文で契約規則第6条第1項各号を用いて契約保証金を免除している。しかし、本文に各号の条文のみが記載され、各号に該当している理由の記載がなく、根拠が不明確である。本来は納めるものとされている契約保証金を、但し書きにより免除する場合は、その根拠を明記すべきである。

また、予定価格の設定については、先述した契約規則第32条第3項のとおりであるが、本件各契約の予定価格の設定については、平成22年度及び平成23年度の起案に設計書等の添付がなく、積算の根拠が確認できなかった。よって当該両年度においては規定に従って設計されたものであるか、決裁権者が積算の適否を確認し、決裁を行ったかについては不明のため、判断できない。なお、平成24年度から平成28年度の起案においては、設計書の添付が確認できた。

平成22年度から平成28年度までの運用支援及び維持保守委託契約に関する契約事務においては、契約保証金免除の根拠が不明確であること及び予定価格の積算根拠が不明確であることを除いては、執行伺から契約の締結、委託料の支払いに至るまで、契約規則及び決裁規程等に則り、概ね適切に処理されているものと認められたが、契約の根本である契約相手方の選定という部分については、資料の確認ができなかったため判断ができなかった。

(6) 平成25年度 第五次総合行政システム等の検証方法に関する事務

平成25年度時点において、行政システム及び福祉システム(以下、両システムという)が稼働して数年が経過しているが、慢性的な不具合、法制度改正に伴う対応やシステムの性能について担当部署と情報政策課との認識に相違があるとして、行政改革推進室が検証作業を行っている。

検証方法は担当部署から現行システムに対しての現状・課題・改善策・情報政策課への要望などの検証報告書を提出させ、それを取りまとめて情報政策課に検証を依頼し、回答を求めるものであった。

情報政策課は、その検証結果を浦添市電子計算組織運営管理委員会(以下、運営管理委員会という)で協議し、現状業務分析を外部委託することを決定した。

その分析結果を、浦添市電子計算組織専門部会(以下、専門部会という)で協議し、意見を集約の上、運営管理委員会に諮り、両システムの動向を決定する流れとなっていた。

運営管理委員会は、「浦添市電子計算組織の運営管理に関する規程」（以下、運営管理規程という）に基づき設置され、運営管理規程第6条第2号及び第6号において、電子計算処理システムの開発及び選定に関する事、その他電子計算組織の運営管理に係る重要事項に関する事を調査、審議すると定められている。

また、運営管理規程第9条において、運営管理委員会の担当事務に関する専門事項を調査・研究させるため、専門部会を置くことができると定められている。

この運営管理委員会の構成委員及び専門部会の部会員については、運営管理規程及び浦添市電子計算組織運営管理事務要領で定められた職員であった。

この運営管理委員会と専門部会の設置及び運営については、運営管理規程に定められた手続きによって行われている。

よって、両システムの検証を行う専門部会を設置して検討を行ったことや、運営管理委員会において専門部会の意見及び外部の第三者による分析結果報告書の内容も踏まえてパッケージシステムへ切り替える方針を承認したことなど、検証方法に関する一連の事務の執行については問題がなかったものと判断する。

(7) 平成25年度 第五次総合行政システム現状業務分析に関する事務（E社）

両システムは、導入から数年経過してもなお慢性的な不具合があり、法制度改正に伴うシステム改修費が高額であること、システムエラーチェックのために担当職員の負担が増えることなど、両システムの継続稼働に限界を感じるのと担当部署からの意見があった。このことから、情報政策課は今後の方向性を決定するための外部の第三者による両システムの現状業務分析を実施すると判断したものであり、運営管理委員会で承認も得ていることから、両システムの検証業務を外部委託したことは妥当と判断する。

次に、随意契約の事業者選定については、行政の業務を分析できること、両システムと他の行政システム等を比較できること、行政システムの導入実績があること、システム運用保守に関する研修を受講して両システムの内容を十分理解していること、次年度予算要求に対応するため短期間での分析結果が必要であることなどの理由からE社が選定されており、この随意契約は施行令第167条の2第1項第2号に基づくもので、問題がなかったものと判断する。

契約規則における契約保証金の規定については、2監査の判断（3）で述べたとおりであるが、本契約において、契約規則第6条第1項第8号の「委託契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」に基づき保証金を免除している。しかし、契約を履行しないこととなるおそれがないと判断した理由の記載が無く、根拠が不明確である。本来は納めるものとされている契約保証金を、但し書きにより免除する場合は、その根拠を明記すべきである。

委託された業務については、業務分析結果報告書として契約期間内に納品して検収されていることを確認した。

第五次総合行政システム現状業務分析に関する契約事務においては、契約保証金免除の根拠が不明確であったことを除いては、執行伺から契約の締結、委託料の支払いにいたるまで、契約規則及び決裁規程等に則り、概ね適切に処理されたものと認められた。

(8) 契約解除に対する訴訟外協議に関する事務

当該事務における主な内容は、平成25年11月28日にf顧問弁護士に行政システムの不具合等に関する相談を行ってから、平成28年12月16日に本市がNTT九州に対し両システムの契約解除の通知を行い、平成31年2月12日にNTT九州から提訴されるまでの一連の経緯に関するものとなっている。

この間に主に行われた事務としては、NTT九州との対面やメール等による協議、及び市顧問弁護士との調整である。

市及びNTT九州の主張の内容、顧問弁護士との調整内容、市が契約解除及び賃借料の支払いを停止した判断については、市の政策として決定された事項であること、また、結果的に裁判で審理された部分であることから、その是非等については判断せず、今回の監査においては、その間の事務手続き等が法令や規則等に則っていたかということを主眼に置き、判断することとする。

当該期間に行った事務としては、契約解除にむけての庁内における調整、検討、顧問弁護士への相談、調整、及びNTT九州との協議が主なものであるが、その過程においては事務的な不手際は特に認められず、また、契約行為や予算執行等の事務処理は行われていなかった。

協議に係る文書及びその他の文書に係る事務については、規程等に従い、適切に処理されていることを確認した。

情報政策課はNTT九州側との契約解除等の協議を行う際、都度、顧問弁護士に相談を行っていることが資料により確認できる。法令及び契約で規定された条項に照らし、判断した自らの解釈が適切であることを確認するべく、市の相談機能として認められた顧問弁護士を活用して専門的意見を得たものであることから、事務手続きとして問題はなかったものと思慮する。

協議中、市が平成28年10月25日にNTT九州に対し行った質問で、平成25年12月9日に実施された市とNTT九州の協議内容を示し、NTT九州が後日改めてヒアリングを行うため市を訪問するという発言があったが、その後来庁がなかった理由について、返答を求めている。

その後NTT九州からは、そのような発言を行った事実は確認できず、ヒアリングを行う認識が無かった旨の回答を得ている。

平成25年から平成28年までの約3年間、市がNTT九州に対し、当該事項を確認した事実はなかったのか、情報政策課に対し弁明陳述の場で確認したところ、当該期間において、市が確認した事実は確認できなかったとの回答を得た。市が当時、NTT九

州からヒアリングが無いことについてどのような対応をしたか不明であるため、適切か判断できない。

(9) 那覇地方裁判所 平成31年(ワ)第91号貸借料請求事件に関する事務
NTT九州からの提訴を受け、市は請求棄却を求める答弁書を提出した。

本件訴訟のために締結した各種契約及び事務処理について以下の通り判断する。

(ア) 訴訟の追行を委任する訴訟代理人を置く必要が生じたため、平成31年3月18日に、顧問弁護士であるG弁護士法人に訴訟委任状を発行するための起案をし、同月20日に決裁を終え、同日付けで委任状を発行している。

しかしG弁護士法人との随意契約の執行伺は同月25日に起案しており、契約締結日は同月26日となっている。

随意契約執行伺本文に、答弁書の提出期限まで暇がなかったことが記載されており、訴訟の委任がないと訴訟に対応できないことから、訴訟委任状を先に発行したことが伺える。しかし、予算の執行が伴う委任については、先に金額を明記した契約を交わしておく必要があるものと思慮する。よって契約の締結より先に訴訟委任状を発行した行為は、適切であるとは言えない。

一方、提出期限が間近であるという理由から緊急性があるものと判断し、施行令第167条の2第1項第5号を適用した随意契約による契約を締結したことについては、問題がなかったものと思慮する。

契約規則における契約保証金の規定については、2監査の判断(3)で述べたとおりであるが、本契約は契約規則第6条第1項第8号の「委託契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」に基づき保証金を免除している。しかし、契約を履行しないこととなるおそれがないと判断した理由の記載が無く、根拠が不明確である。本来は納めるものとされている契約保証金を、但し書きにより免除する場合は、その根拠を明記すべきである。

弁護士委任契約についてのその他の事務においては、委託料の支払に至るまで、契約規則等に則り、適切に処理されているものと認められた。

(イ) システムに関する不具合を示す裁判所提出資料の作成等を委託するための契約を、令和2年度及び令和3年度にD社と締結している。施行令第167条の2第1項第2号の「競争入札に適しないもの」を適用した随意契約とし、その理由を、システム運用保守を行った実績があること及びシステム構築に携わっていないことという条件を満たす事業者が、D社のみであったことを挙げている。

保守事業者であれば当該システムに関して一定の知見を有していると判断でき、原告と共にシステム構築を行った者を契約相手方として選定しないという意図も理解できる。そのため、契約の性質上、競争入札に適しないと判断したことに問題はなく、両条件に該当する者が1者のみであったという理由でD社を選定したことは、適切であった

ものと思慮する。

契約保証金については、契約規則第6条第1項第6号の「指名競争入札の方法による契約又は随意契約を締結する場合において、契約金額が100万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」に基づき保証金を免除している。しかし、契約を履行しないこととなるおそれがないと判断した理由の記載が無く、根拠が不明確である。記載がないことは適切ではなく、その根拠を明記すべきである。

また、予算規則第20条第1項は、随意契約に係る実施伺について、施行令第167条の2第1項第1号に掲げるものを除く全てを、財政課長及び財務部長に合議しなければならないと規定しているが、当該契約は同条項第2号を適用しているにも関わらず、財政課長及び財務部長に合議されていない。予算規則に則った事務が行われていないことは不適切である。

当該契約に係る委託料支払事務について、令和3年6月7日から同年8月31日までの期間で契約締結された確認作業費用単価契約の検収者任命に係る資料及び検収に係る資料の存在が確認できなかった。よって契約等に従って適切に処理されたものであるか、判断できない。

その他の支払事務については、規則等に基づき適切に執行されているものと認められた。

提訴を受けて発生した文書事務等については、以下の通り判断する。

指定代理人指定届は、被告である市長が、代理人として企画部長等を指定し、裁判所へ届け出るものであるが、当該起案の最終決裁権者を副市長としている。

決裁規程第4条の市長の決裁事項として、第11号に「不服申立、訟訴、和解及び調停に関すること」と定められており、当該起案についても市長決裁とすべきであると思慮するが、最終決裁権者が副市長となっていることは、適切でない。

訴訟において裁判所より求められた資料については、準備書面等として提出した実績が確認されたが、提出の際の起案が確認できなかったため、決裁規程等に従って処理されたものであるかは不明であり、判断できない。

一方、裁判での審理において報告が必要な事項をまとめた訴訟報告書及び弁護士より提出のあった訴訟期日報告書については、適宜市長まで報告されたことが確認でき、事務手続きとして不足は無かったものと思慮する。

(10) 福岡高等裁判所 那覇支部令和4年(ネ)第76号貸借料請求控訴事件に関する事務

第1審の敗訴により、市は控訴することを決定した。これに起因して締結した各種契約及び事務処理について以下の通り判断する。

控訴審の事務を委任する者として、第1審から継続してG弁護士法人、そしてソフトウェア知見弁護士として新たにH法律事務所を選任している。

G弁護士法人に対する訴訟委任について、令和4年3月28日に起案及び決裁を終え、同月29日付けで訴訟委任状を発行している。しかし随意契約の執行伺の起案日は同月29日となっており、委任の起案及び決裁日より後となっている。

訴訟委任の起案には本文の添付がないため確認ができないが、随意契約執行伺の起案本文では、控訴状の提出期限が迫っていることを理由に、施行令第167条の2第1項第5号の「緊急性」を契約の根拠としている。よって訴訟委任についても、控訴状の提出事務を委任するために至急起案をしたことが推察されるが、予算の執行が伴う委任については、先に金額を明記した契約を交わしておく必要があるものと思慮する。よって、実際に控訴状の発行日が契約日と同日になっているとはいえ、契約締結前に委任の起案をした行為は適切であるとは言えない。

なお、H法律事務所への訴訟委任状については、契約締結日と同日付けで起案し発行しているため、問題はなかった。

随意契約の根拠として、2件ともに、裁判所への提出書類を期限内に提出する必要があることを理由として、施行令第167条の2第1項第5号の「緊急性があるもの」を適用している。前述したように、書類提出期限まで暇がなかったことが資料から確認できるため、当判断について問題はなかったものと思慮する。

契約規則における契約保証金の規定については、2監査の判断(3)で述べたとおりであるが、当該2件の委託契約において、契約規則第6条第1項第8号の「委託契約の相手方が契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき」に基づき、免除している。しかし当該条項に該当する理由の記載が無く、根拠が不明確である。本来は納めるものとされている契約保証金を、但し書きにより免除する場合は、その根拠を明記すべきである。

次に、令和4年度及び令和5年度に契約締結をした第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等委託契約について判断する。当該契約は、委任弁護士より、裁判所に提出する控訴理由書の作成のため、当時システム運用保守に従事していた事業者の参画依頼があったことにより委託事業者を選定したものであり、施行令第167条の2第1項第2号を適用した随意契約により、D社と契約を締結している。両契約については、第1審の際に締結した確認作業費用単価契約と同じ主旨の契約であり、同じ随意契約理由で同事業者と契約を締結しているため、選定に問題はなかったものと思慮する。

契約保証金については、契約規則第6条第1項第6号の「指名競争入札の方法による契約又は随意契約を締結する場合において、契約金額が100万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」に基づき免除している。令和4年度の契約においては、訴訟委任契約と同じく、当該条項に該当する理由の記載がなかった。根拠が不明確であることは適切でない。

一方、令和5年度の契約については、適切に記載されていることが確認された。

以上が控訴審における各種契約であるが、前述した事項を除いては、執行伺から委託料支払に至るまでの一連の事務の執行について、規則等に基づき適切に執行されているものと認められた。

次に、控訴に係る文書事務等について判断する。

令和4年3月17日に控訴提起の意思決定の起案、同年4月6日に第1審弁護士に加え他の弁護士を活用する意思決定の起案、同年4月7日に委任弁護士決定の起案をしている。各起案については、決裁規程第4条の市長の決裁事項として第11号に掲げる「不服申立、訟訴、和解及び調停に関すること」を根拠に市長決裁をしており、規程に沿った適切な処理であったと認められる。

また、訴訟において裁判所より求められた資料についても、準備書面等として作成、起案され、決裁規程に則った適切な処理がされていることが認められた。

弁護士より提出のあった期日報告書については、適宜市長まで報告されたことを確認した。

その後、裁判所からの和解勧告により、令和5年7月24日に和解条項案を決定する意思決定の起案、同月26日に和解条項案の変更の起案をしており、2件ともに市長決裁を得ていることが確認された。和解調書についても、市長までの供覧をしている。

また、市議会に対し、令和5年8月18日付け議案第48号で議会の議決を求める議案を提出しており、同日付けで可決されたことを確認した。

以上のとおり、控訴審においては、概ね適切に事務が執行されたものと思慮する。

3 監査の意見

【意見】

先に述べたように、今回の監査において、現在では存在を確認できない資料が多数あった。また、情報政策課は裁判時に、両システムに係る当時の関係者らを集め、詳細な事実の確認を行った。しかし時間の経過によりすでに関係者らの記憶に残っておらず、資料の通りであるとの回答しか得られなかったことを、情報政策課に弁明陳述の場で確認した。よって監査した内容は、残存していた資料及び情報政策課より回答を得た事項に留まっており、監査要求された事項の一部については、判断するに至らなかった。

確認できた事実から監査した事項については、次の通り意見を述べる。

今回の監査により、事業を実施する過程において、規則及び契約等に沿っていない事務、軽微な書類の記載誤り等が散見され、情報政策課内の決裁機能が十分働いていない状況が伺えた。

次に、訴訟が提起される発端となったシステム賃貸借料の支払い停止に関する事実

ついて、意見を述べる。

契約解除に伴い貸借料の支払いを停止した行為について、当時の担当者及び決裁権者は、顧問弁護士に相談の上、法令及び契約条項等に適合したものであると認識し、決定したことが議事録等に記されている。このことから、当時は支払いを停止した行為が正当なものであると理解しており、故意に法令や契約に背いた行為を行っていたものではないといえる。

また、前述のとおり、法令や契約条項の解釈について事前に確認を取っていたことから、支払いを停止した行為が、法令等の解釈に適合していないという事実を知り得ることは困難であったものと思慮する。

そして第1審で敗訴後、控訴をした事実についても、適正な司法判断を求めた行為として差し支えなかったものと思慮する。

裁判で審理された部分については、すでに判決が下され終結しているため、監査の判断に及ばないが、裁判に付随する事務処理については、適切な手続きを踏んでいることから、問題がなかったものと言える。

行政事務においては、適法且つ公正に事務を執行することが求められるが、日々業務を行う中で改めてその根拠となる法令等を確認し、遵守に努めるとともに、内部統制についても機能強化を図られたい。

【付言】

本件監査の意見については前述のとおりであるが、以下の通り申し添える。

両システムの導入によって、職員に必要以上の事務負担が生じ、それにより契約解除、訴訟に至ったという事実がある。

両システムは、当時新たな考え方で導入されたものであり、その発案自体は、当時の電算システムにおける諸課題を改善するための方策として一定の合理性はあったものと認められる。しかし導入の結果、過大な事務負担が生じ、契約解除に向けての業者との協議、庁内での会議、また訴訟に係る事務等において、職員が費やした時間は計り知れず、事務の効率化を図るためのシステム導入が、逆に円滑な事務執行の阻害要因となってしまった。

そもそも両システムの導入について、実際にシステムを利用する職員に対しどの程度の周知や意見の聴取が行われていたか、今回の監査では資料不足により明らかにはならなかったが、システムの仕様の実現可能性の議論や、導入に向けての庁内での合意形成過程が十分とは言えなかったと推察される。

効率的で効果的な行政運営を図る上で、組織全体に関わる案件については、十分協議を重ねた上で執行することが必要と考えられる。両システムの導入により生じた結果については、真摯に反省すべきである。

そして今回の件を今後の施策推進に活かしていくことを要望する。

4 事実の確認に用いた資料等

【情報政策課提出資料】

(1) 平成19年度第五次総合行政システム公募から契約締結に関する事務

- ① 平成19年4月23日「新基幹行政システム共同開発」ご提案書
(NTT九州・C社)
- ② 平成20年1月8日 第五次総合行政システム構築に係る公募について(意見聴取)
- ③ 平成20年3月4日 第五次総合行政システム構築に係る公募について(公募)
- ④ 平成20年3月4日 提案コンペティション参加申請書[第五次総合行政システム構築に係る公募]
- ⑤ 平成20年3月13日 第五次総合行政システム構築プロジェクト進捗説明会の開催について(通知)
- ⑥ 平成20年3月17日 第五次総合行政システム賃貸借契約について(予定価格の設定)
- ⑦ 平成20年3月17日 第五次総合行政システム構築ご提案書
(NTT九州・C社)
- ⑧ 平成20年3月21日 第五次総合行政システム構築に係る公募について(結果報告)
- ⑨ 平成20年3月21日 第五次総合行政システム構築に係る公募について(結果通知)
- ⑩ 平成20年3月28日 第五次総合行政システム構築に係る公募について(契約)
- ⑪ 平成20年3月28日 入札・履行保証保険証
- ⑫ 平成20年3月31日 第五次総合行政システム賃貸借契約書
- ⑬ 平成26年4月1日 第五次総合行政システム賃貸借変更契約

(ミドルウェア契約関連)

- ① 平成20年10月15日 「第五次総合行政システム基盤整備にかかるハードウェア及びミドルソフトウェア調達事業」の公募について
- ② 平成20年11月7日 「第五次総合行政システム基盤整備にかかるハードウェア及びミドルソフトウェア調達」公募に関する予定価格の設定について
- ③ 平成20年11月10日 第五次総合行政システム基盤整備にかかるハードウェア及びミドルウェア調達事業ご提案書 2件
- ④ 平成20年11月18日 「第五次総合行政システム基盤整備にかかるハード

ウェア及びミドルソフトウェア調達」公募について（決定伺）

- ⑤ 平成20年11月27日 「第五次総合行政システム基盤整備にかかるハードウェア及びミドルソフトウェア調達」公募の結果通知について（通知）
- ⑥ 平成20年12月25日 賃貸借契約（浦添市第五次総合行政システム基盤整備一式）について（締結伺）
- ⑦ 平成25年12月6日 賃貸借契約（浦添市第五次総合行政システム基盤整備一式）に係る随意契約の執行について
- ⑧ 平成25年12月16日 賃貸借契約（浦添市第五次総合行政システム基盤整備一式）に係る予定価格の設定について
- ⑨ 平成25年12月24日 賃貸借契約（浦添市第五次総合行政システム基盤整備一式）に係る契約の締結について
- ⑩ 平成25年12月26日 賃貸借契約書
- ⑪ 平成26年12月16日 賃貸借契約（浦添市第五次総合行政システム基盤整備一式）に係る随意契約の執行について
- ⑫ 平成26年12月17日 賃貸借契約（浦添市第五次総合行政システム基盤整備一式）に係る予定価格の設定について
- ⑬ 平成26年12月26日 賃貸借契約（浦添市第五次総合行政システム基盤整備一式）に係る契約の締結について
- 平成26年12月26日 賃貸借契約書
- ⑭ 平成27年12月7日 賃貸借契約（浦添市第五次総合行政システム基盤整備一式）に係る随意契約の執行について
- ⑮ 平成27年12月18日 賃貸借契約（浦添市第五次総合行政システム基盤整備一式）に係る予定価格の設定について
- ⑯ 平成27年12月28日 賃貸借契約（浦添市第五次総合行政システム基盤整備一式）に係る随意契約の締結について
- ⑰ 平成27年12月28日 賃貸借契約書

(2) 平成20年度以降 第五次総合行政システム契約執行に係る事務(検収・支払・契約解除)

- ① 平成20年9月30日 実施終了報告書（検査合格書） 第五次総合行政システム賃貸借契約
- ② 平成20年12月19日 検査受検書 第五次総合行政システム賃貸借契約別添資料 第五次総合行政システム システム構築仕様書
- ③ 平成20年3月31日 債務負担行為に基づく支出負担行為伺票 第五次総合行政システム賃貸借料 負担行為額 501,480,000円
- ④ 平成20年4月1日 支出負担行為伺票 第五次総合行政システム賃貸借料

負担行為額 25,074,000 円

- ⑤ 平成21年4月1日 支出負担行為伺票 第五次総合行政システム貸借料
負担行為額 50,148,000 円
- ⑥ 平成22年4月1日 支出負担行為伺票 第五次総合行政システム貸借料
負担行為額 50,148,000 円
- ⑦ 平成23年4月1日 支出負担行為伺票 第五次総合行政システム貸借料
負担行為額 50,148,000 円
- ⑧ 平成24年4月1日 支出負担行為伺票 第五次総合行政システム貸借料
負担行為額 50,148,000 円
- ⑨ 平成25年4月1日 支出負担行為伺票 第五次総合行政システム貸借料
負担行為額 50,148,000 円
- ⑩ 平成26年4月1日 債務負担行為に基づく支出負担行為伺票(変更増) 第五次
総合行政システム貸借料 負担行為額 6,447,600 円
- ⑪ 平成26年4月1日 支出負担行為伺票 第五次総合行政システム貸借料
負担行為額 51,580,800 円
- ⑫ 平成26年4月1日 債務負担行為に基づく支出負担行為伺票(変更増)
第五次総合行政システム貸借料 負担行為額 6,447,600 円
- ⑬ 平成26年4月1日 消費税増税に伴う変更契約について(第五次総合行政シ
ステム貸借)
- ⑭ 平成27年4月1日 支出負担行為伺票 第五次総合行政システム貸借料負担
行為額 51,580,800 円
- ⑮ 平成28年4月1日 支出負担行為伺票 第五次総合行政システム貸借料 負
担行為額 38,685,600 円

(ミドルウェア契約関連)

- ① 平成20年12月25日 支出負担行為伺票 電子計算機賃借料(第五次総合
行政システム基盤整備一式) 負担行為額 15,082,200 円
- ② 平成21年4月1日 支出負担行為伺票 電子計算機賃借料(第五次総合行政
システム基盤整備一式) 負担行為額 60,328,800 円
- ③ 平成22年4月1日 支出負担行為伺票 電子計算機賃借料(第五次総合行政
システム基盤整備一式) 負担行為額 60,328,800 円
- ④ 平成23年4月1日 支出負担行為伺票 電子計算機賃借料(第五次総合行政
システム基盤整備一式) 負担行為額 60,328,800 円
- ⑤ 平成24年4月1日 支出負担行為伺票 電子計算機賃借料(第五次総合行政
システム基盤整備一式) 負担行為額 60,328,800 円
- ⑥ 平成25年4月1日 支出負担行為伺票 電子計算機賃借料(第五次総合行政

システム基盤整備一式) 負担行為額 45,246,600 円

- ⑦ 平成25年12月26日 支出負担行為伺票 第五次総合行政システム基盤整備一式 平成25年度 負担行為額 7,396,515 円
- ⑧ 平成26年4月1日 支出負担行為伺票 第五次総合行政システム基盤整備一式 平成26年度 負担行為額 22,823,532 円
- ⑨ 平成27年4月1日 支出負担行為伺票 第五次総合行政システム基盤整備一式 平成27年度 負担行為額 16,456,932 円
- ⑩ 平成28年4月1日 支出負担行為伺票 第五次総合行政システム基盤整備一式 平成28年度 負担行為額 18,422,802 円

(3) 平成21年度 第五次総合行政福祉システム公募から契約締結に関する事務

- ① 平成21年3月12日 第五次福祉システム構築に係る公募について
- ② 提案コンペティション参加申請書 (第五次福祉システム構築に係る公募)
- ③ 平成21年3月17日 提案コンペティション参加申請書 (第五次福祉システム構築に係る公募)
- ④ 平成21年3月18日 プロポーザル参加申請書兼現場説明会参加者通知書 (第五次福祉システム構築賃貸借契約)
- ⑤ 平成21年3月25日 第五次福祉システム構築に係る公募に関する予定価格の設定について
- ⑥ 平成21年3月25日 第五次福祉システム構築ご提案書 (2件)
- ⑦ 平成21年3月27日 「第五次福祉システム構築」に係る公募について (決定)
- ⑧ 平成21年3月27日 「第五次福祉システム構築」に係る公募の結果通知について
- ⑨ 平成21年3月31日 第五次総合福祉システム賃貸借契約予定期日の変更について (通知)
- ⑩ 平成21年3月31日 入札・履行保証保険証
- ⑪ 平成21年9月30日 第五次総合福祉システム賃貸借契約予定期日の変更について (通知)
- ⑫ 平成22年4月19日 第五次総合福祉システム賃貸借契約の締結について
- ⑬ 平成22年4月28日 入札・履行保証保険証
- ⑭ 平成22年4月30日 第五次総合行政福祉システム賃貸借契約書
- ⑮ 履行協議書 (第1回～第4回)
- ⑯ 平成22年12月24日 第五次総合行政福祉システム変更契約について (締結伺)
- ⑰ 平成22年12月28日 第五次総合行政福祉システム賃貸借変更契約

- ⑱ 平成26年4月1日 消費税増税に伴う変更契約について（第五次総合行政福祉システム賃貸借）
 - ⑲ 平成26年4月1日 第五次総合行政福祉システム賃貸借変更契約
- (4) 平成22年度以降 第五次総合行政福祉システム契約執行に関する事務（検収・支払・契約解除）
- ① 平成22年10月8日 実施終了報告書（検査合格書） 第五次総合行政福祉システム賃貸借契約
 - ② 平成22年12月28日 完了報告書 第五次総合行政福祉システムに係るソフトウェア賃貸借及びシステム構築（仕様変更）
 - ③ 平成22年4月30日 債務負担行為に基づく支出負担行為伺票 第五次総合行政福祉システム賃貸借契約 負担行為額 305,953,200円
 - ④ 平成22年4月30日 支出負担行為伺票 第五次総合行政福祉システム賃貸借料 負担行為額 16,102,800円
 - ⑤ 平成22年12月28日 債務負担行為に基づく支出負担行為伺票（変更） 第五次総合行政福祉システム賃貸借契約 負担行為額 22,465,296円
 - ⑥ 平成22年12月28日 支出負担行為伺票（変更） 第五次総合行政福祉システム賃貸借料 負担行為額 591,192円
 - ⑦ 平成23年4月1日 支出負担行為伺票 第五次総合行政福祉システム賃貸借料 負担行為額 34,570,368円
 - ⑧ 平成24年4月1日 支出負担行為伺票 第五次総合行政福祉システム賃貸借料 負担行為額 34,570,368円
 - ⑨ 平成25年4月1日 支出負担行為伺票 第五次総合行政福祉システム賃貸借料 負担行為額 34,570,368円
 - ⑩ 平成26年4月1日 債務負担行為に基づく支出負担行為伺票（変更増） 第五次総合行政福祉システム賃貸借料 負担行為額 6,420,180円
 - ⑪ 平成26年4月1日 支出負担行為伺票 第五次総合行政福祉システム賃貸借料 負担行為額 35,558,088円
 - ⑫ 平成27年4月1日 支出負担行為伺票 第五次総合行政福祉システム賃貸借料 負担行為額 35,558,088円
 - ⑬ 平成28年4月1日 支出負担行為伺票 第五次総合行政福祉システム賃貸借料 負担行為額 26,668,566円
- (5) 平成22年度～平成28年度 第五次総合行政システム等運用支援委託契約に関する事務（C社、D社）
 （随意契約による契約 契約期間：平成22年4月2日から平成24年8月31日）

- ① 平成22年4月1日 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守委託契約にかかる予算の執行について
- ② 平成22年4月1日 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守委託契約にかかる予定価格の設定について
- ③ 平成22年4月1日 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守委託契約の締結について
- ④ 平成22年4月1日 浦添市第五次総合行政システム運用支援業務委託契約書
- ⑤ 平成22年4月1日 支出負担行為伺票 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守料 負担行為額 15,120,000円
- ⑥ 平成23年4月1日 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守委託契約にかかる予算の執行について
- ⑦ 平成23年4月1日 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守委託契約にかかる予定価格の設定について
- ⑧ 平成23年4月1日 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守契約の締結について
- ⑨ 平成23年4月1日 浦添市第五次総合行政システム運用支援業務委託契約書
- ⑩ 平成23年4月1日 支出負担行為伺票 第五次総合行政システムの運用支援及び維持保守料 負担行為額 22,680,000円
- ⑪ 平成24年3月27日 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守委託契約にかかる予算の執行について
- ⑫ 平成24年4月2日 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守委託契約にかかる予定価格の設定について
- ⑬ 平成24年4月2日 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守契約の契約締結について
- ⑭ 平成24年4月2日 浦添市第五次総合行政システム運用支援業務委託契約書
- ⑮ 平成24年4月2日 支出負担行為伺票 平成24年度第五次総合行政システム運用支援業務委託 負担行為額 5,670,000円
- ⑯ 平成24年4月2日 完了報告書 平成24年度第五次総合行政システム運用支援業務委託契約
- ⑰ 平成24年6月20日 第五次総合行政システム運用支援委託契約に係る変更契約について
- ⑱ 平成24年6月25日 第五次総合行政システム運用支援委託契約に係る変更契約書
- ⑲ 平成24年6月25日 支出負担行為伺票 平成24年度第五次総合行政システム運用支援業務委託 負担行為額 1,890,000円
- ⑳ 平成24年7月20日 第五次総合行政システム運用支援委託契約に係る変更

契約について

- ① 平成24年7月25日 第五次総合行政システム運用支援委託契約に係る変更契約書
- ② 平成24年7月25日 支出負担行為伺票（変更増）平成24年度第五次総合行政システム運用支援業務委託 負担行為額 1,890,000円

（入札による契約 契約期間：平成24年9月1日から平成25年3月31日）

- ① 平成24年8月6日 ICT利活用地元企業育成事業に係る五次総合行政システム運用支援及び維持保守委託契約の執行について
- ② 平成24年8月7日 指名業者選定について（第五次総合行政システム運用支援及び維持保守委託業務）
- ③ 平成24年8月8日 指名競争入札参加指名通知
- ④ 平成24年8月16日 予定価格の設定（第五次総合行政システム運用支援及び維持保守委託業務）
- ⑤ 平成24年8月20日 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守委託契約に係る入札結果の報告について
- ⑥ 平成24年8月27日 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守委託契約に係る契約締結について
- ⑦ 平成24年8月27日 浦添市第五次総合行政システム運用支援及び維持保守委託業務仕様書
- ⑧ 運用管理作業内容／役割分担表
- ⑨ 平成24年8月27日 支出負担行為伺票 システム運用支援及び維持保守委託業務料期間 平成24年9月1日～平成25年3月31日

（随意契約による契約 契約期間：平成25年4月1日から平成28年11月30日）

- ① 平成25年3月28日 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守委託契約に係る予算の執行について（予算執行伺）
- ② 平成25年4月1日 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守委託契約に係る予定価格の設定について（予定価格設定伺）
- ③ 平成25年4月1日 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守委託契約の契約締結について（契約締結伺）
- ④ 平成25年4月1日 浦添市第五次総合行政システム運用支援業務委託契約書
- ⑤ 平成25年4月1日 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守委託業務仕様書
- ⑥ 運用管理作業内容／役割分担表
- ⑦ 平成25年4月1日 支出負担行為伺票 平成25年度第五次総合行政システム

運用支援業務委託 負担行為額 5,775,000 円

- ⑧ 平成25年7月18日 第五次総合行政システム運用支援業務委託契約の執行について（予算執行伺）
- ⑨ 平成25年7月19日 第五次総合行政システム運用支援業務委託契約に係る予定価格の設定について（予定価格設定伺）
- ⑩ 平成25年7月26日 第五次総合行政システム運用支援業務委託契約の契約締結について（契約締結伺）
- ⑪ 平成25年8月1日 浦添市第五次総合行政システム運用支援業務委託契約書
- ⑫ 平成25年8月1日 第五次総合行政システム運用支援業務委託契約仕様書
- ⑬ 運用管理作業内容／役割分担表
- ⑭ 平成25年8月1日 支出負担行為伺票 平成25年度第五次総合行政システム運用支援業務委託 負担行為額 11,550,000 円
- ⑮ 平成26年3月31日 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守業務委託契約の随意契約の執行について（予算執行伺）
- ⑯ 平成26年4月1日 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守業務委託契約に係る予定価格の設定について（予定価格設定伺）
- ⑰ 平成26年4月1日 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守業務委託契約の随意契約の締結について（契約締結伺）
- ⑱ 平成26年4月1日 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守業務委託契約書
- ⑲ 平成26年4月1日 支出負担行為伺票 平成26年度第五次総合行政システム運用支援業務委託 負担行為額 5,940,000 円
- ⑳ 平成26年7月2日 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守業務委託契約の執行について（予算執行伺）
- ㉑ 平成26年7月11日 第五次総合行政システム運用支援業務委託契約に係る予定価格の設定について（予定価格設定伺）
- ㉒ 平成26年7月25日 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守業務委託契約の契約締結について（契約締結伺）
- ㉓ 平成26年8月1日 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守業務委託契約書
- ㉔ 平成26年8月1日 支出負担行為伺票 平成26年度第五次総合行政システム運用支援業務委託 負担行為額 11,880,000 円
- ㉕ 平成27年4月1日 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守業務委託契約の随意契約の執行について（予算執行伺）
- ㉖ 平成27年4月1日 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守業務委託契約に係る予定価格の設定について（予定価格設定伺）

- ⑳ 平成27年4月1日 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守業務委託契約の随意契約の締結について（契約締結伺）
- ㉑ 平成27年4月1日 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守業務委託契約書
- ㉒ 平成27年4月1日 支出負担行為伺票 平成27年度第五次総合行政システム運用支援業務委託 負担行為額 17,820,000円
- ㉓ 平成28年3月25日 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守業務委託契約の随意契約の執行について（予算執行伺）
- ㉔ 平成28年4月1日 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守業務委託契約に係る予定価格の設定について（予定価格設定伺）
- ㉕ 平成28年4月1日 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守業務委託契約の随意契約の締結について（契約締結伺）
- ㉖ 平成28年4月1日 第五次総合行政システム運用支援及び維持保守業務委託契約書
- ㉗ 平成28年4月1日 支出負担行為伺票 平成28年度第五次総合行政システム運用支援業務委託 負担行為額 11,880,000円

(6) 平成25年度 第五次総合行政システム等の検証方法に関する事務

- ① 平成25年7月19日 第五次総合行政システム検証について（回答）
- ② 平成25年8月9日 第五次総合行政システム検証について（報告：行政改革推進室）
- ③ 平成25年8月14日 浦添市電子計算組織運営管理委員会の参加について（依頼）
- ④ 平成25年8月19日 平成25年度第1回浦添市電子計算組織運営管理委員会に関する議事録（報告伺：平成25年8月16日開催）
- ⑤ 平成25年9月4日 第五次総合行政システム現状業務分析のヒアリングについて（依頼）
- ⑥ 平成25年10月22日 平成25年度第2回浦添市電子計算組織運営管理委員会結果について（通知）
- ⑦ 平成25年10月22日 浦添市電子計算組織専門部会の開催について（通知）
- ⑧ 平成25年11月11日 平成25年度第2回浦添市電子計算組織運営管理委員会に関する議事録（報告：平成25年10月17日開催）
- ⑨ 平成25年11月14日 第五次総合行政システム現状業務分析結果報告及び専門部会の設置について
- ⑩ 平成25年11月14日 浦添市電子計算組織専門部会参加について（依頼）
- ⑪ 平成25年11月22日 平成25年度第2回電子計算組織専門部会の参加につ

いて（依頼）

- ⑫ 平成25年11月28日 第五次総合行政システムのシステム改修費用について（依頼）
- ⑬ 平成25年12月13日 平成25年度第3回電子計算組織専門部会の参加について（依頼）
- ⑭ 平成25年12月20日 第五次総合行政システム入れ替えによる効果について（依頼）
- ⑮ 平成26年2月3日 平成25年度第3回浦添市電子計算組織運営管理委員会の招集について（通知）
- ⑯ 平成26年2月17日 第五次総合行政システム入れ替えに伴う効果等について（報告）
- ⑰ 平成26年3月7日 平成25年度第3回浦添市電子計算組織運営管理委員会に関する議事録（報告：平成26年2月18日開催）

(7) 平成25年度 第五次総合行政システム現状業務分析に関する事務（E社）

- ① 平成25年8月20日 第五次総合行政システム現状業務分析委託（執行伺）
- ② 平成25年8月22日 第五次総合行政システム現状分析業務委託（予定価格の設定）
- ③ 平成25年8月23日 第五次総合行政システム現状業務分析委託（締結伺）
- ④ 平成25年8月26日 浦添市第五次総合行政システム現状分析業務委託契約書
- ⑤ 平成25年8月26日 支出負担行為伺票 第五次総合行政システム現状業務分析委託 負担行為額 1,470,000円
- ⑥ 平成25年10月31日 納品書
- ⑦ 平成25年10月31日 現状業務分析委託事業 業務分析結果報告書
- ⑧ 平成25年10月30日 報告書の提出について
- ⑨ 平成25年11月1日 検査員の任命（第五次総合行政システム現状業務分析委託）

(8) 契約解除に対する訴訟外協議に関する事務

（協議その1）

〔平成25年から平成28年〕

- ① 平成25年12月9日 議事録「第一回NTTデータ九州との協議」（作成・市）
- ② 平成28年7月29日 議事録「第五次総合行政システム賃貸借契約書に係る協議（第3回目）」（作成・NTT九州）
- ③ 平成28年6月7日 第五次総合行政システム賃貸借契約の解除について（通知）（浦企情第27号）

- ④ 郵便物等配達証明書（平成28年6月8日発送分）
- ⑤ 平成28年6月10日付文書 「第五次総合行政システム賃貸借契約に関しまして」（平成28年6月15日收受 浦企情第30号）
- ⑥ 平成28年6月15日 議事録「第五次総合行政システム賃貸借契約の解約について」（作成・NTT九州）
- ⑦ 平成28年6月21日付メール NTT九州より受信
「第五次総合行政システム賃貸借契約の解約に関する6/15議事録（案）および弊社の認識に関する文書の送付」（平成28年6月21日收受 浦企情第33号）
- ⑧ 平成28年7月1日 議事録「第五次総合行政システム賃貸借契約の解約について」（作成・NTT九州）
- ⑨ 平成28年7月11日 第五次総合行政システム賃貸借契約に係る貴社の認識について（通知）（浦企情第38号）
- ⑩ 平成28年7月19日付文書（平成28年7月20日收受 浦企情第42号）
「第五次総合行政システム賃貸借契約及び第五次総合行政福祉システム賃貸借契約に関しまして」
- ⑪ 平成28年7月29日議事録（作成・NTT九州）
「第五次総合行政システム賃貸借契約書に係る協議（第3回目）」
- ⑫ 平成28年9月12日議事録（案）（作成・NTT九州）
「第五次総合行政システム賃貸借契約書に係る協議（第4回目）」
- ⑬ 平成28年10月12日議事録
「第五次総合行政システムの解約手続きについて」
- ⑭ 平成28年10月20日 第五次総合行政システム解約手続きの調整について（議事録）（報告）（平成28年10月12日）
- ⑮ 平成28年10月21日議事録（案）（作成・NTT九州）
「第五次総合行政システム賃貸借契約書に係る協議（第5回目）」
- ⑯ 平成28年10月24日 第五次総合行政システムの問い合わせについて（問い合わせ）
- ⑰ 平成28年10月25日送付資料（開発業者ヒアリング資料）
- ⑱ 平成28年10月25日 メール NTT九州宛て送信
- ⑲ 平成28年10月27日 メール NTT九州より受信
「10/25お問い合わせの回答及び10/21議事録送付」
- ⑳ 平成28年10月28日 メール NTT九州宛て送信
- ㉑ 平成28年10月31日付メール NTT九州より受信
（再送）【4点連絡いたします。ご確認・ご対応をお願いいたします】（日程調整依頼）副市長面会」
- ㉒ 平成28年11月2日 メール NTT九州宛て送信

- ⑳ 平成28年11月7日付メール NTT九州より受信
「【回答いたします】「開発業者ヒアリング」資料に対する弊社見解について」
- ㉑ 平成28年11月17日 メール NTT九州宛て送信
- ㉒ 平成28年11月17日 メール NTT九州より受信
- ㉓ 平成28年11月18日付メール NTT九州より受信
「RE:(再送)【4点連絡いたします。ご確認・ご対応をお願いいたします】(日程調整依頼) 副市長面会」
- ㉔ 平成28年12月16日 第五次総合行政システム賃貸借契約の解除について
(通知) (浦企情第70号)
- ㉕ 平成28年12月20日 メール NTT九州より受信
- ㉖ 平成28年12月21日 メール NTT九州宛て送信
- ㉗ 平成28年12月22日收受 郵便物等配達証明書(平成28年12月19日発送分)
- ㉘ 平成28年12月22日付文書(平成28年12月26日收受 浦企情第74号)
「第五次総合行政システム賃貸借契約及び第五次総合行政福祉システム賃貸借契約に関しまして」
- ㉙ 平成28年12月22日 メール NTT九州より受信
- ㉚ 平成28年12月27日 平成28年12月22日付 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州の問い合わせに係る回答について(回答)
- ㉛ 平成28年12月27日付メール NTT九州宛て送信
- ㉜ 平成28年12月27日付メール NTT九州より受信
「RE:【急ぎ確認させてください】12/20受領した第五次総合行政システム賃貸借契約の解除に関する文書について」
- ㉝ 平成28年12月28日 「株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州の問い合わせに係る回答について」
- ㉞ 平成28年12月28日付メール NTT九州宛て送信
- ㉟ 平成28年12月28日付メール NTT九州より受信

[平成29年]

- ① 平成29年1月23日議事録「第7回目 第五次総合行政システム及び第五次総合行政福祉システムの賃貸借に関する浦添市様とお打合せ」(作成・NTT九州)
- ② 平成29年2月20日付メール NTT九州より受信
- ③ 平成29年2月21日付文書(平成29年2月23日收受 浦企情第85号)
「第五次総合行政システム賃貸借契約及び第五次総合行政福祉システム賃貸借契約に係る代金のお支払いにつきまして」
- ④ 平成29年2月27日 メール NTT九州宛て送信

- ⑤ 平成29年3月1日付メール NTT九州より受信
「【修正案の送付】平成29年1月23日訪問議事録（確定版）の送付」
- ⑥ 平成28年11月22日議事録（作成・NTT九州）
「第五次総合行政システム貸借契約書に係る協議（第6回目）」
- ⑦ 平成29年3月24日付文書（平成29年3月27日收受 浦企情第93号）
「第五次総合行政システム貸借契約及び第五次総合行政福祉システム貸借契約に係る賃料のご請求につきまして」
- ⑧ 平成29年3月30日議事録「第8回目第五次総合行政システム及び第五次総合行政福祉システムの貸借に関する浦添市様とのお打合せ」（作成・NTT九州）
- ⑨ 平成29年6月2日 「公文書非公開決定通知書（通知）」
- ⑩ 平成29年6月2日 「公文書不存在による請求拒否決定通知書（通知）」
- ⑪ 平成29年7月27日 第五次総合行政システム貸借契約の解除について（通知）
- ⑫ 平成29年8月2日 第五次総合行政システム貸借契約の解除について（通知）
（浦企情第57号）
- ⑬ 平成29年8月4日議事録 「第9回目 第五次総合行政システム及び第五次総合行政福祉システムの貸借に関する浦添市様とのお打合せ」（作成・NTT九州）
- ⑭ 平成29年8月7日付 復命書 第五次総合行政システムの契約解除に係る説明
（平成29年8月4日）
- ⑮ 平成29年8月29日 第五次総合行政システム解約処理（議事録）（報告）
（平成29年8月24日 第五次総合行政システム解約処理）

（協議その2）

- ① 平成29年11月2日付文書「貴市松本市長と弊社社長とのお打合せについて」（平成29年11月2日收受 浦企情第97号）
- ② 平成29年11月2日議事録（案）「第10回目第五次総合行政システム及び第五次総合行政福祉システム貸借契約に関する浦添市様とのお打合せ」
- ③ 平成29年11月10日 第五次総合行政システム解約処理（議事録）（報告）（平成29年11月2日 第五次総合行政システム解約処理）
- ④ 平成29年11月16日 NTTデータ九州からの問い合わせについて（回答）
- ⑤ 平成29年12月15日付メール NTT九州より受信
「検証作業提案資料の送付」（平成29年12月15日收受 浦企第115号）
- ⑥ 第五次総合行政システム及び第五次総合行政福祉システム検証作業シート
- ⑦ 平成29年12月21日 第五次総合行政システム検証作業の依頼事項について（回答）（浦企情第115号）

- ⑧ 平成30年1月18日 第五次総合行政システム及び第五次総合行政福祉システムの検証作業シートについて（提出）
平成30年4月16日付メール NTT九州より受信
平成30年4月17日付メール NTT九州宛て送信
- ⑨ 平成30年4月20日付メール NTT九州より受信
「RE：平成30年4月10日議事録（案）の送付【NTTデータ九州】」
- ⑩ 平成30年4月26日 NTTデータ九州の平成30年4月10日議事録修正案について（回答）
- ⑪ 平成30年4月27日 NTTデータ九州の資料提供等について（依頼）
- ⑫ 平成30年4月27日 メール NTT九州宛て送信
「【浦添市】NTTデータ九州様の資料提供等について（依頼）」
- ⑬ 平成30年5月11日付メール NTT九州より受信
「浦添市様からの平成30年4月27日付メールへのご回答【NTTデータ九州】」
- ⑭ 平成30年5月25日付メール NTT九州宛て送信
「RE：浦添市様からの平成30年4月27日付けメールへのご回答【NTTデータ九州】」
- ⑮ 平成30年5月25日 NTTデータ九州の平成30年4月10日議事録修正案について（回答）
- ⑯ 平成30年6月19日付文書 「代表取締役変更のお知らせ」（平成30年6月21日收受）
- ⑰ 平成30年6月29日付メール NTT九州より受信
「RE：浦添市様からの平成30年4月27日付けメールのご回答【NTTデータ九州】」
- ⑱ 平成30年7月5日 NTTデータ九州の平成30年6月29日付け問い合わせについて（回答）
- ⑲ 平成30年7月10日付メール NTT九州より受信
「RE：浦添市様からの平成30年4月27日付けメールのご回答【NTTデータ九州】」
- ⑳ 平成30年7月12日 NTTデータ九州の平成30年7月10日付け問い合わせについて（回答）
- ㉑ 平成30年8月14日文書 「第五次総合行政システム賃貸借契約及び第五次総合行政福祉システム賃貸借契約NTTデータ九州様の認識の違いについて」
- ㉒ 平成30年8月14日議事録「第12回目第五次総合行政システム及び第五次総合行政福祉システム賃貸借契約に関する浦添市様とのお打合せ」
- ㉓ 平成30年8月20日付 復命書 「第五次総合行政システム賃貸借契約のNTTデータ九州様の認識の違いについて説明（平成30年8月14日）」

- ②④ 平成30年8月27日付メール NTT九州より受信
「2018年8月14日打合せに関する回答と依頼事項【NTTデータ九州】」
- ②⑤ 平成30年8月31日 「NTTデータ九州の平成30年8月27日付け問い合わせについて（回答）」
- ②⑥ 平成30年9月4日付文書「2018年8月14日協議で貴市が指摘された「NTTデータ九州様の認識の違いについて」に対する回答」
- ②⑦ 平成30年9月4日付メール NTT九州より受信
「RE:2018年8月14日打合せに関する回答と依頼事項【NTTデータ九州】」
- ②⑧ 平成30年9月4日付文書 NTT九州より受信
「ご連絡」（平成30年9月5日收受 浦企情第81号）
- ②⑨ 平成30年9月11日 平成30年9月4日付けご連絡について（回答）（浦企情第81号）
- ③⑩ 平成30年9月26日付文書 「回答書」（平成30年9月28日收受 浦企情第92号）
- ③⑪ 平成30年10月15日 平成30年9月26日付け回答書について（回答）
（浦企情第92号）
- ③⑫ 書留・特定記録郵便等受領証（平成30年10月15日発送分）
- ③⑬ 平成30年10月30日付文書 NTT代理人弁護士より收受
（平成30年10月31日收受 浦企情第109号）
- ③⑭ 平成30年11月13日 平成30年10月30日付けご連絡について（回答）
（浦企情第109号）
- ③⑮ 平成30年11月28日付文書 NTT代理人弁護士より收受
「ご連絡」

（弁護士との協議）

- ① 平成25年11月28日 相談内容（送付）（浦企情61号）
- ② 平成25年12月3日付け 文書「相談内容」 F法律事務所宛て送付
- ③ 平成26年5月21日付け 文書「相談内容」 F法律事務所宛て送付
- ④ 平成28年5月25日 第五次総合行政システム賃貸借契約の解約手続きについて（依頼）（浦企情第19号）
- ⑤ 平成28年5月30日 顧問弁護士利用報告書（報告）
- ⑥ 平成28年5月31日 第五次総合行政システム賃貸借契約の解約手続きについて（依頼）（浦企情第22号）
- ⑦ 平成28年6月2日付け FAX G弁護士法人宛て送信
- ⑧ 平成28年6月2日付け メール G弁護士法人より受信
「RE:FAXでの相談の件」

- ⑨ 平成28年6月28日 第五次総合行政システム貸借契約の解約手続きについて(依頼)(浦企情第34号)
- ⑩ 平成28年7月5日付け メール G弁護士法人より受信
「RE:【確認依頼】第五次総合行政システム貸借契約相談の件」平成28年9月26日 FAX G弁護士法人宛て送信
- ⑪ 平成28年9月26日 第五次総合行政システム貸借契約の解約手続きについて(依頼)(浦企情第51号)
- ⑫ 平成28年9月27日付け メール G弁護士法人宛て送信
「280926FAX相談の件」
- ⑬ 平成28年9月29日付け メール G弁護士法人宛て送信
- ⑭ 平成28年9月30日付け メール G弁護士法人より受信
「RE: 280926FAX相談の件」
- ⑮ 平成28年10月20日 第五次総合行政システム解約手続きの調整について(議事録)(報告)(平成28年10月12日 第五次総合行政システム解約手続き)
- ⑯ 平成28年11月28日 第五次総合行政システム貸借契約の解約手続きについて(依頼)(浦企情第65号)
- ⑰ 平成28年11月29日 FAX G弁護士法人宛て送信
- ⑱ 平成28年12月1日付け メール G弁護士法人より受信
「ご相談への回答(11月28日相談)」
- ⑲ 平成28年12月6日 第五次総合行政システム貸借契約の解約手続きについて(浦企情第66号)
- ⑳ 平成28年12月7日 FAX G弁護士法人宛て送信
- ㉑ 平成28年12月9付け メール G弁護士法人より受信
「第五次総合行政システム貸借契約の解約手続きについて」
- ㉒ 平成28年12月9付け メール G弁護士法人宛て送信
「Re: 第五次総合行政システム貸借契約の解約手続きについて」
- ㉓ 平成28年12月14付け メール G弁護士法人より受信
「RE: 第五次総合行政システム貸借契約の解約手続きについて」
- ㉔ 平成29年1月30日 第五次総合行政システム貸借契約の請求書の返送について(浦企情第79号)
平成29年1月30日 FAX G弁護士法人宛て送信
- ㉕ 平成29年2月1付け メール G弁護士法人より受信
「1月30日FAX相談の件」
- ㉖ 平成29年7月18日 第五次総合行政システム貸借契約の解除について(浦企情第48号)
- ㉗ 平成29年7月18日 FAX G弁護士法人宛て送信

- ⑳ 平成29年7月20日 FAX G弁護士法人より受信
「7月18日付FAX相談の件」
- ㉑ 平成29年7月28日 顧問弁護士利用報告書(報告)
- ㉒ 平成29年8月21日 第五次総合行政システム賃貸借契約の解除について
(依頼)(浦企情第60号)
- ㉓ 平成29年8月21日 FAX G弁護士法人宛て送信
- ㉔ 平成29年8月22日付け FAX G弁護士法人より受信
「8月21日付FAX相談の件」
- ㉕ 平成29年8月25日 顧問弁護士利用報告書(報告)
- ㉖ 平成30年9月4日付文書 NTT代理人弁護士より収受「ご連絡」
- ㉗ 平成30年9月6日 システム賃貸借契約の解除について(依頼)
(浦企情第81号)
- ㉘ 平成30年9月6日 FAX G弁護士法人宛て送信
- ㉙ 平成30年9月7日付け メール G弁護士法人より受信「システム賃貸借の件」
- ㉚ 平成30年10月1日 顧問弁護士利用報告書(報告)
- ㉛ 平成30年10月5日 システム賃貸借契約の解除について(依頼)
(浦企情第96号)
- ㉜ 平成30年10月5日 FAX G弁護士法人宛て送信
- ㉝ 平成30年10月10日付け メール G弁護士法人より受信「NTTとの件」
- ㉞ 平成30年11月7日 システム賃貸借契約の解除について(依頼)
(浦企情第113号)
- ㉟ 平成30年11月7日 FAX G弁護士法人宛て送信
- ㊱ 平成30年11月9日付け メール G弁護士法人より受信「NTTデータの件」
- ㊲ 平成31年3月8日付け FAX G弁護士法人宛て送信「日程調整(依頼)」
- ㊳ 平成31年3月8日付け FAX G弁護士法人宛て送信「第1回口頭弁論期日
呼び出し状及び答弁書催告状」の写し
- ㊴ 平成31年3月14日付け FAX G弁護士法人宛て送信「訴訟・確認事項」
- ㊵ 平成31年3月15日 顧問弁護士との相談について(報告)
- ㊶ 平成31年3月20日 顧問弁護士利用報告書について(提出)

(9) 那覇地方裁判所 平成31年(ワ)第91号賃貸借料請求事件に関する事務

[契約関係]

(弁護士委任)

- ① 平成31年3月20日 訴訟委任状について(提出)(浦企情第179号)
- ② 平成31年3月25日 随意契約について(執行) 弁護士報酬に関する契約
- ③ 平成31年3月26日 予定価格について(設定) 弁護士報酬に関する契約

- ④ 平成31年3月26日 随意契約について（締結）弁護士報酬に関する契約
- ⑤ 平成31年3月26日 委任契約書
- ⑥ 平成31年3月26日 支出負担行為伺票 弁護士報酬（着手金） 負担行為額 5,400,000円

（その他契約）

- ① 令和3年3月3日 令和2年度 第五次浦添市総合行政システム運用管理報告書作成委託について（執行）
- ② 令和3年3月3日 令和2年度 第五次浦添市総合行政システム運用管理報告書作成委託について（予定価格設定）
- ③ 令和3年3月3日 令和2年度 第五次浦添市総合行政システム運用管理報告書作成委託について（締結）
- ④ 令和3年3月3日 令和2年度 第五次浦添市総合行政システム運用管理報告書作成委託書
- ⑤ 令和3年3月3日 支出負担行為伺票 令和2年度 第五次浦添市総合行政システム運用管理報告書作成業務委託契約 負担行為額 550,550円
- ⑥ 令和3年3月24日 検収員について（任命） 令和2年度 第五次浦添市総合行政システム運用管理報告書作成業務委託契約
- ⑦ 令和3年3月31日 運用管理報告書 令和2年度 第五次浦添市総合行政システム運用管理報告書作成業務委託契約
- ⑧ 令和3年3月31日 委託業務完了検収報告書 令和2年度 第五次浦添市総合行政システム運用管理報告書作成業務委託契約
- ⑨ 令和3年6月7日 随意契約について（執行） 令和3年度 第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等に要する費用の単価契約①
- ⑩ 令和3年6月7日 随意契約について（締結） 令和3年度 第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等に要する費用の単価契約①
- ⑪ 令和3年6月7日 令和3年度 第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等に要する費用の単価契約書①
- ⑫ 作業報告書 第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等に要する費用の単価契約①
- ⑬ 令和3年6月7日 支出負担行為伺票 令和3年度 第五次浦添市総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等に要する費用の単価契約① 負担行為額 71,500円
- ⑭ 令和3年8月26日 テーブル作成依頼書について（提出） 令和3年度 第五次総合行政システム運用管理確認作業委託料②
- ⑮ 令和3年9月1日 随意契約について（執行） 第五次総合行政システム運用管

理に関する技術者確認作業等に要する費用の単価契約②

- ⑯ 令和3年9月1日 随意契約について(締結) 第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等に要する費用の単価契約②
- ⑰ 令和3年9月1日 第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等に要する費用の単価契約②
- ⑱ 令和4年1月21日 随意契約について(執行) 第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等に要する費用の単価契約②の追加執行について
- ⑲ 令和4年3月31日 作業報告書 第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等に要する費用の単価契約②
- ⑳ 令和4年3月31日 検収員について(任命) 令和3年度 第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等に要する費用の単価契約②
- ㉑ 令和4年3月31日 委託業務完了検収報告書 令和3年度 第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等に要する費用の単価契約②

[裁判関係書類]

- ① 平成31年3月11日 那覇地方裁判所からの書類收受について(報告)
- ② 平成31年4月2日 指定届について(提出)
- ③ 平成31年4月11日付け メール G弁護士法人より受信「答弁書の提出」
- ④ 平成31年4月11日 答弁書(平成31年4月11日)の概要 市長供覧
- ⑤ 判決

(裁判所提出書類)

<原告>

- ① 第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状 訴状(副本) 注意事項(通常事件用) 送達場所等の届出書兼訴訟進行照会に対する回答書 証拠説明書(副本) 甲第1~16号証の7
- ② 原告第1準備書面 証拠説明書(2) 甲第17~35号証
- ③ 原告第2準備書面関係書類 証拠説明書(甲36~51) 甲第36~51号証
- ④ 原告第3準備書面
- ⑤ 原告第4準備書面 証拠説明書(甲52~65)
- ⑥ 原告第5準備書面 証拠説明書(甲66~69) 甲第66~69
- ⑦ 原告第6準備書面
- ⑧ 原告第7準備書面関係書類 証拠説明書(甲70の1~72の20) 訴えの変更申立書
- ⑨ 原告第8準備書面関係書類 証拠説明書(甲73~75) 甲第73~75

<被告>

- ① 答弁書
- ② 準備書面(1) 証拠説明書(乙1) 乙第1号証
- ③ 準備書面(2) 証拠説明書(乙2~7) 乙第2~7号証の2
- ④ 乙第8号証
- ⑤ 証拠説明書(乙9) 乙第9号証
- ⑥ 準備書面(3)
- ⑦ 準備書面(4) 証拠説明書(乙17~19) 乙第17~19号証
- ⑧ 準備書面(4) 再提出分
- ⑨ 準備書面(5) 証拠説明書(乙20) 乙第20号証
- ⑩ 準備書面(6) 証拠説明書(乙21~24) 乙第21~24号証
- ⑪ 準備書面(7) 証拠説明書(乙25~31) 乙第25~31号証
- ⑫ 証拠説明書(乙32~33) 乙第32~33号証

(訴訟報告書等)

- ① 訴訟報告書(訴訟期日:令和元年10月8日~令和4年1月11日分)
- ② 訴訟期日報告書(訴訟期日:令和元年5月28日~令和4年1月11日分)

(10) 福岡高等裁判所 那覇支部令和4年(ネ)第76号貸貸借料請求控訴事件に関する事務

[契約関係]

(弁護士委任)

- ① 令和4年3月28日 訴訟委任について(委任)
- ② 令和4年3月29日 随意契約について(執行) 弁護士委任契約
- ③ 令和4年3月29日 随意契約について(締結) 弁護士委任契約
- ④ 令和4年3月29日 委任契約書
- ⑤ 令和4年4月7日 随意契約について(執行) 弁護士委任契約
- ⑥ 令和4年4月7日 予定価格について(設定) 弁護士委任契約
- ⑦ 令和4年4月11日 訴訟委任について(締結) 弁護士委任契約
- ⑧ 令和4年4月11日 委任契約書
- ⑨ 令和4年4月11日 訴訟委任について(委任) 弁護士委任契約
- ⑩ 令和4年4月11日 支出負担行為伺票 弁護士委託料(着手金)負担行為額
5,500,000円
- ⑪ 令和5年4月14日 報酬に関するご相談
- ⑫ 令和5年5月22日 弁護士委任契約の変更契約について(執行伺)
- ⑬ 令和5年5月26日 弁護士委任契約の変更契約について(締結伺)

⑭ 令和5年5月26日 変更契約書

⑮ 請求書

(その他契約)

- ① 令和4年4月11日 随意契約について(執行) 第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等委託契約
- ② 令和4年4月11日 予定価格について
- ③ 令和4年4月11日 随意契約について(締結) 第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等委託契約
- ④ 令和4年4月11日 第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等委託契約書
- ⑤ 令和4年4月11日 支出負担行為伺票 第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等委託契約
- ⑥ 令和4年7月6日 第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等委託変更契約(執行)
- ⑦ 令和4年7月6日 第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等委託変更契約(締結)
- ⑧ 令和4年7月6日 第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等委託変更契約書
- ⑨ 令和4年7月6日 支出負担行為伺票(変更増) 第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等委託契約
- ⑩ 令和5年3月31日 作業報告書
- ⑪ 令和5年3月31日 検収員について(任命)
- ⑫ 令和5年3月31日 委託業務完了検収報告書
- ⑬ 令和5年5月23日 支出命令書 第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等委託契約
- ⑭ 令和5年5月29日 随意契約の執行について(第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等委託契約)
- ⑮ 令和5年6月8日 随意契約の締結について(第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等委託契約)
- ⑯ 第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等委託契約書(令和5年度)
- ⑰ 令和5年6月8日 支出負担行為伺票 第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等委託契約
- ⑱ 令和5年7月12日 検収員について(任命)(第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等委託契約)

- ⑱ 令和5年7月12日 委託業務完了検収報告書
- ⑳ 令和5年7月12日 検収結果通知について
- ㉑ 令和5年8月21日 支出命令票 第五次総合行政システム運用管理に関する技術者確認作業等委託契約

〔裁判関係書類〕

(控訴手続き)

- ① 平成4年3月17日 控訴の提起について (意思決定)
- ② 平成4年3月17日 浦添市議会令和4年3月定例会追加議案部長会議用の議案について (提出)
- ③ 平成4年3月29日 控訴状貼用印紙受領書
- ④ 令和4年4月6日 控訴において第1審弁護士の他に他の弁護士を活用することについて (意思決定)
- ⑤ 令和4年4月7日 控訴における委任弁護士の決定について (意思決定)
- ⑥ 令和4年4月11日 訴訟委任状
- ⑦ 令和4年5月18日 控訴理由書の提出について (提出)

(裁判所提出書類)

<控訴人>

- ① 令和4年5月18日 控訴理由書の提出について
- ② 控訴理由書 証拠説明書 乙第34～58号証 訴訟委任状
- ③ 令和5年1月13日 控訴人準備書面(1)(2)(3)について (提出)
- ④ 控訴人準備書面(1)(2)(3) 証拠説明書(2) 乙第59～70号証
- ⑤ 令和5年4月21日 控訴人準備書面(4)、証拠説明書(3)の提出について (提出)
- ⑥ 控訴人準備書面(4) 証拠説明書(3) 乙第71～72号証
- ⑦ 令和5年7月6日 控訴人準備書面(5)(6)、証拠説明書(3)の提出について (提出)
- ⑧ 控訴人準備書面(5)(6) 証拠説明書(4) 乙第73～96号証

<被控訴人>

- ① 上申書
- ② 控訴答弁書 証拠説明書(9) 甲第76～87号証
- ③ 被控訴人準備書面(1)(2)(3) 証拠説明書 甲第88～116号証

(期日報告書)

期日報告書（訴訟期日：令和4年10月24日～令和5年7月14日分）

（和解関係）

- ① 令和5年7月24日 和解協議に係る和解条項案について（意思決定）
- ② 令和5年7月26日 和解協議に係る和解条項案の変更について（意思決定）
- ③ 令和5年8月18日 議案第48号 裁判上の和解について
- ④ 令和5年8月8日 議決証明書交付申請書について（申請）
- ⑤ 令和5年8月21日 議決証明書交付申請書について（申請）
- ⑥ 令和5年8月21日 事務連絡（令和5年8月22日取り消し）
- ⑦ 令和5年9月8日 和解調書
- ⑧ 令和5年9月13日 收受 和解調書供覧
- ⑨ 令和5年9月13日 和解成立のご報告（報告）

【予算管理簿】

平成25年度～平成28年度

令和2年度～令和5年度

エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした
和解金に関する調査に関連したこれまでの経緯、現在
の状況、今後の方針等を記載した資料について
(報告)

浦添市
令和7年7月

資料(2)

目次

1. これまでの経緯	2
(1) 第五次総合行政システム等の契約締結と導入の背景	2
(2) システムの不具合発生と契約解除へ至った状況	2
(3) 訴訟の提起と裁判の経過	3
(4) 裁判上の和解成立	3
2. 監査結果の要点	4
3. 監査結果に基づく個人賠償責任に関する見解	7
4. 市政運営に関する調査特別委員会からのご指摘と対する見解	8
5. 問題の根本原因の分析について	9
(1) 契約に対する組織的リスク管理の欠如	9
(2) 不透明な意思決定と説明責任の欠如	10
(3) 文書管理の不備と庁内合意形成の不足	10
6. 総合的な再発防止策	11
【第一の柱】 制度改革によるガバナンスの再構築	11
【第二の柱】 業務プロセスの見直しと可視化	12
【第三の柱】 組織と人材の改革	13
7. 結びに	13
参考資料「時系列表」	14

エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査に関連したこれまでの経緯、現在の状況、今後の方針等を記載した資料について（報告）

1. これまでの経緯

(1) 第五次総合行政システム等の契約締結と導入の背景

本市は、平成 20 年 3 月 31 日に株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州（以下、「NTT データ九州」という。）と「第五次総合行政システム賃貸借契約」（契約期間：平成 20 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日）を、また平成 22 年 4 月 30 日には「第五次総合行政福祉システム賃貸借契約」（契約期間：平成 22 年 10 月 1 日～平成 32 年 9 月 30 日）を、それぞれ 10 年間の長期契約として締結しました。

これらのシステム調達における本市の基本方針には、特定の事業者がシステムが囲い込まれる「ベンダーロックイン」状態を打破し、地元 IT 企業の育成を促進するという方針が掲げられていました。この方針を達成するため、システム開発（NTT データ九州が担当）と、その後の運用保守業務を分離し、技術移転期間を経て地元企業が運用保守を担うという方式が採用され、平成 24 年 9 月から平成 28 年 12 月までは、地元事業者である株式会社コンピュータ沖縄に運用保守を委託しております。

(2) システムの不具合発生と契約解除へ至った状況

両システムは、本稼働直後から慢性的な不具合が頻発しました。例えば、児童手当受給者現況届において約 11,000 件の記載内容に誤りが生じ、職員が手書きで修正対応に追われるなど、行政事務に深刻な支障をきたす事態が続いていました。

こうした状況を受け、本市は平成 25 年 5 月 21 日に関係所属長による「第五次総合行政システム検証プロジェクト」を設置し、その検証の結果、不具合の改善が不透明であること、法改正に伴う改修費用が高額であることなどを理由に、システム入れ替えの検討を開始しました。平成 25 年 12 月 9 日、NTT データ九州と協議を行う中で、不具合の改善を要望し、改善が見込まれないのであればシステムの入替を検討する旨の説明を行いましたが、その後、NTT データ九州から不具合の改善が行われなかったことから、平成 26 年 8 月 15 日の庁議において正式にシステム入れ替えが承認されました。

システム入れ替えに伴う契約解除に向けて、市は顧問弁護士に複数回相談を行いました。その際、本契約は「賃貸借契約」であり、システムを返還すれば、その後の賃貸借料の支払い義務は生じないと思われるとの助言を得ました。

平成 28 年 6 月から NTT データ九州との間で計 6 回にわたる協議が行われましたが、合意には至りませんでした。協議が不調に終わり、平成 28 年 10 月 12 日の二役調整において、「浦添市の方針として第五次総合行政システム等を利用しない平成 29 年 1 月以降の金銭的負担は検討しない。」としたことを受け、平成 28 年 12 月 16 日付で NTT データ九州に対し契約解除を通知し、平成 29 年 1 月以降の賃貸借料の支払いを停止しました。

(3) 訴訟の提起と裁判の経過

平成 29 年 1 月以降も NTT データ九州と協議・調整を複数回実施しましたが、協議は平行線のまま終了し、NTT データ九州は平成 31 年 2 月 12 日、本市を相手取り、未払い賃貸借料の支払いを求める訴訟を那覇地方裁判所に提起しました。

当該裁判においては本件各契約の法的性質、債務不履行ないし瑕疵の有無及び解除の成否等が争点となりましたが、令和 4 年 3 月 15 日、那覇地方裁判所は NTT データ九州の主張を認め、「原告（NTT データ九州）による債務不履行は認められず、被告（浦添市）は、瑕疵担保責任に基づく解除または本件各システム契約に基づく賃貸借料の支払い義務を免れることもできない」として、本市に支払い義務があるとの判決を下しました。

控訴に当たって本市は、令和 4 年 3 月 25 日に議決を受けたうえで、第一審の審理が不十分であること等を理由に、令和 4 年 3 月 29 日に福岡高等裁判所那覇支部に控訴状を提出しました。

(4) 裁判上の和解成立

控訴審において審理が続けられましたが、令和 5 年 7 月 27 日、裁判所から和解勧告がなされました。その際、裁判所からは「一審の判断を覆すことは厳しく、法的な評価として瑕疵があるというにはハードルが高い」との話がありました。

本市はこの勧告を受け、このまま判決を待った場合には、むしろ遅延損害金が拡大するため、これ以上の財政的損失を回避するためには和解に応じることが最善の選択であると

判断し、和解勧告を受け入れ、令和5年9月6日に和解が成立しました。同年9月26日、市はNTTデータ九州に対し、和解金として総額2億6,062万693円を支払いました。

和解金の内訳は以下の通りです。

総額 2億6,062万693円

内訳：賃貸借料相当額2億2,426万7,718円

遅延損害金相当額3,635万2,975円

2.監査結果の要点

本件に関し、市長の要求に基づき実施された監査の結果報告書（令和7年3月28日報告）では、一連の事務処理において多数の問題点が指摘されました。以下にその要点を抜粋いたします。

◆ 調達・契約における手続き

調達に関連する一連の事務処理において、杜撰な事務処理が多くみられた

- 予定価格の積算根拠となる資料（設計書等）が不存在または不明確
- 契約保証金免除の根拠資料の不存在または不備により免除の妥当性の判断ができない
- 決裁文書間での日付や情報の不整合
- 随意契約に係る実施伺いで財務部門との合議漏れは、不適切である
- NTTデータ九州が裁判資料として提出した実施終了報告書（検査合格書）については発行に係る起案文書等一式が不存在
- 納品物の不足がある状態で検収を行ったこと
- 第五次総合行政システムの業者選定に係る透明性や公平性については、業者選定基準設定に係る資料及び各審査委員の評価シート等の資料が不存在

- ミドルウェア契約関連ではシステム開発業者を評価者として参入させる必要性があったかについては、当該事業者のグループ企業も応募していることからシステム開発業者との利害関係により公平な審査の妨げになる恐れ、または疑いを持たれる可能性があることから疑問が残る
- 第五次総合行政福祉システムについては、過去2年間の業務分析では不明確な部分があり、再度詳細な分析を行う必要が生じたためとして、第五次総合行政福祉システムの契約予定期日を1年延長しているが、公募前に十分な業務分析を行っていたかどうか、決裁時にチェック機能が働いていたかどうかについて疑問が残る
- また、その後の変更契約については執行伺いや締結伺いが一部不存在
- 運用支援委託契約先の選定方法については、平成22年度及び平成23年度の運用支援委託契約はシステムの共同構築事業者であるイーコーポレーションドットジェーピー株式会社を随契先として選定しているが、もう一つの構築事業者であるNTTデータ九州を随契先の相手方候補としなかった理由が不明である

◆ 契約解除、支払い停止の判断、及び訴訟外協議

- 契約解除に向けての庁内における調整、検討、顧問弁護士への相談、調整、及びNTTデータ九州との協議等における過程において事務的な不手際は認められない
- 当時の担当者及び決裁権者は、協議の都度、法令及び契約条項等に照らし、判断した自らの解釈が適切であるかを確認するべく顧問弁護士の専門的な意見を得ている
- 訴訟外協議において、市が平成28年に、平成25年の協議においてNTTデータ九州が改めてヒアリングを行うため市を訪問するとしながら、来庁しなかった理由を問うているが、それまでの約3年間、NTTデータ九州がヒアリングしないことについて、市がどのような対応をしたか不明である。

◆ 訴訟と和解

(第一審及び控訴審)

- 契約締結前に訴訟委任状を発行した行為は適切であるとは言えない
- 契約保証金免除の根拠の記載がなく、根拠が不明確であり適切ではない
- 随意契約に係る実施伺いで財務部門との合議漏れは、不適切である

(第一審)

- 企画部長等を代理人とする指定代理人届等訴訟に関する文書の決裁権者は市長とすべきであるところ、副市長としていることは適切でない
- 裁判所に提出する準備書面の起案が確認できなかった
- 訴訟報告書及び訴訟期日報告書については、適宜市長へ報告されている

(控訴審)

- 控訴提起の意思決定、第一審の弁護士に加え他の弁護士を活用する意思決定、委任弁護士決定について起案をしておき、決裁規程に基づき市長決裁をしている。
- 裁判所に提出する準備書面等も起案され、期日報告書については適宜市長へ報告されている

(和解勧告)

- 和解条項案を決定する意思決定、和解条項案の変更について起案し、市長決裁を得ている
- 和解について議会の議決を求め、可決された

上記を踏まえ、確認できた事実から監査委員会より下記のような意見が示されています。

1. 事業を実施する過程において、規則及び契約等に沿っていない事務、軽微な書類の記載誤り等が散見され、決裁機能が十分働いていない状況がある
2. 契約解除に伴い支払い停止した行為については、顧問弁護士に相談の上、法令及び契約条項等に適合したものであると認識し決定したことから、当時は支払い停止した行為が正当なものであると理解しており、故意に法令や契約に背いた行為を行っていたものではない
3. 控訴は適正な司法判断を求めた行為として差し支えない
4. 内部統制について機能強化を図りたい

3.監査結果に基づく個人賠償責任に関する見解

地方自治体の職員が市に損害を与えた場合の賠償責任は、地方自治法第 243 条の 2 の 8 に定められています。支出負担行為に関わる職員に賠償責任が生じるのは、法令の規定に違反して当該行為をしたこと、法令の規定に違反して当該行為を怠ったこと、その行為が「故意又は重大な過失」によって行われた場合に限られます。単なる「過失」（判断の誤りや注意不足）では足りず、「重大な過失」が要求され、判例や国の通知によれば、「重大な過失」とは、通常、人に要求される注意を著しく欠いた、若しくはほとんど故意に近い悪質な状態を指します。具体的には、損害発生 of 蓋然性が極めて高いことを容易に認識できたにもかかわらず、それを無視した場合や、専門家の意見聴取や議会の議決といった、踏むべき基本的な手続きを全く経なかった場合などが該当し得ます。地方自治法上、職員個人に損害賠償を命じるためには、当該職員に「故意または重大な過失」があったことが要件となります。

今回の監査結果において「故意または重大な過失」が認められるのかについて照会をかけたところ、資料の存在が確認できず、判断するに至らない事項が数多くあった。現存する書類等により確認できた行政事務については、規則及び契約等に沿っていない事務、軽微な書類の記載誤り等が散見されたものの「故意または重大な過失」となる事務の執行は認められなかったとの回答が示されました。

また、地方自治法の規定上、特別職に対してはこの賠償命令を直接適用することはできず、その責任を問う手段としては民事訴訟などが考えられます。

これらの法的な見解を踏まえつつ、結果として市に多大な損害を与えた事実を極めて重く受け止めており、その原因を分析し、実効性のある再発防止策を構築・実行することが、責務であると考えております。

4. 市政運営に関する調査特別委員会からのご指摘と対する見解

この度、市政運営に関する調査特別委員会より賜りましたご指摘の一つひとつを重く受け止め、以下の通り見解を申し述べさせていただきます。

①市は、システムについて、当初不具合があるにもかかわらず、当該システムが納品されたことに対し、検収は十分行われたのか。

監査報告書においても「納品物に不足がある状態で検収を行ったことは、事務手続きとして適切でない」と指摘された通り、当時の検収プロセスは極めて不十分であったと認めざるを得ません。契約内容が完全に履行されているかを確認する組織的なチェック体制が不明確であり、その後の問題拡大の一因となったと深く反省しております。

②本システム契約は、賃貸借契約に当たるとの市の主張が、裁判では、請負契約であるとの認識であった。その認識の違いが、高額な和解金の発生要因となったと考えられるが、当時のその判断は、適切であったのか。また、和解金が発生した責任の所在はどこにあるのか。

契約の法的性質に関する認識の甘さが、本訴訟の最大の要因であったと認識しております。契約名にあるように「賃貸借契約」と判断しておりましたが、結果としてその判断は司法の場では認められませんでした。先進的で複雑な契約に対するリスク評価や法務的な検討が、組織として不足していました。責任の所在については、監査結果の通り個人の重過失を問うことは困難であるものの、このような不適切なプロセスを許容したガバナンス不全にこそ、重い責任があると考えております。

③契約解除の意思決定について、起案が行われていない等、各事務手続きは適正に執行されたのか。

監査で指摘された数々の事務処理上の不備も含め、適正な手続きを軽視し、記録を残さずに物事を進めることを許容してしまった組織体制があったことを痛感しております。

④市は、浦添市監査委員に対して、地方自治法第199条第6項の規定に基づき、事務の執行について監査を依頼しているとのことだが、本特別委員会から数度の要望にもかかわらず未だ報告がされていない。監査報告はいつになるのか。

令和7年3月28日に報告済みのため、省略いたします。

⑤貴重な財源から高額の和解金として、2億6,062万693円が市の予算から支払われたが、市議会から今回の和解金については、「市民負担を負わせることがないように強く求める。」との附帯決議が行われた。市は、どのように対応する考えか。

貴重な財源から多額の和解金をお支払いするに至った事態は、弁解の余地もございません。重ねて深くお詫び申し上げます。個人への賠償責任を問うことは困難であり、このご負担にお応えする唯一の道は、二度とこのような事態を繰り返さないための実効性ある再発防止策を徹底して実行し、市政への信頼を回復することであると肝に銘じております。

5.問題の根本原因の分析について

市政運営に関する調査特別委員会のご指摘、及び監査委員会の監査結果を踏まえ、本件の根本原因は、単なる個人の過誤ではなく、システム調達に根差した組織的な問題であると分析いたしました。

(1) 契約に対する組織的リスク管理の欠如

本件の根源には、システム調達に係る先進的・複雑な契約に対する組織的なリスク認識と管理の甘さがありました。

- **契約の法的性質に関する認識の齟齬:** 「ベンダーロックイン打破」という目的自体には合理性がありましたが、その実現手段として採用した「開発と保守の分離」という先進的な調達方式は契約の法的性質である賃貸借か請負かを巡る解釈の相違という重大なリスクを内包していました。しかし、このリスクに対する専門的な法務チェックや組織的な検討が不十分なまま、契約締結を進めてしまっていたことや解約時において「賃貸借契約であり支払い義務は生じないと思われる」という顧問弁護士の助言を根拠に、相手方との認識に致命的な齟齬を生み、交渉の余地を失わせる直接的な原因となりました。この根本的な認識の違いが、不具合発生時の修繕義務の範囲や契約解除の有効性を巡る争点となり、訴訟に至る要因となりました。その結果、第一審で市が「賃貸借契約」と主張を行ったものの、裁判所は「請負契約ないし準委託契約の性質を有する」と判断しました。
- **杜撰な契約事務プロセス:** 監査報告書では、契約の入り口段階から数々の問題点が指摘されています。具体的には、事業内容を考慮すると十分とは言えない公募期間の設定、予定価格の積算根拠となる設計書等の不存在、契約保証金を免除した根拠資

料の不存在など、契約事務における基本的な手続きが遵守されていませんでした。これらは、契約の妥当性や相手方の履行能力を担保するための基本的なチェックであるにもかかわらず形骸化され、このような杜撰な事務処理が、システム調達に係る契約全体の信頼性を損なう一因となりました。

(2) 不透明な意思決定と説明責任の欠如

システム調達に係る業務執行における重要な意思決定が、客観的な記録や正規の手続きを経ずに行われていた可能性があり、チェック機能が十分に働いていませんでした。

- **正規の手続きを経ない意思決定:** 調査特別委員会からは、2億円以上の市民負担に繋がる契約の解除という極めて重要な意思決定が、弁護士相談を適切に行っていたものの正規の起案文書を作成せずに行われたことが指摘されています。2億円以上の財政負担に繋がりうる契約解除という重要な決定プロセスが記録に残されないことは、市民や議会に対する説明責任の意識が欠如していたことに他ならず、本来機能すべき決裁や合議といった仕組みが、形骸化していました。
- **形骸化した検収プロセス:** 一部、納品物に不足がある状態やシステム稼働に向けたテストが適切に行われていたか不明な状態で検収が行われていたこともシステム調達に係る契約履行を確認するという重要な業務が、客観的な基準なく、不透明なプロセスで行われたことを示しています。

(3) 文書管理の不備と庁内合意形成の不足

監査において多数の「資料不存在」が指摘されたことは、文書管理の不備であり、組織としての合意形成のプロセスが形骸化していることを示しています。

- **重要資料の不存在:** 監査の過程で、監査委員から要求された資料について「現在では存在を確認できないとされるものが多数あった」と報告されています。重要な判断や交渉の経緯が記録として残されておらず、担当者個人の経験や記憶に依存する「属人化」した行政運営が行われていたと言えます。これにより、組織としての対応能力を低下させた一因となっており、意思決定の前提となるべき資料や、交渉の経緯を示す記録が残っていないことは、問題発生時の原因究明や責任の所在の明確化などの検証を困難にしました。
- **庁内合意形成の不足:** 監査報告書の付言において、「システムの仕様の実現可能性の議論や、導入に向けての庁内での合意形成過程が十分とは言えなかったと推察され

る」と指摘されています。先進的な取り組みであるにも関わらず、システム導入前の検討段階で関係部署を巻き込んだ十分な検討や合意形成がなされなかったことが、後の混乱を招いた要因と考えられます。

6.総合的な再発防止策

以上の原因分析に基づき、二度とこのような過ちを繰り返さないため、実効性のある総合的な再発防止策を、以下の三つの柱で実行いたします。「浦添市 IT ガバナンスガイドライン」を中核に据え、制度、業務プロセス、そして組織文化の全てを対象とした改革に取り組めます。

【第一の柱】制度改革によるガバナンスの再構築

IT システムの企画から契約に至るプロセスに、組織的なチェック機能を制度として組み込みます。

- **構想・企画段階の制度的強化:**

1. **情報提供依頼（RFI）の義務化:** 新規システム調達の検討段階で、複数の事業者から広く技術情報や概算費用を収集する RFI の実施を義務付けます。これにより、担当者の思い込みや限定的な情報に基づく計画を防ぎ、監査で指摘された「積算根拠の不存在」という問題を根本から解決します。
2. 「浦添市情報化推進委員会」等による多角的審議の必須化: 金額規模の大きい案件や新規性の高い案件は、必ず庁内の「浦添市情報化推進委員会」等で多角的に審議し、組織としての投資判断を行うプロセスを徹底します。これにより、担当部署の独断を防ぎ、「庁内合意形成の不足」を制度的に解消します。

- **契約プロセスの厳格化:**

1. **外部専門家による法的チェックの義務化:** 本件の最大の失敗要因である契約の法的性質の誤認を防ぐため、先進的・非典型的な契約については、契約締結前に顧問弁護士等外部の専門家によるリーガルチェックを必須とするプロセ

スを導入します。これにより、市に不利な契約条項や潜在的リスクを事前に特定し、組織として適切な判断を下す体制を構築します。

2. **契約事務の標準化と手続き遵守の徹底**: 契約保証金免除の要件確認と根拠資料の添付、関係各課（財政課等）との合議について、法令等を確認、遵守を徹底いたします。

【第二の柱】業務プロセスの見直しと可視化

システム調達に係るプロジェクトの進行管理と検収、公文書管理のプロセスを標準化し、属人化を排除します。

• プロジェクト管理の標準化:

1. 「プロジェクト計画書」の作成と合意: 受注業者との間で、体制、スケジュール、役割分担等を定めた「プロジェクト計画書」の作成と合意を義務付け、関係者全員が参加するキックオフ会議で共有します。
2. 定例会議と議事録による進捗の可視化: 定期的な進捗・課題管理会議の開催と、決定事項・懸案事項を明記した議事録の作成・共有を徹底し、関係者間の認識齟齬を防止します。

• 検収プロセスの厳格化と客観性の担保:

1. 客観的証跡に基づく検収: 受注業者が提出する「テスト計画書」及び「テスト報告書」に基づき、市の要求仕様が満たされているかを客観的な証跡をもって確認するプロセスを導入します。
2. 「稼働判定会議」の設置: システム所管課、情報政策課、受注業者が一堂に会し、テスト結果や残存課題をレビューした上で、組織として稼働可否を最終判断する「稼働判定会議」を設置します。これにより、担当者の個人的判断で不完全なシステムを受け入れるという「不十分な検収」を制度的に防止します。

• 公文書管理の徹底:

1. 浦添市 IT ガバナンスガイドラインで定められた各プロセスで作成される全ての文書（RFI 結果、委員会資料、議事録、テスト報告書等）を公文書とし

て適正に作成・保存することを意識付けます。これにより、「資料不存在」という問題を解決し、将来の検証可能性と説明責任を確保します。

【第三の柱】組織と人材の改革

制度やプロセスの実効性を高めるため、職員の意識と能力の向上を図ります。

- 専門性の向上に向けた職員研修の強化：
 - 「浦添市 IT ガバナンスガイドライン」の内容を、全管理職及び契約担当部署の職員を対象とした研修と位置づけ、その理解と遵守を徹底します。
- 失敗から学び、知識を共有する組織文化の醸成：
 - 本件をケーススタディとして、会計事務、契約事務等の研修において、遵守する事項について注意喚起を行い、手続き遵守の重要性と、それを怠った場合のリスクを全庁的に共有します。これにより、監査報告書の付言にある「今回の件を今後の施策推進に活かしていく」という要望に応えます。

7.結びに

本件は、市の行政運営におけるガバナンスの脆弱性を露呈する、極めて重く、痛苦的な教訓となりました。この事実を全職員が深く胸に刻み、二度とこのような事態を引き起こさぬよう、本報告書に掲げた再発防止策を実行し、市民の皆様からの信頼回復に尽くす所存です。

参考資料「時系列表」

時期	事象
平成 20 年 3 月 31 日	NTT データ九州と「第五次総合行政システム賃貸借契約」を締結。
平成 21 年 3 月 16 日	第五次総合行政システムが本稼働。稼働直後から慢性的な不具合が頻発。
平成 22 年 4 月 30 日	NTT データ九州と「第五次総合行政福祉システム賃貸借契約」を締結。
平成 23 年 3 月 22 日	第五次総合行政福祉システムが本稼働。こちらも同様に不具合が続く。
平成 25 年 5 月 21 日	度重なる不具合を受け、関係所属長による「第五次総合行政システム検証プロジェクト」を設置。
平成 26 年 8 月 15 日	庁議において、システムの入替を正式に決定。
平成 28 年 12 月 16 日	複数回にわたる協議が不調に終わったことを受け、市は顧問弁護士の助言に基づき、NTT データ九州に対し契約解除を通知。
平成 29 年 1 月	市は賃貸借料の支払いを停止。
平成 31 年 2 月 12 日	NTT データ九州が、未払い賃貸借料等の支払いを求め、那覇地方裁判所に訴訟を提起。
令和 4 年 3 月 15 日	那覇地方裁判所が、市の支払い義務を認める判決（第一審判決）を下す。
令和 4 年 3 月 25 日	控訴を提起する議案の可決。
令和 4 年 3 月 29 日	市は第一審判決を不服として、福岡高等裁判所那覇支部に控訴。

令和5年7月27日	裁判所から和解勧告がなされる。
令和5年8月18日	和解議案の可決。
令和5年9月6日	裁判上の和解が成立。
令和5年9月26日	市がNTTデータ九州に対し、和解金として総額2億6,062万693円を支払う。
令和5年12月25日	市長が地方自治法第199条第6項に基づき、本市の監査委員に対し、システム導入計画から和解金支払いに至るまでの全事務執行に関する監査を要求する。
令和7年3月28日	監査委員が「市長要求監査結果報告書」を提出。



浦添職 第 168 号
令和 7 年 9 月 17 日

浦添市議会
議長 又吉 健太郎 殿

浦添市長 松本 哲治



エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査及びハラスメントに関する調査に関連する資料の提出について（提出）

令和 7 年 8 月 25 日付け浦議第 250 号で依頼があった件につきまして、下記のとおり提出いたします。

- ① 市民及び市議会に対するエヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査に係る速やかな説明責任を求めることについて

次回定例会（12 月）の際に報告書を配付し、本会議において発言の機会を得て、謝罪及び特別委員会へ提出した報告書の概要を説明します。

- ② 執行部が報告したハラスメントに関する調査に関連したこれまでの経緯、現在の状況、今後の方針等を記載した資料（以下、「当該資料」という。）中の Q2. 被害者からみた加害者の役割はなんですか（P6 ページ）の問いに対する特別職（市長・副市長・教育長・議員）22 件の内訳が不明のため、特別職それぞれの実態に係る説明を求めることについて

特別職に関するハラスメントの実態について、より詳細に把握するため、特別職に区分を設け再度アンケートを実施しています。とりまとめ後、ご報告いたします。

- ③ 当該資料中（P8 ページ）に記載しているハラスメントの防止に向けた条例制定の検討を進めることに対して、早期の条例制定を求めることについて

次回定例会（12 月）、遅くとも次々定例会（令和 8 年 3 月）には、条例案が提出できるよう、準備を進めてまいります。

問合せ先
浦添市 総務部
職員課 人事係 瑞慶覧（内線 2067）



浦添職 第 242 号
令和 7 年 11 月 11 日

浦添市議会
議長 又吉 健太郎 殿

浦添市長 松本 哲治



エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査に関連する資料の提出について（訂正）

令和 7 年 9 月 17 日付け浦添職第 168 号で提出した件につきまして、次のとおり訂正がありますので、ご対応いただきますようお願いいたします。

1 報告対象

市民及び市議会に対するエヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査に係る速やかな説明責任を求めることについて

2 報告内容

（訂正前）

次回定例会（12 月）の際に報告書を配付し、本会議において発言の機会を得て、謝罪及び特別委員会へ提出した報告書の概要を説明します。

（訂正後）

市政運営に関する調査特別委員会による調査報告の終了後、本会議において報告書を配付し発言の機会を得て、謝罪及び特別委員会へ提出した報告書の概要を説明します。

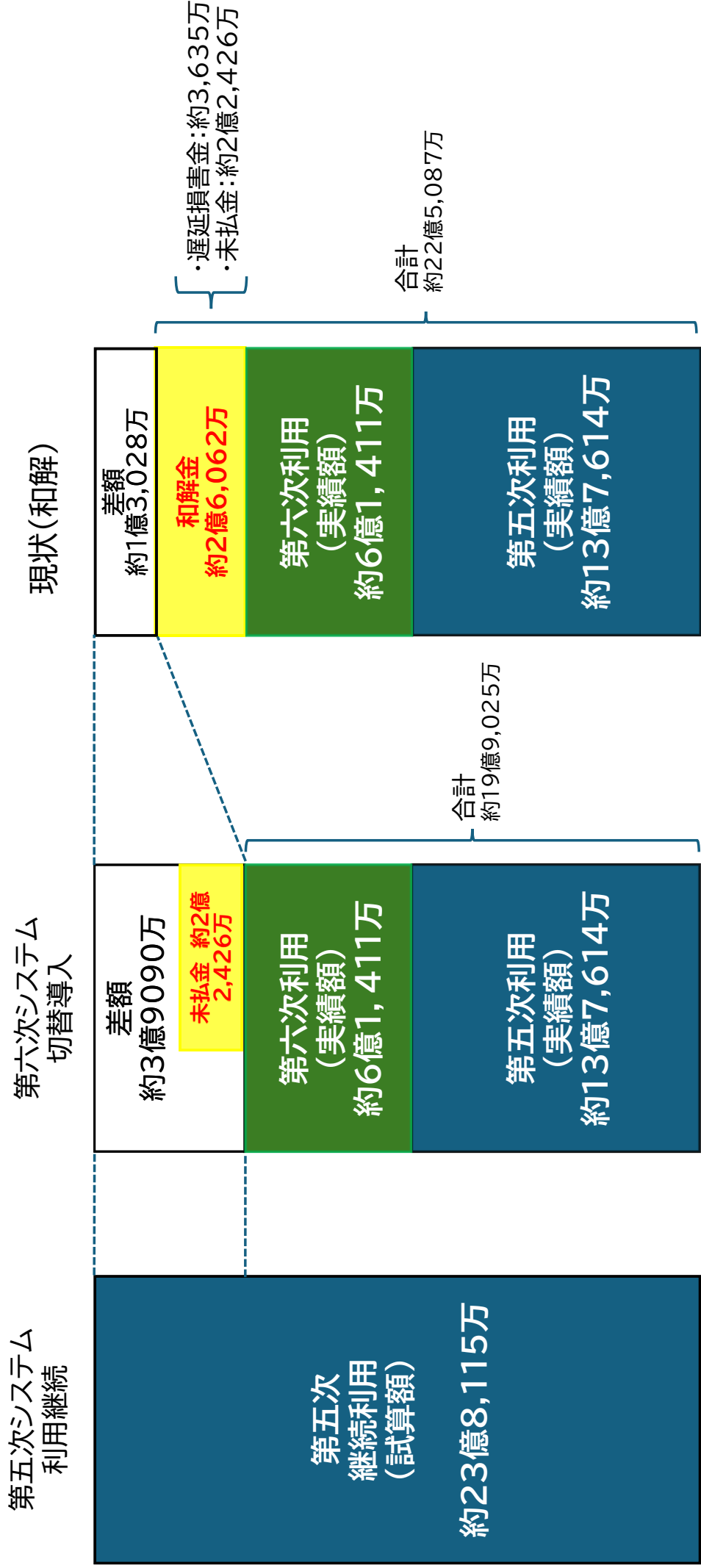
問合せ先

浦添市 総務部

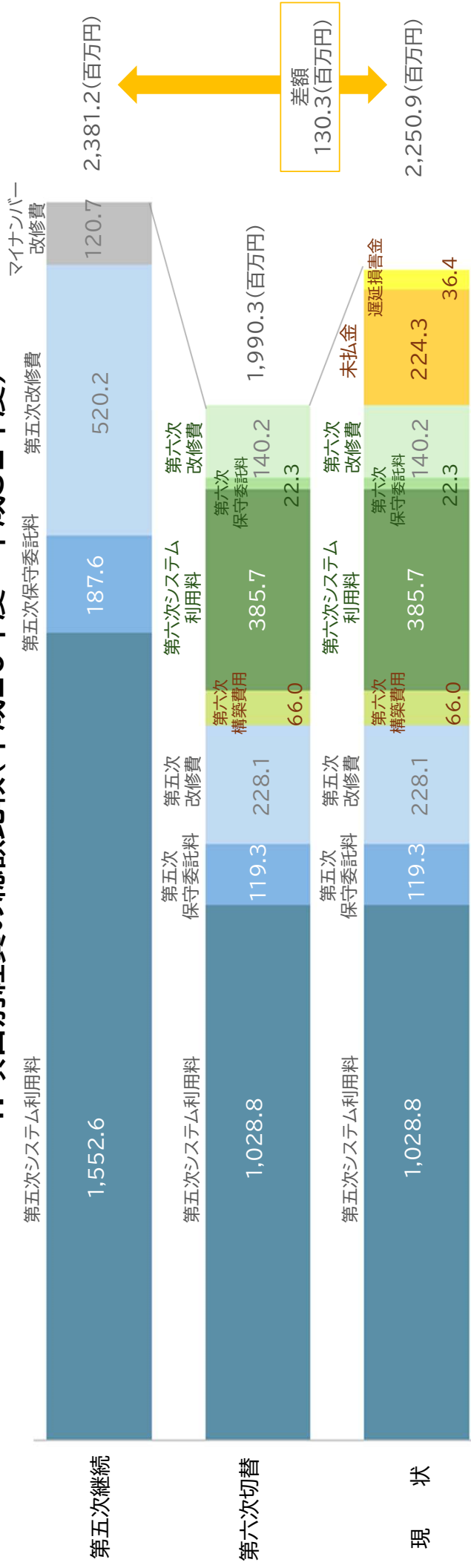
職員課 人事係 瑞慶覧（内線 2067）

総合行政システム切替 費用分析

～第六次システム切替による比較～



1. 項目別経費の総額比較(平成20年度～平成32年度)



2. 年度別経費の比較(平成20年度～平成32年度)

